

招集期日 平成20年3月3日(月曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第2委員会室

開 会 3月3日(月曜日)午前 9時30分

閉 会 3月3日(月曜日)午後 7時13分

出席委員 委員長 平山五郎 副委員長 金澤秀信  
委員 石田芳夫 委員 宮岡治郎  
委員 野口哲次 委員 金子俊雄  
委員 友山信夫 委員 齋藤武久

欠席委員 な し

早退委員 委員 齋藤武久 午後0時30分退室

説明のため出席した職員 環境経済部長 建設部長  
区画整理部長 水道部長  
関係職員

委員会に出席した事務局職員 高山 勇

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより都市経済常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、一般議案5件及び当初予算7件の計12件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日と明日4日の2日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日と明日4日の2日間とすることに決定いたしました。

次に、議案第38号の一般会計予算の審査につきましては、環境経済部所管のもの、建設部所管のもの、区画整理部所管のもの順で審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

ここで、執行部の方に申し上げます。予算審査に当たり、平成20年度予算の説明に際しましては、経常経費を省略し、特に説明を必要とするものだけにとどめ、簡潔明瞭にお願いします。また、

歳入歳出それぞれ説明し、科目名とページ数をはっきりと発言してから行ってください。

それでは、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時31分 休憩

午前 9時32分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第20号 市道路線の廃止について

議案第21号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第20号 市道路線の廃止について、議案第21号 市道路線の認定についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

道路管理課長 おはようございます。議案第20号、21号につきましては関連がございますので、一括して提案の理由を申し上げます。

先にお礼と報告をさせていただきます。おかげさまで武蔵藤沢駅の自由通路は、2月9日土曜日から通行可能となりました。大変ご協力ありがとうございました。なお、西口の交通広場、歩行

者デッキ等の駅周辺関連施設の整備がまだ時間かかりますので、全体が完成した後に完成記念式典を行う予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

続きまして、まず議案第20号でございますけれども、議案第20号で廃止しようとする市道F418号線は国道463号の南側に位置し、市道F417号線より起点を東藤沢3丁目510の1、終点を同じく49の3とする供用している行きどまり道路であります。

次に、議案第21号で認定しようとする市道F418号線は、起点を東藤沢3丁目510の1、終点は同じく47の2とする道路で、議案第20号で廃止した路線を延長して自転車・歩行者専用道路に接道させるため再認定するものであります。

細部につきましては、案内図及び資料をご参照願ひしたいと思います。

以上で提案の理由の説明を終わります。

以上です。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願ひます。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第20号 市道路線の廃止について、議案第21号

市道路線の認定についてを一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第22号 市道路線の認定について

委員長　次に、議案第22号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

道路管理課長　議案第22号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定しようとする市道は、旧N T T社宅跡地内にあり、F 660号線は起点を大字上藤沢字六道524の54、終点を同じく524の71とする道路で、ほかの15路線の起点、終点については議案の裏面の別紙のとおりであります。

これらの路線は、事業主であるエヌ・ティ・ティ都市開発株式会社が都市計画法に基づき築造した道路を市道として認定しようとするものであります。

細部につきましては、案内図及び資料をご参照願いたいと存じ

ます。

以上で提案の理由の説明を終わります。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　このたびの道路は、6メートルまたは5メートルですね、幅員が。つまり4メートルというのですか、4.2メートルというのですか、その幅員を満たせば接道義務を果たすわけですけれども、この5メートルというのはある程度高級住宅のようなものではないかと察しますけれども、こういう傾向というものはあるのですか、最近は。最低基準よりも少し上回るような接道も一番細部にわたってすべての道路がそうなっているような戸建ての宅地開発というものは。

道路管理課長　建築指導課長がおりますので、答弁をよろしく申し上げます。

建築指導課長　開発に伴う道路の幅員の関係なのですけれども、開発面積に応じて道路幅員というのは基本的に決まっていますのですけれども、こちらのエヌ・ティ・ティの開発に関しては面積に応じまして6メートルを主な道路として、その小区間でつなげる道路を面積に応じて4メートルから5メートルというふうにつくっていくような基準があるのですけれども、この程度のグレードをアップしてきたまちになりますと、仏子ニュータウンとかもそうなのですけれども、やっぱり4メートル道路ですと、最低限の基準だと幅員の若干狭いということで、一定限の開発者のほうでよいま

ちづくりをするということで基準よりも太いというか、幅員の広い道路をつくったものと考えられるのですけれども。

宮岡治郎委員 といいますと、では義務として5メートルが義務づけられているというわけではなくて、4メートルでも一応義務は果たすけれども、やはり全体的に要するに高級な戸建て住宅であるということで5メートルに判断して開発会社のほうがつくったと、それでいいのですか。

建築指導課長 そのとおりでよろしいと思います。基本的には3,000平方メートル未満ですと4メートル以上の幅員なのですけれども、ですからここはそれよりももうちょっとグレードが上がっているという解釈です。

石田委員 道路の延長のことでお聞きしたいのですけれども、今回認定する中に真ん中にS字形で入っていますね、Fの666。それに対してFの667というのは交差していますよね。交差していますよね、それぞれ。2カ所で交差して、さらに下のほうのF669になると、これも2カ所で交差しているのですけれども、こういった場合に道路の延長というのはどちらが優先して、あるいはそれダブって延長が出てくるのですか。

道路管理課長 では、矢島主幹のほうから説明をさせていただきます。

道路管理課主幹 重複認定という形で、ダブルで延長的には入っています。それで、その重複している延長については、今度告示のほうで何メートル重複していますよという形でやらさせていただきます。延長的には全部通した延長で今回等全部やらさせていただきます。

いております。

石田委員　そしたら、今回のこの議案として出てくる場合も重複した部分をやっぱり明記すべきではないのでしょうか。

建設部長　告示様式としては、そういうふうに定められていないので、実際に告示する、この議案として様式がそういうふう定められていなかったのも、今回表示しなかったのですけれども、おっしゃるとおりその部分についてははっきりしたほうがよろしいかと思う、備考欄か何かに表示するというふうな方法がいいと思うのです。これからそんなふうにしたいと思います。

金澤委員　確認させていただきたいのですが、これほどの大きな新興住宅街という開発になりますと、道路についても先ほど委員が述べられたように、いろいろ交差点等がふえてくるのですけれども、その際に道路の交差点などのいろんな路面標示がありますよね。一時停止なり、白線なり。このような場合は、どこまでその業者に対して指示、指導ができるものなのでしょうか。今私現在どこまで現状がされているかどうかちょっと確認していないのも恐縮なのですけれども、その点について教えてください。

道路管理課長　これ開発の関係で事前協議を行いまして、開発規模が大きいものですから、そのときに開発の事前協議の中でできる限りの条件とか、また協力をお願いして、交通事情に対しては横断歩道を設けるとか、また公安委員会の問題等ありますけれども、停止線とか、センターラインとか。新しくして帰属を受けるということで進めておりますので、よろしくまたお願いしたいと思います。



委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第22号 市道路線の認定についてを採決いたします。  
す。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第23号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第23号 市道路線の認定についてを議題といたします。  
す。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

道路管理課長 議案第23号 市道路線の認定について、提案の理由を申し上げます。

認定しようとする市道F676号線は、起点を大字上藤沢字山下

557の23、終点は同じく554の41とする道路であります。起点をF104号線、終点はF105号線に接しています。

この路線は、事業主である株式会社住協が都市計画法に基づき築造した道路を市道として認定しようとするものであります。

細部につきましては、案内図及び資料をご参照願いたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 図面の554の44というのは、これはごみ置き場ですか。

道路管理課長 はい、ごみ置き場で、3.93平方メートルになっております。

宮岡治郎委員 それは、開発業者が入間市に土地を寄附しているのですか。

道路管理課長 市に道路と一緒に帰属されます。

宮岡治郎委員 幅員が4.2メートルなのですけれども、私もちょっと不勉強なのですが、4.0メートルの場合と4.2メートルの場合とあるようなのですけれども、今回の場合4.2メートルにした何か理由があるのですか。

道路管理課長 では、矢島主幹のほうから。

道路管理課主幹 今回のL型側溝といいまして、高さが10センチぐらいのL型になるのですけれども、その厚さが10センチございます。それで、うちうちで有効幅員が4メートル、これは最低幅員という形になりますので、それにプラス側溝の厚みの分を10センチずつ、それでプラスで4メートル20ということで、そとそと、用地

幅とイコールになるのですけれども、こちらのところを4.2メートルということで認定させていただきました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第23号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第24号 市道路線の認定について

委員長 次に、議案第24号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

#### 提案理由の説明

道路管理課長 議案第24号 市道路線の認定について、提案の理由を申し

上げます。

認定しようとする市道F677号線は、起点を東藤沢3丁目47の2、終点は同じく52の3とする自転車・歩行者専用道路であります。起点をF418号線、終点はF346号線に接しております。

この路線は、武蔵藤沢駅自由通路等の設置に基づき築造した自転車・歩行者専用道路を市道として認定しようとするものであります。

細部につきましては、案内図及び資料をご参照願いたいと存じます。

以上で提案の理由の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員 提案理由の中で自動車、歩行者専用で築造した道路となっておりますけれども、また幅員の話になるのですが、幅員が4メートル確保されています、この道路は。ですから、将来車両も通り抜けられるような市道としての条件を備えた道路と、そういうふうに判断していいのですか。

道路管理課長 道路管理課の主幹から説明させます。

道路管理課主幹 この道路につきましては、当然将来通り抜けできるように路盤組成を車道用に対応しております。

石田委員 自転車・歩行者専用道路ということになっていると、一般の人でも非常にわかりにくいのかなという感じがしますが、そういった

意味で自転車・歩行者の専用道路であるということをどういうふうに明示しているのか。特に私前に行ったときはちょっと工事中だったものだから、どうなっているかわからないのですけれども、今回の道路の起点のところありますね。東口のおりたところ。これがその反対側のF418から来ると真っすぐ入ってしまう可能性があるんで、それ車どめはどんなふうになっているのか、その点をお聞きしたいのです。

道路管理課長 東口の前なのですけれども、そこに入る手前に、418号線から入るわけなのですけれども、車どめが3本立っています。それと、さっきおっしゃられました表示の看板なのですが、左側に、418から向かいまして、東口に向かいまして左方に立て看板と申しますか、看板が立っています。それと、終点のほうの踏切のその際にも車どめと看板が、表示看板が立っております。

金澤委員 今の先ほどの答弁で、宮岡治郎委員の答弁で、車両の通行云々の話があったのですけれども、踏切目の前に出てくる道路で車を通す予定なんていうのはあり得るのですか。

建設部長 418号線がまだ非常に狭いということで、現状ではちょっと不可能でございます。ただ、将来的にはその改良も視野に入れて整備しておかないと、後々車歩道の整備で路盤等整備していきますとお金のほうももう一回やり直しになりますので、事前にその辺はできる体制ということで車道の路盤も含めた格好で整備をしているというのが現状です。したがって、将来的にするかどうかは今後の問題として、もしやっただけにはその車歩道をもう

一回改良しなくてはならないという部分を含んで今回整備をさせていただいたということでございます。

金澤委員 私がお話ししているのは、ここがしっかりとしたものをつくるのがおかしいとか、いいとか、悪いとかではなくて、踏切の間際に出てくる、かなり交通量もあるので、そこを将来的にも含めて418の整備する、しないにかかわらず、ここ車を通していいということ自体の計画、検討すること自体が本当にするのですかということを知っているのです。

建設部長 今東口の商店のところがいわゆる借地権つきでなっています。あの部分が事前にも一部今整備をする前に1回区画整理というようなお話もありました。それも含めて道路づきがどういうふうになるかわかりませんが、今の段階では費用面だけ考えて、確かに踏切際ということ、危険ということも考えられますけれども、そこを拡幅するのだとか、またそういったケースも考えられますので、今おっしゃられるとおり、いい場所とは思いませんけれども、整備のほうではそんなふうな状況で整備をさせていただきました。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第24号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時53分 休憩

午前 9時54分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のもの

委員長 これより当初予算7件について審査を行います。

まず、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものを議題といたします。

初めに、環境経済部所管のものから審査に入ります。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

まず、環境課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境課長 おはようございます。環境課所管の主な事業につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、予算説明書の22から23ページをお開きください。主な歳入につきましては、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費補助金の循環型社会形成推進交付金213万7,000円。

次に、26、27ページ、款16県支出金、項2県補助金、目3衛生費県補助金、節2清掃費補助金の浄化槽整備普及啓発事業費奨励交付金237万7,000円につきましては、ともに22基分の合併浄化槽設置の補助金を見込みました。

次に、歳出につきましてご説明を申し上げます。説明書の82から83ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、大事業、瑞穂斎場組合負担金1億2,719万2,000円につきましては、4市1町で構成いたします瑞穂斎場組合の管理運営費の負担金で、前年度対比849万円、率にいたしまして7.15パーセントの増額でございます。なお、構成市町のうち入間市の負担割合といたしましては38.48パーセントでございます。

次に、目2環境衛生費、大事業、納骨堂管理運営費530万2,000円は、墓地を求めるまでの間、一時預かりとして納骨の場を提供するための納骨堂の管理運営に要する経費でございます。

次に、予算説明書の84から85ページをお開きください。目3環境保全費、大事業、環境保全推進事業、中事業、ISO14001推



進事業89万7,000円は、平成15年12月に認証取得したところがございますが、平成19年度中に埼玉県西部地域まちづくり協議会、いわゆるダイア4市でございますが、その中の環境部会におきまして4市合同の自己宣言について4回協議した結果、所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市で自己宣言することになりました。平成20年4月1日から4市合同の自己宣言に取り組んでまいります。また、当市の環境マネジメントシステムは今後もさらなる充実が求められますので、全職員を対象とした研修会、内部監査員の養成研修を引き続き実施するとともに、みずからの責任においてシステムの運用管理を行うためISO審査員の資格取得に向けた経費を見込ませていただきました。

目4公害対策費、大事業、公害関係調査分析関係費965万7,000円は、例年実施しております公害に関する調査でございます。引き続き環境を監視するため主要河川の水質調査、自動車排ガス調査、ダイオキシン類等の調査等に伴う委託料となります。

次に、予算説明書の88から89ページをお開きください。項2清掃費、目1清掃総務費、大事業、入間西部衛生組合負担金2億9,525万円は、入間市、日高市の2市で構成する一部事務組合のし尿処理を行うための負担金でございます。平成20年度には事務所の移転、一部運転管理の委託化などによりまして前年度対比1,552万5,000円、率にいたしまして5.55パーセントの増額でございます。

以上をもちまして環境課所管の概要説明を終わります。よろし

くご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 公害関係の調査分析関係費で、自動車排ガス等の環境調査してもらいのですけれども、例年どおりの場所みたいな説明だったのですけれども、この4月10日にはアウトレットというのがオープンしますね。当然そちらのほうもかなり重点的にやるようかなという感じがするのですけれども、今度のアウトレット周辺ではどこか調査の対象となっているところはあるのでしょうか。

環境課長 ただいまのご質疑につきましては、基本的には例年どおりの測定箇所ということで、アウトレットのほうにつきましては今のところは見込んでございません。ただ、その実態のほうが環境を著しく損なう場合には別途発注を予算の範囲内で繰り上げるとかいう形を見まして、調査をしてみたいというふうに思っております。

石田委員 少なくとも平日もそうですけれども、土日になると1万台を超える車が来るわけですね。少なくとも国道16号の交差点のところとか、入口の付近だとか、この辺は当然渋滞をする可能性が十分あるし、そういった意味でもかなりの排気ガスがふえるのではないかなという予測はできていないのでしょうか。

環境課長 とりあえず大変恐縮なのですが、前回イオンのときに前と後とそれぞれ調査させていただいたのですが、実質的に大きな効果が見られなかったものですから、今回特に予算的には見込んでございません。ただ、実際に今のご指摘のように著しく排ガス等が

出るような形が見受けられた場合には、別途予算のやりくりで調査をしてみたいというふうに思っております。

石田委員 排ガスが余分に出るような状況になっているかどうかというのは何で判断するのですか。例えばとりあえずはアウトレット側のほうの費用でも何でもいいから一応要請して1回か2回は、2年ぐらいは調査させたほうがいいのではないかなと思うのですけれども。

環境課長 大変失礼いたしました。基本的には他所のところでも同じような状況のところを調査させていただいたのですが、やっているところ、やっていないところが正直ございました。今石田委員さんが言われたような形で庁内でも今検討しているところでございますので、調査のほうは予算的には何とか範囲内でできるかもしれませんが、調査をしてみることにいたします。

石田委員 それと、瑞穂斎場の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、今回1億1,870万円から今年度は1億2,719万円というのがトータルでふえていますね。このふえた要因というのは、武蔵村山市が入ってきて逆に減額になってくるのかなと思っていたのですけれども、ふえるというのはどういう理由ですか。

環境課長 こちらのほうにつきましては、説明も聞いてきたわけなのですが、前年度と比較いたしまして、歳入では繰越金が減ってきたと。それからあとは、増因といたしましては火葬炉がもう設置後5年等経過している関係で消耗品とか、あるいは修繕が年次計画的に発生していると。それからあと、3カ所式場があるわけなのです

が、そちらのほうの式場のエアコンが特にちょっとききが悪いということで、それで洗浄にかかりたいというふうな関係です。あとそれから、ここで保管室、炉室等のそちらのほうに遺体が運ばれてくる形があるものですから、そういうところのエアコンの設置というふうな形で費用の増を少し見込ませてもらいたいというふうなことで説明を受けてございます。

石田委員 それともう一点は、西部衛生の組合の負担金の関係で、先ほどの説明で事務所の移転という話が説明あったのですが、それによって1,552万円昨年と比べてふえるような内容なのですか。

環境課長 ちょっと言葉足らずで申しわけなかったのですが、事務所の移転そのものにつきましては大きな費用はかかってはございません。基本的には先ほどの瑞穂斎場と同様に、前年度と比較しまして歳入、繰越金が約1,000万円ほど減っていると。それから、歳出につきましては組織見直し、事務所の移転に伴う人件費で約7,800万円ほど、それからあと今後組織を見直すことによって運転管理を委託化に徐々に切りかえていくというふうな形の運転管理委託料の約1,600万円ほど、そういったもので前年度より若干増になるというふうなことでございます。

石田委員 もう一点お聞きしたいのは、20年度に金子地区に大規模な形で産廃業者の進出という話が出てきますね。20年度それに対してどんな対応なさっているのかなと心配しているのですが、聞いていない。つかんでいなければ、つかんでいないでもいいですけども。

環境課長 大変恐縮なのですが、特にその情報は私のほうでは得てございません。

野口委員 説明書83ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の衛生自治会補助金について、これは平成16年ぐらいまでは1,000万円を超えていて、今755万円ですか、この積算の根拠、削減の経過を踏まえ削減したもの、対象を含めて積算の根拠を教えてくださいたいと思います。

環境課長 20年度につきましては、運営費補助金といたしまして176万円、それから本部役員の委員の補助といたしまして16万円、それから各地区の衛生自治会の補助といたしまして563万円、こういう形で積算してございます。

野口委員 運営というのはちょっと差しおいて、各地区の補助金という、563万円、これはどういった根拠で、どういった形で認められているものか、額が多いただけにちょっと教えていただきたい。

環境課長 基本的には今衛生自治会のほうでは市内各駅にポイ捨てゼロのキャンペーンを張っていただくとか、あるいは市内の一斉空き缶あるいは空き瓶、昨日も衛生自治会のそれぞれ活動の中で、各地区の衛生自治会で活動していただいたわけなのですが、これを年2回。あとそれから災害時の消毒とか、害虫駆除のほうの関係とか、そういった部分でございまして、こういった部分を1世帯当たり単価難しいものですから、今のところ世帯割、あと均等割と、その内訳がございまして、均等割は今1団体3万円ほど、それからあとは世帯割につきましては1戸当たり110円ということで、

それぞれ地区の衛生自治会ごとに110円が報酬的な意味合いの部分で補助するには妥当かなということで……特に110円というあ  
れはないのですが、おおむね110円で相当するだろうということ  
でさせていただきます。

野口委員 では、この各地区の補助金というのは、いわゆるスルーという  
か、衛生自治会補助金という名目でいくけれども、直接各地区の  
組織に振り込まれるというか、渡されるというスルーという形で、  
認識でよろしいのですか。その金額どおりいくという。

環境課長 基本的には各地区のそれぞれの団体、世帯構成によりまして、  
片やそういったお金が、補助金が補助されるという形になります。

野口委員 やっぱりこれからの市民と行政との協働という面において、協  
働ガイドラインの中でも一番というか、話題になっているのはお  
金の問題なのです。報償費、委託費、いろんな名目だけれども、  
どういう根拠でお金はどういうふうにしていくのかという点はや  
っぱりいろいろ詰めなければいけない問題として話題になってい  
ます。衛生自治会においても各地域の活動に充てられるお金であ  
れば各地域に直接出す。例えば市民清掃デーの場合は、たしか各  
地域に直接お金がいくような予算が組まれていると思うのですけ  
れども、そういう形で各地域に直接どういう名目であれ、別個立  
てでそういう項目を立ててこれは委託もしくは報償金ですと、  
各地域の。衛生自治会という組織については、この運営費が176万  
円ですか、役員報酬。このぐらいにして、ではこの運営費がどの  
ぐらい使われているかということは額が少なければ少ないほどわ

かりやすいし、それぞれ分けてやるという方向のほうがわかりやすいと思うのですけれども、いかがですか。

環境課長 今のご指摘の委員さんのお考えのことも一理あるかと思いますが、基本的に各衛生自治会のほうにやるお金としましては、それぞれ先ほどお話し申し上げましたように、市内一斉には空き缶とか空き瓶拾いであるとか、あるいはそれぞれ災害時の消毒だとか、あるいは害虫駆除の実施とか、それぞれみんな一様ではございませんので、それぞれの各地区の衛生にかかわることでそれぞれ本体としまして衛生自治会が束ねているところがありますので、そこを通していろいろ情報を本部のほうと地区のところ情報交換しながらやらせてもらうというのが1つのこれまでの運営でございましたので、今後も引き続きそのような形でやっていきたいというふうに思っております。ご理解いただければと思います。

野口委員 今までの経過は経過として、これからやはりお金の関係をはっきりさせるために563万円という大金がどう使われているか予算でもわかるように、これは地域の衛生を保つための報償金ですよという形で項目を立てて各地区の衛生自治会に直接振り込むと。いわゆる本部というのはおかしいのですけれども、この衛生自治会については束ねるための運営費だけでいいのではないですか。

環境課長 基本的には衛生自治会を通じまして各地域の衛生自治会のほうにお金が流れていくわけなのですが、基本的に活動そのものにつきましては衛生自治会、地区の衛生自治会も同じだそうです、基本的には同じ活動をするという形の部分でいきたいというふう

に思っておりますので……

〔何事か言う人あり〕

環境経済部長 ちょっとよろしいですか。今のご質疑の内容なのですけれども、地区におきましては各地区の衛生自治会のほうに補助金を直接振り込んでおります。そのほかに本部は、本部といたしますか、衛生自治会として、連合会とは言っていませんけれども、衛生自治会の本部経費については環境課が窓口になっているわけですが、それはそれとして別の口座を持っておりますので、その本部部分については本部用の口座のほうに振り込んでおるということに今はしておるわけですが、ですから各地区の自治会活動の中での活動費は直接各地域の口座のほうに補助金は振り込んでいます。

野口委員 お金の不正があるとか、そういう問題ではないのです。会計、情報公開がだれでもわかるようにするためにこの563万円が衛生自治会補助金、運営費と一緒にしているから、分けて項目を立てるべきで、そういうことを言っているのです。これからの問題。

環境課長 積算の上では分けてはいるのですが、とりあえず20年度につきましては委員さんには恐縮なのですが、ご理解いただきたいと思えます。今後これをもう少し分けるようなことをできるかどうか中でも相談して今後検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

金子俊雄委員 非常に今新聞とかテレビで危惧されていることなのですが、83ページの関係で、狂犬病というのですか、その予防対策費



として二百何万円、200万円少々とっていられるのですが、今ペットブームといいますか、各家庭、ほとんどの家庭が犬を飼っていて、これに予防接種をしていないというのがかなり多いのだそうです、テレビ、新聞等でいきますと。入間市の場合は、去年と、これを見ますと、100万円近く増額をしてここへ計上しているということなのですが、その辺をどういうふうに加味してしたのか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

環境課長 前年よりも今回予算を増額させていただいたのは、基本的にちょっと職員のほうの関係もありますので、ある程度職員の補助職員としましてパート職員を来年度から措置して、犬の関係ではなくて、先ほどの衛生自治会の関係も含めていろいろ対処させていただこうかなと思ひまして、狂犬病のほうでパートのほうをもう少し充実するのに、特に事務的に鑑札であるとか、予防接種の先ほどの委員さんのお尋ねの関係ございますので、そういった部分でパート職員をこちらのほうで見込ませていただいたというものでございます。

金子俊雄委員 そうしますと、今までと何ら変わりがないということの、ただ職員がパート職員になってちょっと増額になるということのようなお話なのですが、そうではなく、今すごく予防接種をしない犬を飼っている方が多いのだそうです。そういうものに対してこれ増額したということは、周知をして増額するのかなと感じているのですが、それはなかったとしていいのですか。

環境課長 なかったというわけではなくて、大変言葉足らずで申しわけな

かったのですが、県のほうでも狂犬病の予防接種につきましては県内全体でもどんどん、どんどん減っているというふうな状況でございます。先日も説明会ございまして、県のほうでいただいた資料の中では、今県内40市中入間市につきましては接種率はまだ6位のところに位置しているというふうなところでもございます。来年度につきましても狂犬病の予防接種につきましては本年度と同様に、接種会場を減らさずにできるだけ実施してもらえるようには啓発活動に努めていきたいと。聞くところによりますと、隣の狭山市さんあたりは会場数を減らすとかいったこともあるみたいなのですが、今後もできるだけ啓発活動に努めて、来年度はできるかどうかちょっとわからないのですが、今担当と相談中なのですが、狂犬病の怖さについて講習会をどこか公民館等で、委員さんには恐縮なのですが、予算は伴わなくても保健所の職員を頼んで、あるいは動物指導センターの職員を呼んで講師として、あと会場のほうは無料になりますので、そういった形でできる、予算伴わなくてもできる形がございますので、そういった方向で1度狂犬病の怖さについて講習会を持ちたいなというふうには思っております。

以上です。

金子俊雄委員 それは、わかりました。ぜひそういうふうなことをやっていただきたいのですが、今入間市内に例えばペットを含めてそういう犬のといえますか、野犬は何匹いるかわかりませんが、何匹ぐらいというか、そういう把握はしているのですか。

委員長 なるべく簡潔にひとつお願いします。

環境課長 18年度末の登録総数としましては7,500頭把握してございます。

委員さんには恐縮なのですが、実際に屋敷犬であるとか、そういった部分、登録に来られない方は実数把握ができてございませんので、正確な数は、申しわけございませんが、これ把握してございます。

金子俊雄委員 非常にくだいようですが、この7,500というのは外で飼っている犬のことで7,500で把握しているということですか。

環境課長 この登録総数7,500には外、中、特に区別はございませんので、色はございませんので、関係ございません。

金子俊雄委員 そうしますと、おかしな話ですけれども、今入間市の5万五、六千の戸数ですか、入間市登録戸数が。その中でそうしますと1軒1頭としましても7,500件しか登録していないということですよ。そうしますと、今の状況で見ますと、各家庭を選挙でも回りますけれども、いろいろではえられて危ない思いを何回もしているのですが、そういうことでこの7,500件なんていう数ではないと思うのです。もうかなり軒並み、この中の皆さんにもペットとして飼われている方がいると思うのです。そういう方からいきますと、こんな数ではないと思うのです。その辺の把握を今後十分気をつけてやっていかないと、これは狂犬病が入りましたら一番怖いのだそうです。本当にかまれたらすぐ亡くなるという、あるのだそうです。だから、海外へ行って、余談の話になってしまっって申しわけないですけれども、海外へ行ってかまれた人は必

ず亡くなってしまうのだそうですから。ですから、その辺を余り甘く見ないで、7,500多いというような感じはちっともしませんので、ぜひ大いに把握してそれに努めていただきたい、そんな感じが。二百何万円の予算ではできないと言え、もっと増額してやってもらってもいい。

結構です。

宮岡治郎委員 説明書88から89ページです。款4衛生費、項2清掃費、目1清掃総務費の入間西部衛生組合負担金なのですけれども。先ほど石田委員の質疑もあって答弁も行ったのですけれども、肝心のといいますか、し尿処理の量というのは増減がどう見込んでいるのですか。

環境課長 年々入間市並びに日高市のし尿あるいは浄化槽のほうの汚泥につきましては微減になってございます。

宮岡治郎委員 くどいのですけれども、入間市と日高でそれぞれ持ち込みの量というのは把握できますか。

環境課長 18年度末で申しわけございませんが、入間市で生し尿と浄化槽汚泥と両方なのですが、全体としまして入間市が59.6パーセント、日高市が40.4パーセントという割合になります。

宮岡治郎委員 傾向をまた伺いたいのですけれども、入間市は確実に減って日高は横ばいとか、そういうふうなことはないですか。

環境課長 ここ平成14年度以降18年度まで見ますと、今ご指摘のように入間市につきましては微減の傾向、それから日高市につきましては微増の状況でございます。

友山委員 83ページの瑞穂斎場の件なのですけれども、ちょっと何かこのところ込んでいるということで1週間も待たされるという苦情というか、そういう話をちょっと聞いているのですけれども、現状と、これは武蔵村山市が加入しての込みぐあいといいますか、そういった対応何か考えているのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですが。

環境課長 確かにこのところ昨年 of 年末年始、またこの時期少し寒さが厳しい折の部分では大変込み合っているという話は聞き及んでございます。ただ、それが今度組合員となりました武蔵村山市さんの影響かという、必ずしもそうとは言い切れない部分があるみたいでございます。実際に瑞穂斎場組合の斎場がきれいになったことによりまして、式場を使う利用者の方が随分ふえたと。ただ、炉のほうですか、そちらのほうは8基だったかな、あるわけで、そちらのほうの込みぐあいは特にはないそうなのですが、式場の利用との関係でどうしても込みが出てくるというふうなことでございました。

今後につきましては、斎場組合の職員が申すには恒常的に今はなっているのではなくて、その時期、その時期でむらが出ているのだと。これを今正直分析をまだできかねるのだというふうなことでございましたので、そういうところでご理解いただければというふうに思います。

友山委員 これは、要望というか、なののですけれども、今大中小とあるのですけれども、特に中のところなのですけれども、式場が足りない

ということもあろうかと思うのですけれども、今言ったように葬祭の市民の今度は瑞穂斎場ですということなのか、流れの中で多少込むときもあるのですけれども、行ってみますと騒音、式場のつくり方といいますか、何か欠陥があったのか知りませんが、特に中の式場のところだと中に幾人も入れないのです、中だと。親族とか一般の人。そうすると、外で大勢の方が待っていると、がやがや、がやがや、大変厳粛にやっている式場の中のところに外から聞こえるのですが、それなんかに何か対応策がないのかなど。何かカーテン的なものとか何とか、式をしている間だけは何とかうまく遮音だか、待合室を今ちょっと改善するとか、何か対応策を考えられたことがあるのかどうか、苦情があったかどうか、その辺のところ。

環境課長 特には私のほうでは耳に入っていない。今の件につきましては、今度私のほうでも瑞穂斎場のほうに行く機会がございますので、その辺のところの要望を確かに伝えておきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

金澤委員 今先ほど他の委員さんからも話出たのですが、まず西部衛生組合で負担金、先ほど御答弁の中で金額が今回ふえたことに対する要因の一つとして、委託を外部委託、民間委託をしたことによるということもたしか触れられていたのですが、委託をしてふえるということが本当なのですか。

環境課長 今の部分なのですが、基本的に西部衛生組合の実情としまして、今職員が8名センターのほうにおられるのですが、年々職員が定

年退職によりまして減っていくもので、今投入棟と処理棟というのがあるのですが、この組合議会でもご議論になったわけなのですけれども、職員が年々退職によりまして職員が減ると。その間を委託で補っていきましょうという結論になりまして、まずはここで所長職が退職になるもので、そこを補うのに総括管理者をとりましょうと。次に、主任技術者を置きましょうと。その後は、普通の技術員を置きましょうというふうな3段構えで試行がございまして、とりあえず来年度につきましては管理者と主任技術者を置いて施設の処理棟と投入棟のほうの基本的な部分を理解してもらおうというふうな形で、管理委託のほうが始まったというふうに聞き及んでございます。

金澤委員　ちょっと話が難しく、わかりにくいのですが、要するに通常やっぱり正直言って申しわけないのですが、市の職員の方々の給料より外部委託をして民間の方にお願ひしたほうが安くなるというのは、これは俗に言ういわゆる常識的な部分があるので、私そう理解しているのですが、今おっしゃったように、つまり定年退職者の方が俗に言う高給取りですよ。方がなくなって民間で委託をお願ひするのに、それで入れかえですよ。入れかえで何で人件費ふえるのですかということをお願ひするのを私は、それが本当なのですかということをお聞きしているのです。

環境課長　大変申しわけなかったのですが、基本的に今総括責任者ですか、を置くときに、この1月からもう既に始まってございまして、実質的にはもう2人分のある程度管理職的な人たちの、要は資格者

を入れ込みたいということがあったそうです。今回所長職がおやめになることによりまして約1.7人分ぐらいの費用がふえたわけなのですが、ここの費用につきましてはおいおい、職員が1人ずつ先ほどお話ししたように定年退職になったときには、26年度に最終目標があるわけなのですが、そこでのトータルとしてはプラスになるというふうな形になるスケジュールで事務が進んでいるものでございます。今この時点では確かに委員さんのおっしゃるとおり、今割高になっているということでは承知している内容でございます。

金澤委員 論点かみ合わないので、ちょっと時間もあれなので、また改めてここでお聞きいたします。

次に、狂犬病予防対策費のところなのですが、年々接種率が下がってきていまして、非常に残念な結果なのですが、これについて先ほどいろいろなご提案の中で、お金をかけないでもいろいろと対策の周知徹底していきますよといういいお話聞かさせていただいて安心しているのですけれども、具体的に接種率の20年度の目標は何パーセントに置かれていますか。

環境課長 基本的に大変難しい部分でございますが、当方といたしましては今この傾向を県のほうでも説明会をして何とかしたいということがございますので、目標といたしましては今年度同様で82パーセントを努力目標というふうな形で努めてまいりたいというふうに思っております。

金澤委員 とりあえず低下傾向に歯どめをかけるという意味で82パーセン



ト、本来ならばアップしていただきたいのですけれども、とりあえずの目標というのは、では理解いたしました。

次に、害虫駆除の関係なのですけれども、ご存じ、お見、目通されたと思うのですが、先日新聞で市街地における害虫駆除の農薬、薬の散布についてはという記事が載ったのですが、ご記憶ありますか。

環境課長 その記事は、まだ目通してございません。

金澤委員 内容を簡単に説明しますと、害虫駆除については2点ありまして、1点目は不必要に定期的にやらないで、発生直前、傾向が見られた、もしくは発生したときに限ってピンポイントでやってくださいというのが1つ。この点については、入間市はこの間お話しお聞きしましたら、そういうことはしていませんと。適時必要なときに限ってのみやっていますということで、これは安心いたしました。

もう一点なのですが、きちんと市街地という特性を考慮して、きちんと対象地域にお知らせを必ずすることということで、今いろいろと先ほどの中国のギョーザではありませんけれども、薬とか環境汚染に対してのアレルギーを持つ家庭もふえているということで、その点については周知徹底をなさйтеということでは何か国のほうから指導が入ったらしいのですけれども、その点について今現状はどうなっていますでしょうか。

環境課長 今衛生自治会のほうでは、必ず文書で各家庭には周知徹底をしている状況でございます。

金澤委員 それは、衛生自治会ですか、それとも通常のいわゆる自治会に対して回覧板をお願いをしているということですか、衛生自治会から。

環境課長 衛生自治会で行うということであります。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総合クリーンセンター所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 総合クリーンセンター所管の主な事業についてご説明申し上げます。

まず、歳入予算からご説明申し上げます。予算説明書20から21ページをお開きください。目3衛生手数料、節1清掃手数料、廃棄物処理手数料1億6,203万5,000円ですが、事業系一般ごみの抑制及び執行状況等を勘案し、前年度対比900万5,000円、5.3パーセントの減額といたしました。

次に、下段の粗大ごみ処理手数料3,084万円ですが、近年の傾向として予約による委託回収が減少し、持ち込みによる排出が増加しているため前年度対比120万円、4.3パーセントの増額といたしました。

次に、32ページから33ページをお願いいたします。目1雑入、節4雑入、下段の資源物等売払代金7,866万6,000円のうち7,854万2,000円ですが、前年度実績を勘案し、若干売り払いの増量を見込みました。また、売り払い単価ですが、市場取引価格も堅調に推移していることから増額とし、前年度対比690万8,000円、9.6パーセントの増額をいたしました。

次に、歳出予算についてご説明申し上げます。90から91ページをお開き願います。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ処理費、大事業、ごみ不法投棄対策事業費498万6,000円ですが、不法投棄についてはリサイクル関連の法律が制定されると増加する懸念があることと、人目につかない時間帯に不法投棄する人が多いのが実情であります。対策として散乱ごみの回収、監視パトロール、さくの設置、啓発ポスターの掲示等実施しておりますが、不法投棄物はお金をかけて撤去してもまた捨てられるマナーの問題など対策は講じているが、抜本的な対策は難しいのが実情であります。今後速やかな投棄物の収集及び未然防止等、警察、関係機関と連携を図りながら対処してまいります。

次に、大事業、ごみ中間処理事業費、中事業、焼却・破碎処理施設費、小事業、修繕費2億3,265万4,000円ですが、処理施設の

各機器の保守整備状態は全般的に良好ですが、竣工より12年目となり、各機器の摩耗、腐食が進んでおります。したがって、点検整備計画及び実施計画により計画的に点検、整備、修繕を実施しております。なお、本年度は主に焼却炉及びガス冷却塔の耐火補修、ろ過式集じん機等の修繕を行い、施設の延命化を図ってまいります。

次に、大事業、ごみ運搬処分事業費 2 億4,553万2,000円ですが、前年度に引き続きプラスチック容器包装等の分別基準適合物再商品化及び焼却灰再生処分等のリサイクル化を図り、環境負荷の軽減と最終処分場の延命化を図ってまいります。

次に、大事業、ごみ減量化資源化事業費、中事業、資源再利用奨励補助事業費2,377万円ですが、有価物を回収する団体に奨励補助金を交付し、市民のごみ減量、リサイクルに対する意識の高揚、また限りある資源を大切に使うことにより資源循環型社会の一翼を担う重要な施策でありますので、積極的に資源再利用の促進を進めてまいります。なお、前年度対比150万円、6.7パーセントの増額を見込みました。

以上、総合クリーンセンター所管の主な事業についての説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員　施政方針の8ページのさらなる減量資源化ということに関連して、何点か質疑してまいります。

今何か廃棄物減量等推進審議会ですか、そこで事業系ごみのあり方を議論されている諮問ですか、議論と諮問わかりませんが、検討されているようですが、どのような項目で、かつどのような時期までに結論を上げるという方向か、まずその概要を教えてください。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 事業系のごみの減量対策でございますけれども、今委員さん言われましたように、審議会の中で今ご協議をいただいているところでございます。現段階での状況でございますけれども、もちろんまだ答申はいただいております。いただいていないのですけれども、現段階での状況でございますけれども、事業系のごみについてはとにかく分別をさらに周知徹底しよう。その上での減量化を図っていこうということが基本的な考え方でございます。

以上です。

野口委員 審議会で諮問する以上、制度的に何か変えるから諮問すると思うのですけれども、単なる啓発的な強弱だけを諮問しているのですか、それとも何か制度的なものまでも検討しているのですか、その点を。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 事業系のごみの減量につきましては、制度的なものの変更は予定しておりません。

野口委員 総括質疑での部長答弁でも何かごみ減量の目標が1日1人当たり、飛ばしますけれども、ちょっと目標にこれは達しにくいと。これから家庭系、事業系含めていろいろ啓発をしていくとか、強

めていきたい旨の答弁ありました。だから、その点は理解できるのですけれども、やはり平成16年に対して20年はふえているわけですね、部長答弁では。ですから、啓発だけで目標達成やっつけていいのか、私は制度的にいじくる必要があるのではないかなと。事業系については、単価のアップとか、あと受け入れるものの制限、もしくはそのために生ごみとか、剪定枝とか、いろいろな別に受け入れ先を確保するとか、受け入れの制限とかあると思うのです。そういうことを含めて制度的な変更というのは必要だと思うのですけれども、その点いかがですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 まず、今回の諮問の中で1つ条例改正を視野に入れた、例えば今収集運搬、それから処分業、今回処分業を何とかその条例に入れて民間の活力を利用しようかと、そういう話なんかも現在まず1点目出ています。

もう一つは、事業系の一般ごみの抑制として、今委員さんが言われたように、当然規制をかけなくてはいけない。我々今事業系のごみに関しては、可燃ごみと不燃ごみと粗大ごみを受け入れておりますので、当然時期によっては不燃はもう市では受け取らないとか、粗大ごみは受け取らないとか、例えば可燃ごみの中でもビニール系あたりはもう既に市民の方はリサイクル法にのっとって処理していますので、民間にも協力いただいて今後そういう制限をかけると、そういうこともここ数年の間では我々のほうは考えておりますので。

以上でございます。

野口委員 制度的な変更は、事業系についてはやりやすいというのはおかしいですけれども、家庭系の有料化と違ってやりやすいと思うので、制度的にいじくれるもの、減量化に向かってとりやすいものはどんどんとって、やっぱり特に事業系は自分で利益を、事業って利益を得ているところですから、ある程度厳しい規制というか、対策は必要だと思うので、どんどんとっていただきたいと思います。

次に、資源化率については平成16年度は25.8パーセント、21年度に30パーセント以上という目標があるのですけれども、18年度決算時では何パーセントでしたか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 平成18年度決算ベースの資源化率でございますけれども、26.5パーセントでございます。

野口委員 19年度から始まった雑紙回収は、資源化率アップに寄与すると思うのですけれども、見込みとして、19年度まだ決算終わっていないと思うのですけれども、どのくらいまでアップすると予想ですか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 雑紙の関係でございますけれども、おかげさまで順調に推移しておりまして、130トン以上、部長答弁されていますけれども、130トン以上を確認しておりますので、恐らくその後も含めて0.2パーセント、0.3パーセント、このくらい上がっていくと予想しております。

以上です。

野口委員 30パーセント以上にする方策なのですからけれども、結論からいくとバイオマス資源化しかないと思われるのですけれども、その点の認識はいかがでしょうか。バイオマスというか、いろいろ生ごみ、剪定枝等の資源化しかないと思うのですけれども。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 中間目標にしても今言われたように30パーセントという数字掲げていますけれども、やはり目標達成するには今言われたような生ごみなり、資源化なり、剪定枝の資源化とか、当然そういうものを視野に入れていきますし、また焼却灰等に関しても今1,500トンを見込んでいますけれども、我々のほうの延命、38年まで延命させるには2,000トンという実施計画に要求しておりますので、それらも含めてやはり今後視野に入れて検討していかなければ30パーセントはなかなか難しいのではないかなと思う。

それとあとは、逆に今可燃のごみとして排出されるものをいかに資源として持っていけるか。当然我々のほうでも今言ったように雑紙あたりも実施しましたし、またもう一つは不燃の中で家電製品のリサイクルとか、それと羽毛布団のリサイクル化とか、これ他市のいろんな情報を入手しながら、少しでもそちらのほうの資源化に向けていくと。そういうものが可能になれば、今言ったように30パーセントぐらいの予想にはいくと思います。

以上です。

野口委員 確認なのですが、生ごみ、剪定枝等含めたバイオマス資源化を抜きにしても今言った別途の可燃ごみの資源化、焼却灰の資源化



というか、リサイクルというか、それでもって達成可能という逆の見方、もちろん生ごみ資源化したほうがいいのですけれども、それが万が一できなくてもほかの方策で可能性はあるというふうな認識、ご答弁でよろしいですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 例えば生ごみの堆肥化に関しても全市民を対象ではなくても、例えば公共施設あたりをターゲットでやることも当然必要ですし、ただ生ごみに関しては他市の状況を我々のほうで今情報を検討している中では、財政バランスそのものをやはり考えていかないと、やはり今狭山にしても他市にしても10パーセント超えないような世帯が協力していて、何千万円もお金がかかるということになりますとどうかなと。我々としては、それらも十分把握しながら、財政バランスを考えた上での実施が必要でないのかなと。ただ、公共施設の生ごみに関しては、当然分別が非常に市民と違ってできると思うのです。ですから、そういうところでそういうモデル的なものを果たしてモデル的なケースでやることも必要ではないのかなと。ただ、それに関しては我々今十分研究なり、検討させていただいていますので、ここの一、二年の間には結論が出るかと、そういう状況です。全体的の30パーセントまで持っていくには、今の基本計画の中で定めておりますけれども、あれらの定められているものがある程度実施できないと30パーセントの数字というのはなかなか難しいのではないのかなと、そういう認識しております。

以上です。

野口委員 いろいろなこと答弁されたので、いいです。おっしゃることはよくわかったので、ではこのごみについては最後の質疑で、ごみ処理基本計画の中に新規施策としての廃棄物会計の導入というのがありました。これは要は簡単に言えばペットボトル1本処理するのに幾らかかるかというようなことまで出すというか、そこまでやれば市民としてもごみに対する意識も変わるし、収集、運搬を含めてどのぐらいかかっているかということがわかれば、いわゆる拡大者、生産者責任というのが実現できる、多くの自治体がそれをやればそういった動きが加速されると思いますし、新聞によったら、きのうか、おとといか、ペットボトルはリユースとして3年以内に何かそういうことをやると。あくまで検討で、今業界反対だというのだけれども、そういう反対も押し返せると思うのだけれども、この廃棄物会計については新規施策というふうになっているのだけれども、導入のめどは立ちましたか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 廃棄物会計の導入につきましては、我々のほうでも5カ年の行動計画の中にも位置づけしておきまして、やはり環境省のあれがそういう指針なりをはっきり示した段階では、当然我々のほうとしてもそれを無視するわけにはいかないと。まして廃棄物会計を導入しないと1人当たり例えば幾らお金がかかるとか、そういうものが他市と比較するとき全く積算方法違いますので、一概に県の何番目とか、そういうものも算定できないということになれば、やはりすべての市がそういうものを導入しておけばそういう比較検討も十分できると。こ

れに関しては、我々のほうとしても多分数年指針が出ると思えますので、それは少なくともダイアプラン等の清掃部会なんかもございますので、そちらのほうからじっくり研究なり、調査していただいで準備を進めるという、そういうふうな形になるかと思えます。

以上です。

石田委員 ごみの量が実際に減っているのかどうかというのは、やっぱりかなり市民の関心の的にもなっていると思うのです。市も1人100グラムですか、1日。減らすような方針出してやっていますが、実際に今回の予算見ると、ごみ収集の運搬委託料だとか、ごみの中間処理、これは別としても、ごみの運搬処分それぞれ減額していますね、昨年と比べると。そういった点から実際のごみの量はどういうふうになっていますか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 19年の12月末現在で、18年の4月から12月までと19年の4月から12月、この9カ月間で一応対比いたしまして、可燃ごみに関しましては836トン減っております。それから、大きく減っているものに関しては不燃ごみが117トン。逆に古布、紙類、これ多分雑紙なんかありますので、それらに関しては449トン逆にふえています。それらを全部相殺しますと、現実には9カ月の間では619トン減っている状況でございます。それと、可燃ごみも先ほど836トン減っている中でも委託の回収が628トン減っています。その次に許可業者、これは222トン減っていますけれども、これは市内の事業所のごみ、それらも

222トン減っております。逆にふえているのは家庭系の持ち込み、これは直接クリーンセンターに持ってくるごみが98トンふえています。それらを全部プールしますと836トン現状減っていますので、これは17年度一たんふえましたけれども、18年度、19年度と年間1,000トンぐらいの減量がされているという状況でございます。

石田委員 20年度の見込みと21年度と一定の予測はしていると思うのですが、その状況はどうですか。総体で結構ですが。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 20年度に向けてやはり我々のほうでは分別が余り好ましくないと。一部一般の市民からセンターに持って来たときにすべて可燃で燃やしているのではないかという、そういう苦情なんかもいただいています。これに関しては、ここの2カ月間ぐらい現場のほうと色々な話し合いをしておりますして、それらを改善するためにある程度市の受け取り体制も充実させる。それともう一つは事業所を、この1月にも一応回収業者を呼びまして、回収方法なり、いろんな説明会も行いまして、我々のほうからも一応お願いもしてあります。そういうものをやはり今後4月、新年度以降、業者にもそういう、許可業者初めとして回収業者にもそういう周知徹底と。それとまた、一部市民に関しては少なくとも最終的には3R、これあたりを十分説明する必要があるだろうと。市民の説明会も当然開催しますし、それらがある程度待っている中で、多分平成20年の6月ごろに先ほどお話ししました諮問に対して答申される予定でおりますので、答申された後にはやはり条例改正なり、事業系の一般ごみの規制

なり、そういうものを強化することによって今まで以上の減量が可能となるという考えであります。

以上です。

石田委員 大体の状況わかりました。

あともう一つお聞きしたいのは、やっぱり市民の関心で大きいのは不燃の廃プラスチック、ビニール類、この処理が狭山市の工場で行っていますね、民間でもって。これに関して実際にどのくらいの量で、どのくらいの予算かかって、どういう効果が出ているのかというのは、かなりやっぱり市民関心持っていると思うのです。そういったものをこの参考資料でいつも報告ほとんどないのです。従来と同じ形のものしか出てこないのです、この辺の新しい内容というのは何か加えていただくことができないのかどうかと。その内容的にはどんな内容なのですか、20年度。廃プラスチックの処理。

環境経済部副参事（清掃プラント管理・業務推進担当） 廃プラスチックの処理の内容につきましては、19年度、20年度同じ方式でやる予定になっております。入間市の場合は、ビニールプラスチックは軟質だけを収集させて狭山のほうに持っていつているわけです。それから、ほかの狭山市さんとか川越市さん、それからあと青梅市さんですか、それはそういった飯能市さんは硬質と軟質をあわせまして収集して、そしてそれをさらに軟質、硬質と分けてやっているわけです。なわけで、単価的には入間市は最初から硬質が入っておりませんので、安価になっております。軟質につきまし

ては、容器包装リサイクル法でもって処理しておりますので、それがほとんど回っております。それから、他市の関係の硬質につきましては、またさらに分別をして、それを固形燃料等にする作業が入って、そこに対する委託料、運搬料があるので、多少割高になっているのではないのかなというふうに思っています。なわけ、入間市の方策が今一番安価な処理方法なのかなというふうに理解しております。

石田委員 その単価はどのくらいかということと、量的にはどの程度20年度は予定しているのですか。

環境経済部副参事（清掃プラント管理・業務推進担当） 単価につきましては3万975円です、トン当たり。それから、量につきましては、これは前年度と同じ予算の内容になっております。

石田委員 幾らですか。

環境経済部副参事（清掃プラント管理・業務推進担当） 2,400トンを見ております。

石田委員 それも2,400トンも減る傾向にあるということで、先ほどの全体のごみの量の減量、減ってきている状況だということで、そういうふうに解釈できるのかなと思います。

もう一つお聞きしたいことは、ごみ処理施設の地元対策でちょっとお聞きしたいのですけれども、その補償ということでペアーレ入間の入浴券の利用補助やっていますよね。これは、20年度幾ら分、何人分ぐらい入っているのですか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） ペアーレの入浴券で

ございますけれども、市のほうから建設対策協議会のほうに補助金として出しております。実際には建設対策協議会のほうから地元の利用に供するための補助券として発行している状況です。予算的には1人100円の補助券を3,500枚程度予定しております。

石田委員 それと、入間のペアーレが今後どうなのかわからないのですけれども、その後はどんなふうにしていくのか、その対策は今後どういうふうに検討されておりますか。ペアーレ入間は解体してしまうかもしれないし、民間に移るかもしれない、どうなるかわからないのですけれども。

環境経済部長 現状でいきますと、まだ企画サイドでペアーレを今後どうしていくかというのは検討中だと思います。それによって今後の地元対策を検討しなくてはいけないと思います。ですから、施設がなくなるか、存続するかによって大きく変わってくるのかなというふうに思っています。

石田委員 地元対策で地元としてはそれにかわるものか何か当然要求してくる可能性もあるわけですね。そういった意味でいつごろから検討それではしてくるのでしょうか、予定としては。

環境経済部長 これは、はっきりまだ方針もどういうふうになるか我々のほうとしては聞いておりませんので、どこの時点で検討するかというのはまだ不明なところがあるのですけれども、これがはっきりすればやっぱり早急に検討しなくてはならないのだろうというふうには思っています。

石田委員 20年度でやる必要、検討する必要はないというふうに解釈して

いいのですか、それとも20年度中にやる可能性が出てくるというふうに、見通しはないのですか。

環境経済部長 現状ですと、20年度中に即検討というところまではまだ来ていない……

〔何事か言う人あり〕

環境経済部長 20年度以降となると思います。

金澤委員 まずは、ごみの持ち込みの関係なのですが、前からお話ししているのですが、資源ごみ、例えば新聞紙なら新聞紙を年末などにまとめて50キロ超えて持ち込むと、今現在入間市は50キロ超えると10キロ当たり50円で有料になっているのですよね。入間市としては、その資源ごみ、新聞を当然売るわけですから、お金になるわけですよね、入間市としてみれば。でも、それにもかかわらず有料として今取っていることについて、いろいろとちょっとお願いは過去してきたのですが、その後は何か検討していただいて変化はあるでしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今の件につきまして、一般の家庭がクリーンセンターのほうに有価物として新聞、雑誌を持ち込むと。その面に関しては、我々のほうとしては持ち込まれた時点では基本的には有価として見ておりません。この裏づけとしては、循環型社会形成推進基本法においては有価、無価を問わず廃棄物等とするというような規定がございますので、基本的には市民の方がごみではなくて、有価として出すのでしたら、そういう製紙問屋なり、そちらに持って行ってお金に切りかえてくると。



いずれにしてもクリーンセンターに入り込んだ段階では、あくまでも廃棄物として受けていますので、基本的には持ち込まれたからということで無料にするというような考え方は多分埼玉県内もそういう自治体はないというふうに認識しております。

金澤委員 建前からいくと、おっしゃるとおりなのでしょうけれども、現実問題として有価物として処理できるわけですよね。近隣11市の中で例えば所沢市、飯能市、富士見市、ふじみ野市、これらすべて無料ですよね、50キロ超えても。それとの兼ね合いはこれどうなっていますか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今その話私初めて聞いたのですけれども、基本的に今言ったように作業的な受け入れ態勢も当然考えなくてはいけないと。当然第1計量なり、第2計量して、従量制でお金を徴収するような形になりますので、果たして例えば今言ったように新聞、雑誌等の有価だけで持ってきていただければ1回の作業で済みますけれども、その中に不燃が入ったり、粗大が入ったり、いろんなことになると、まず今我々のほうの受け取り体制ではまだ無理です。ですから、そういうところの中で例えば新聞、雑誌なりを、それのみを持ってきたという形になれば検討の余地は十分あるかなという感じはいたします。ただ、今現在のいろんな市民の動きを見ていますと、ほとんど新聞だけ持ってくるとか、有価だけを持ってくる方いませんので、混載で来ますから、やはり計量をまずできないと。もう一回回ってもらうなんていうことになると、現在の我々の体制ではできませんの

で、そういう受け入れ態勢なりも踏まえた中では現状非常に厳しいのではないのか、そういうふうに認識しております。

金澤委員 例えば鶴ヶ島市さんは、鶴ヶ島でも50キロ超えるとやっぱり有料なのですけれども、新聞紙、段ボール等の資源物に限ってはストックヤードに職員の手を煩わせないで自分できちんと運んで、そこに運んでもらえば無料ですよと今いろいろ制限もかけて工夫をされているところも、市もありますので、改めてストックヤードの場所の考えも、配置も含めてもう一度検討を今後していただけたらなというふうに思います。これは、要望にとどめます。

次に、リサイクルプラザなのですが、趣旨として、方針としては非常にこれからも大事になって活躍していただかないといけないと思うのですけれども、実際時々お邪魔させていただきますと、余り利用がされていないと、活発にされていないような気がするのですが、現状についてその利用率についてどのような認識をお持ちですか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） リサイクルプラザの利用率の関係でございますけれども、確かに今委員さん言われましたように、行列ができるほどというような入館状況はないわけでございますが、実際的な施設の中身といたしましては、再生品の販売、それと2階に展示品等もございますので、そういったところへの来館者ということがメインになるのですけれども、土日は結構入館しているのですけれども、平日は残念ながら数十人程度、休日はそれなりの人数が、大体50人以上は来ていると思いま

す。そんなような状況でございます。

金澤委員 そしたら、2階にやっぱり会議室等もあって、広く地域の人にも開放するなりして、いろんな有効利用をしていただけたらなと思うのですが、現実問題としてここ最近のリサイクルプラザを訪れる方の来館者数の推移とか、実際その会議室等の利用状況、利用率、これについては何か数字をお持ちですか。

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 来館状況でございますけれども、今委員さん言われますように会議室等当然でございます。ただ、そちらのほうへの入館というのは、現在はほとんど見られないという状況でございますけれども、外部からの視察等の関係が結構多くなっておりまして、平成18年度では26団体、合計で1,720人の視察といたしますか、来館者がございます。

以上です。

〔(推移) と言う人あり〕

環境経済部副参事（清掃指導・ごみ減量推進担当） 大変申しわけございません。推移につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、お答えすることはできませんので、よろしく願いいたします。

金澤委員 極論を言えば視察を受け入れるための施設ではなくて、あくまでも入間市民がリサイクルという方向に立ってやっぱり活発に利用して、そのための施設ですので、ちょっと方向性、利用のされ方が当初の方針とは違っているのかなと。そういう意味で今後リサイクルプラザをもっと地域も含めて、地域開放も含めて利用し

ていただくように、特に平日とか、平日の夜とか含めて何か今の現状に問題点があるのであれば十分に検討していただくということとは可能ですか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 リサイクルプラザに関して

私は4年いますけれども、やはり近年の状況としては減少傾向で推移していると。その中で我々のほうで誇れるものとしては、小学校4年生、全校の4年生に対して体験研修をされていると。これに関しては、非常に高い評価しておりまして、年間2,000人ほど来ておりますから、子供たちにそういうごみ減量、資源化を教えるのに非常にいい場所だと。ただ、あそこには2階に会議室とか、1階に展示とか、いろいろなものがありますけれども、今後我々のほうでプラザを活性化するには、あの場所でいかに市民の方を呼べるか、そういう集客するようないろいろな事業を改善させないとまずふえてこないだろうと。数年前に粗大ごみ等に関して民間のリサイクル施設が活性化されまして、市民がそちらのほうに流れてきたと。今そういう事業、お店なんか倒産したりして、入間市内にも多分ほとんどないという状況の中でまた戻ってきて、我々のほうに粗大ごみ等を搬入されてきていると。そういう粗大ごみなんかの再生を初めとして、それだけでは人呼ばませんから、やはり何とかそういうPRなり、人を呼べるような事業を展開するとか、この間のコサージュあたりの事業なんかでも8時半から募集かけて、5分間ぐらいで20名の事業が満杯になっていて、10分後にはもう全然お断りしていると。そういうふうな事

業もあるのです。ですから、そういうものを何とか、例えば養成してボランティアの方にやっていただいてもっと事業回数をふやすとか、何か工夫することによって少しは衰退傾向にあるものがまたいい方向に持っていけるのではないのかなと。

あと会議室等の今話出ましたけれども、基本的に我々年末年始以外は年中無休であそこで対応していますので、そういった中で8時半から5時まで、5時以降となりますと今度管理とか、そういうものに関してすべて警備会社のほうにお願いしていると。その管理面からという部分で、夜間使用に関しては十分調査なり、研究が必要ではないのかなという考えでおります。ただ、部屋を使うというのは、この4年間の中でも外部の団体が使わせてくださいという例は非常に少ないと。その辺のところは逆にPR不足またはあそこで使えるとしたら環境に関するそういう話し合いなり、打ち合わせでもないと使えないという部分ありますから、不便な部分もあるのかなと。そういう部分を全部含むような形でやはり今後のあり方というのは十分研究、検討する必要があると、このように考えております。

以上です。

金澤委員 本当によろしくお願ひしたいと思います。

それと、最終的にリサイクルプラザに関してはこれ将来的に指定管理者までして、いろいろな民間のいろいろな提案とか、事業とか展開して活性化するという方向までは可能でしょうか。

環境経済部参事兼総合クリーンセンター所長 今のお話に関しては、我々

昨年からそういう要望出しております、企画のほうにも指定管理者制度の導入なり必要ではないかと。市が施設を管理してやる部分ではないのかなと。ただ、あそこでやはり気をつけなくてはいけないのは、指定管理者を置いたとしても基本的に市民のボランティアそのものを十分大切にしないと、そちらのほうのいろいろな切り分けは必要ではないのかなと一応考えています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、商工課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

商工課長 商工課の予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入から。お手元の予算説明書22から23ページをお開きください。款15項2目4労働費国庫補助金815万円は、入間市勤労者福祉サービスセンターへの補助金を受け入れるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。予算説明書94から95ページをお開きください。款5労働費、労働費の総額は1億6,052万6,000円で、前年比マイナス3,106万1,000円となっております。率にして16.2パーセントの減額となりますが、この減額の主な理由は入間市勤労者住宅資金貸付制度、この利用者がここ3年間に新規利用者がなく、また返済完納者の増加など考慮いたし

まして、中央労働金庫への預託金を昨年度に引き続きまして20年度も3,000万円を減額し、預託するものによるものでございます。そして、ことしの預託額は1億2,000万円となります。

続きまして、予算説明書94から95ページ、95ページ側にございます大事業、シルバー人材センター補助金1,200万円は、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを活動の目的としております公益法人、こちらに、また年金支給開始までの経済的自立を願う団塊世代の方々の受け入れの受け皿の一つとしても期待されますシルバー人材センターに対しまして昨年と同額1,200万円を補助するものでございます。

次に、予算説明書の100から101ページをごらんください。款7商工費の総額は3億5,387万円で、前年度対比マイナス2,112万7,000円、率にして5.5パーセントの減額で、その減額の主な内容は101ページ側にございます大事業、工業振興事業のうち中事業、特定地域工場設置事業等補助金が1,568万3,000円の減額で、これは平成18年度に誘致いたしまして、19年度から助成を開始いたしました大規模な精米工場、こちらへの助成額が査定の結果、当初の予定よりも低い額で確定したこと、あるいは平成19年度までに3カ年の助成期間が終了したものが7件あったということから減額となっております。

続きまして、同じく予算説明書の100から101ページ、商工費、項1商工費、目2商工業振興費のうち大事業、商業振興事業につきましては、平成20年4月に予定されておりますアメリカ型の量

販売、これコストコと申しますが、それと三井アウトレットパーク入間の開業もあることから、引き続き市内各地区の商業者が実施するイベント事業、販売促進事業並びに中心市街地の活性化事業に対しまして支援を行ってまいります。

以上で商工課所管の主な予算概要についてご説明をさせていただきました。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員 今話題に上ったアウトレットパークのオープンに伴う件で、この施政方針の2ページにも入間市商業への影響とされていますけれども、一番影響を受けるのは中心市街地だと思うのです。今までやっぱり中心市街地って何か人の流れ、人を滞留させるというところに目的、それが目的ではないのですけれども、それを主眼に、それをふやすことを念頭にいろいろやっていると思うのですけれども、このTMOとか中心市街地できた十四、五年あたりからの人の流れがふえてきて効果が上がってきているのか、プラス今後アウトレットパークができたことによって人の流れがどんなふうに影響するのか、関連して2つの質疑、推移と影響についてお答え願いたいと思います。

商工課長 人の流れの点からお答えさせていただきます。

中心市街地活性化事業につきましては、再開発事業含めその後の平成16年、17年、18年、19年と長年にわたりまして具体的なソフト事業への展開を図ってまいりました。これは、主にハードの



でき上がったまちへ多くの人に来ていただくということが目的でございます。投入いたしました事業は数々ございますけれども、人の流れで申し上げますと、まず映画館がその吸引力、また核テナントでございます百貨店、こちらが主な集客の吸引力を持っておりまして。しかし、周辺にシネマコンプレックス型の映画館がかなり隣接したことによりまして、映画館そのものの動員観客数が減ってきております。それにあわせて町なかに来る方々の量は、映画館がオープンいたしました平成12年当時以降と比べますと、人の流れは減ってきております。しかし、いろいろなソフト事業を展開することでここ三、四年は現状維持、横ばいの状況が続いてきているというのが数字的な部分でございます。

次に、今後のアウトレットが及ぼす人の流れへの影響でございますけれども、アウトレットに入ります店舗は204店舗でございます。そのうち181がブランド物を扱うファッション、アクセサリ、衣料品を中心といたしますが、そういったお店が118入ります。さらに、アウトレット、今回ほかにはないアウトレットの特徴としてイトイン、食べ物を目玉にした人を楽しませる、時間を消費させるような仕組みが組まれておりまして、そちらのお店が飲食だけで18店舗入ります。こういうようなことからブランド物を求める消費者並びにしゃれたレストランでの食事を楽しむ家族の流れが入間市民においてもそちらに流れていくことが考えられます。しかし、この施設は近隣問わず、車で1時間の広い商圈を持っておりますので、かなりの多くは市外からの来客がという

ふうに推測されます。

以上です。

野口委員 結論として影響はさほど受けないという言い方でいいのですか。

商工課長 ブランド物を中心とするお店でございますので、市内にブランド物を扱うお店は大型百貨店1店が主でございまして、そちらの影響を受けると思われるものは、そちらの百貨店の分析によりまずとスポーツカテゴリー、スポーツウエア、それから今申し上げましたレストラン、こちらで影響を受けるものというふうに考えられておりまして、3カ月後ぐらいには100パーセントとは言わず、かなり業績を回復できるという自信が示されております。

以上です。

石田委員 今のも一部関連してくるのですが、この中心市街地活性化事業がこの間行ってきた事業で、実際に目標とするものに対してどのくらいまで進捗率というのは来ているのか、今後どうなっていくのか、余り見えないものですから、その辺はどうでしょう。

商工課長 中心市街地活性化事業につきましては、ハード、ソフトといろいろな時間を追っていろいろな事業を実施してきましたが、それらはいずれも旧中心市街地活性化基本計画、それから中心市街地はアポポ商店街振興組合ほか扇町屋もございまして、扇町屋につきましては扇町屋まちづくり構想、これは平成14年11月につくっております。さらに、これらをもとに平成15年3月、入間市商工会がTMOとなってこの事業を推進するTMO構想を入間市で認

定したわけでございます。主にこのTMO構想の中に28の事業が織り込まれておりますが、このうちのハードについてはほぼ目標を達成しております。残るソフト事業につきましては、空き店舗対策を初めまちのいろんな各種イベントあるいはイルミネーション化ということも組み込まれておりまして、これらを逐次事業を実施してきましたが、その掲げられた事業の3分の1程度が実際には消化されたところでございます。まちづくり三法の改正によって実際にはこのTMO構想そのものは計画を持っていても国の補助の対象とはなくなりましたが、入間市としてはこの掲げられておりますTMO構想を推進してきております。また、継続している事業もございますので、引き続きこの市で認定したTMO構想を手がかりに活性化支援事業を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

石田委員 いろいろやってきて、ハードのほうはほとんど目標達成してきて、ソフトのほうも3分の1ぐらいやっているということで、もうほぼこれである意味目標までいってしまったのか、まだまだこれからこれをきっかけにして何とか商店街として伸びていくような状況が生まれてきているのでしょうか。

商工課長 全国的な傾向でございますが、中心市街地のまちづくりの構想に関しましてはここで大きな転換がございます。高齢化、少子化、もちろん大型店と個店が商品、物で競い合う時代は終わったと、ある意味では勝負がついてしまった部分がありますので、今度は

物ではなくてこと、そこに多くの人が集まることでまちの活性化を図ろうということで、国の大きな方向転換にもございますが、やはり中心市街地に多くの人が住まうバリアフリーを目的としまして、また来られる、来やすい、そのまちづくりにすべきということで、できれば都市計画を中心とした大きな見直しが必要だというふうに考えます。商業の活性については、高齢者あるいは大型店にはない品ぞろえでの個店という形の町並み形成になるかと思えます。

以上です。

石田委員 そういった状況はわかりますけれども、なかなか実際に展望が見えてこないというのが実態かなという感じするのですけれども、いずれにしろ大型店が出てきたり、アウトレットができたりなんかして、これで大型店のシェアが80パーセントぐらいになっているわけですね。そういった中でシャッターを閉めている店が結構やっぱり目につくようになってきているのです。その辺の実態というのは、20年度例えば調査する予定はありますか。

商工課長 平成19年度に消費動向調査を実施いたしました。これは、私も今希望しているのですけれども、3年置きにの消費動向調査でございますが、これを前倒しして、できればアウトレットオープンから1年後もしくは2年後以内には消費動向調査をして実態を把握したいということとあわせて、まちの中心市街地あるいは商店街の空き店舗対策も考えてみたいというふうに考えております。

以上です。

石田委員 19年度そうすると調べた結果で、例えば市内でシャッター閉めている店がどのぐらいというふうに出ていますか。

商工課長 これは、消費者動向調査が中心だったものですから、商店街を対象にした調査はしておらないので、空き店舗の数値は調査しておりません。

石田委員 そういう意味からすると、アウトレットオープンもう間近ですけども、いずれにしても早急に現状をやっぱりしっかりと把握する必要があるのではないかなと。何ととっても商店街がちゃんと店開いていればまだいいのだけれども、シャッターを閉めるということになるとやっぱり活気がなくなってしまう象徴になってきますので、できるだけ早急に調べていただきたいと思うのです。

それともう一点、商店街への支援というか、いう観点になるかもしれないのですけれども、藤沢通っている川越入間線のところでコンビニがほとんど閉めてしまって、その後新しいコンビニが入ってこないという状況の中で、買い物がお年寄りを初め非常に不便になってしまっていると。大型店まで行かないと買い物ができないと。日常的な買い物も不便になっているのですけれども、この辺の状況をどのように分析していますか。

商工課長 コンビニエンスストアの状況について正確な調査はしていませんが、確かにコンビニエンスストアが閉店して、その後業態が変わって古着屋さんになったりとか、いろいろ形態示しているようでございます。そして、近くにある世帯が買い物に非常に不便

になっているということで、これは生協さんを中心といたしまして今御用聞き、あるいは食事だけだと、その宅配、夕食から、いろいろあるいは病人食まで含めまして宅配する業者の方々が非常に最近営業を活発に繰り広げていると聞いておりますので、そちらの方がかなりその業種がまた都内でも伸びているということで、入間市でもそんな状況が出てくるのではないかというふうに推測いたします。

以上です。

金子俊雄委員 95ページのシルバー人材センターの補助金ということで1,200万円ということなのですが、これは何年か1,200万円ですと補助しているような感じがするのですが、先ほどの説明ですと、団塊の世代で退職者の方に二、三年の間をある程度指導なり、面倒見なければならないということでこういう補助しているのだというような理解をしたのですが、その辺はよろしいのですか、それで。

商工課長 2007年問題に関しまして、昨年アンケート調査を初めシルバー人材センターでは団塊世代の受け入れということでいろいろ体制をつくってまいりました。また、そのアンケート調査の結果からシルバー人材センターを知らないという、内容をよく知らないという結果が出ておりましたので、チラシ広告と全戸配布など何回か行いまして、団塊の世代の方々の取り入れを図ったわけですが、結果的には団塊世代の方々が全体的に潜在化してしまったと。これは、企業で再雇用が進んだという話もございしますが、

そのほか退職後に自分の趣味や旅行、あるいはやりたかったことを少し家庭でやるのだという世帯が多いのではないかと、多かったのではないかというふうに今推測しているところでございますが、この波もまだ続きますので、三、四年後にはどっと需要がふえてくるのではないかというふうに考えています。

金子俊雄委員 先ほどの説明だと、そういうことで多くなるから面倒見たいと、見るのだという説明で聞こえたのですが、今の答弁ですと、その逆の答弁という感じがするのですけれども、その辺のところはどういう理解したらよろしいのですか。

商工課長 やはり2007年度問題のアンケート調査によりますと、団塊世代は働かなければならないと、そういった回答も多かったことから働く場を提供するという部分なのですが、シルバー型の労働にはなかなかイメージ的な抵抗感があったりいたしますもので、ここで団塊世代の方々に向けて人材としての登録ができるような仕組み、そしてそれを企業さんや必要とする、そういう人材を必要とするようなところに紹介していこうという職業あっせんの部門を充実していくという考え方で取り組んでいくという考え方で20年度は進んでいきます。

金子俊雄委員 これが当初できたときには、高齢者事業団というようなことで発足をしたような気がするのですけれども、その後シルバー人材センターというところになって、今人員派遣会社とか、人材派遣会社とか、いろいろ名目があるのですが、このシルバー人材センターという名称が余り今にそぐわないような感じなのではな

いですか。ですから、退職されてもその場所へ登録するとか、しないとかというような状況が、むしろこれからそんなにこのシルバー人材センターは高度に伸びないと私は思っているのですけれども、その辺はどうなのですか。

商工課長 シルバー請負でございます。人材派遣業等は、なかなか法律の制限がございまして、シルバーの法律の中では限界がございしますが、必要企業、あるいは他から必要とされているのは、やはり人材派遣業的な業種というのでしょうか、そういった形での人を求めている要望が強くなってきているように思います。ただ、それになかなかぴったしという制度はできないのですが、それをまず検討していこうというのが1点と、もう一つはシルバー自身が業務の開拓に非常に一生懸命取り組んでおります。退職された大手のいろいろ企業の営業を担当された方々を含めまして業務の開拓に力を入れておりまして、かなり仕事はふえてきておりますが、それに従事いただける人がなかなか応募いただけないと、人が集まらないというのが現状でございます。

金子俊雄委員 ぜひ補助金、これは多分職員の何かの補助で行くのかなという私なりには理解をしているのですが、これだけの高額の補助金を使っているわけですから、活性化をしていくような指導を大いにさせていただくということをお願いしたいなと思いました。

結構です。

野口委員 今シルバーが出たので、私たちのシルバーはわかりにくいところがあって、まず第1の疑問は普通シルバー人材センターという



のは福祉部門に設置されたということもあって、従来は高齢者の自己実現とか、ちょっとゆとりとかだったと思うのです。ところが、今は団塊の世代の特に年金が65歳になったから、その間の自立とかいうことまで含まれているわけです。そこで、人材派遣的なものをやられるということに変化があったと思うのですけれども、国との関係で、ほかの自治体との関係で国がそういう団塊の世代の自立をシルバー人材センター、こういったものに求めているのでしょうか。それともう一つ、ほかの自治体にもこういった形で受け皿として機能するようになっているのでしょうか。そういう傾向についてお伺いしたいのですけれども。

商工課長 厚生労働省中心に団塊の世代を積極的に生かせる、またその受け皿としてのシルバーへの期待というのは非常に高まっております、それに対する制度の改革あるいは予算、こういったものも組み立ててきているのが実情でございます。そういった意味で国も団塊世代の受け皿としての役割を期待しているというふうに認識しております。

野口委員 そうしますと、シルバー人材センターの活動というか、単にまちの姿勢で庭の仕事とか、何か経理とかあったら受けますよと、それに合う人を紹介しますよというのはまちの姿勢ではなくて、今言ったように何か就業開拓がされているということで活発になるわけで、人が動けば動くほど動いた人に対する報酬というか、関係もある、必要となってくるであろうし、今の補助だけれども、パイが大きくなったもので、パイというか、予算が。そういった

面でどこからどこまでが補助金でやっているのか、どこからどこまでが自分で稼いだお金かわからないような状況になっている中で大きくなっていくと思うので、そこら辺の情報公開の明確化というか、留意しているところ、指導しているところありますか。

商工課長 特に会員さんにこの財務内容がはっきりわかるように外部監査の導入を呼びかけておりまして、これについてはもう既に検討され、外部監査を導入するという形になってきております。

金澤委員 まずは、95ページの労働諸費の中の内職相談員についてなのですが、今の庁舎1階でも内職相談ということでいろいろとお骨折りをいただいているのですけれども、現状はどんな感じですか。

商工課長 19年度より庁舎1階に内職相談室を移させていただきました。その後、毎年恒例のもちろん事業も実施しておりますが、現在1名の非常勤特別職によりまして運営されておりますが、5日間の勤務のうち水曜日の日に企業開拓の日を充てまして、内職を出していただだけそうな企業さんを入間市内にかかわらず、近隣周辺の市町村にまで開拓をして内職受託件数をふやす、注文をふやすようにしております。もちろん市の職員も同行して企業開拓をしております。このほか各地区公民館にて、毎年1回になりますが、各地区公民館で市内巡回相談、これも実施しております。さらには、市内の企業さんの協力を得ましてはんだづけ講習会、はんだづけにつきましては非常に内職の金額がいいものですから、こちらに手に職をつけていただくということを目的に市内の企業さんの協力を得てはんだづけ講習会を実施しているということで、積

極的な取り組みをさせていただきます。また、内容につきましては件数、相談件数や、あるいは来庁、電話、あっせん、あっせんはふえておりますが、相談件数はやや減少傾向でございます。企業さんにつきましても若干件数が減少しております。ただ、あっせんはふえております。

以上です。

金澤委員 やっぱり子育て中のお母さんとか内職の需要が多いと私も市民相談いろいろと受けるのです。1名でなかなか厳しいとは思いますが、やっぱり頑張っていたきたいなというふうに思います。

続けて、シルバー人材センターについて、話出ましたので、ちょっと1点だけ確認したいのですが、入間市のシルバー人材センターも埼玉県でもトップクラスの活動をされているというのは私も存じ上げているのですが、数年後に公益法人の移行の話が出ているのですが、その状況について確認したいと思います。

商工課長 公益法人法の改正によりまして、シルバー人材センターもその改革を迫られておりますけれども、現在国が具体的な指針、基準、こういったものをまだ明確に示してきておりません。シルバーの上部団体を通じまして情報収集するとともに、平成20年度はこの勉強をするという年に位置づけております。そして、5年間の選択期間がございますので、公益法人のまま存続するのか、あるいは通常の法人として経済活動を営むのかの選択期間が5年間ございますので、この間にははっきりとした方向性と結論をもって決

定するということになっております。

それから、先ほど申し上げた、申しわけありません。内職相談、  
実はあっせん件数も減ってきております。申しわけありません。

金澤委員 ちょっと入間市のシルバー人材センターについては、一部の方  
から内部留保の金額と補助金との関連性の話が出ているのも事実  
ですので、その点についてはやっぱり先ほども外部監査の検討も  
されているということですので、慎重に対応していただきたいと  
いうふうに思います。

次に、勤労者福祉サービスセンター補助金1,920万円について  
お伺いしたいのですが、現在この勤労者福祉サービスセンターの  
会員数は何名になっているのでしょうか。

商工課長 平成20年1月末の数字になります。2,684名、加えてあと企業  
さん、参画企業が551事業所ございます。

以上です。

金澤委員 この福祉サービスセンターについては、国の補助金があと数年  
で打ち切られる予定になっているのですけれども、ほぼ約同額の  
補助金が国からおりていると思うのですが、今後この勤労者福祉  
サービスセンターの事業を入間市としてどのように継続されてい  
くお考えなのか。また、今現状の補助金で実際にこのサービスセ  
ンターが事業としてやっていけるのかどうか、その見通しについ  
て確認したいと思います。

商工課長 サービスセンターにつきましては、平成11年5月にその前身と  
なりますサービスセンターが開設されまして、そこから15年間国

の補助がいただけることになっておりました。しかし、ここで国は3年間補助を前倒しで打ち切るということになりまして、補助は平成22年までで、23年からなくなってしまうということになります。現在サービスセンターへは国の補助金815万円、これを受け入れまして、市からの市費を上乗せしまして、市費の上乗せは1,105万円でございますが、これを上乗せして1,920万円という形になっております。これがなくなりますと、当然かなり厳しい運営になります。自立を目指して今努力しているところでございますが、ただこの補助金が打ち切られた前例は埼玉県内にも幾つかございます。さらには、全国的にも幾つか事例がございます。現在埼玉県に県内9つのサービスセンターがございますので、こちらとよく連絡をとりながら、また前例、これらをよく調べ上げて、研究をして自立に向けた取り組み、展開を検討していくということを指示しております。また、昨年からも既に研究を始めているところでございます。

以上です。

金澤委員 今そうやっておっしゃられていたのですが、1,900万円のうち850万円、約半分ですよ。半分近くの補助金がなくなって事業が展開していけるとはとても思えないのですけれども、これはその分を市で穴埋めされるのか、それとも打ち切るのか、どちらかだと思えるのですけれども、結論からいってどのような方向性なのかですか。

商工課長 今研究をしているということで、今ここで結論を出せるちょっ

と状況にないということで考えておりますが、ほかの市町村の例で申し上げますと、やはり補助金が減った分を市がそれを負担するというのが前例でございます。

以上です。

金澤委員 これ以上は言いませんけれども、もしその補助金がなくてもや  
っていけるのであれば、それこそ今何でそんな補助金出す必要があるのかという話になりますし、逆にでは今度その国の分をさらに全額市が負担するとなると約1人に対して7,000円、会員1人当たり7,000円、8,000円を配っているということになるわけなのです。実際にその会員の方たちが納めている会員のサービスセンターの利用登録料金ってありますよね。それとほぼニアリーイコールになっているわけですよね。何のためのサービスセンターなのかという形になると思いますので、これについてはよくよく検討していただきたいというふうに思います。

それと最後に、101ページ、無担保無保証人及び小口特別融資預託金4,000万円、去年と同額ですが、19年まだ締めていませんけれども、利用状況についてお聞かせください。

商工課長 その制度につきましては、現在14件の利用がございます。

金澤委員 金額。

商工課長 訂正させていただきます。今14件と申し上げましたのは、いろいろな融資制度がございます。その無担保のみならず、いろんな制度がございます。こちらのうち今ご質疑の無担保無保証人小口特別融資につきましては、利用5件でございます。金額が1,592万

円でございます。

金澤委員 中小企業の方含めてこの無担保無保証人、つまり会社経営者が連帯保証しなくていいという制度は本来本当にありがたい制度のはずで、これもっともっと、今現在につきましては約40パーセントの利用率なのですが、もっと利用されてもいいはずなのですが、何でも、何で40パーセントしか利用されないのですか。これどのように現状を認識されていますか。

商工課長 ことしの特徴といたしましてセーフティーネット、政府系の緊急融資でございますセーフティーネットへの利用が急増しております、こちらの利用がかなり減ってきたものというふうに理解しております。

金澤委員 ということは昨年度まで、つまり18年度までは、料金同じですが、それについてはもっと高利用率だったということよろしいですね。

商工課長 件数といたしましては、倍近い利用になっています。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、農業委員会事務局所管のものについて説明を求めます。  
歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

農業委員会事務局長 農業委員会事務局の新年度予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入ですが、予算書、事項別明細書26から27ページ、中段やや下になります。款16県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節1農業委員会費補助金の188万4,000円は、農業委員会交付金及び農地活用促進事業費補助金で、農業委員会の運営に関する補助及び農業委員会が行う農地の利用調整活動等について支援する補助でございます。

次に、歳出でございます。96から97ページでございます。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費についてですが、大事業、報酬、農業委員会委員報酬については、農業委員22名分の報酬であり、前年と同額であります。なお、7月19日に農業委員の任期が満了となりますので、改選となります。

それから、続いて大事業、農業委員会運営費、事務費については、農業委員会の定例会12回分及び臨時会2回分の計14回分及び委員の調査、研修の費用及び委員事務局の事務経費等でございます。農家台帳管理システムについて、昨年まで情報システム課で契約しておりましたが、今年度から農業委員会に移管されたことなどによりまして272万7,000円の増額になってございます。

以上で説明を終わります。



委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、農政課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

農政課長 それでは、農政課所管の主な事業についてご説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。予算説明書26ページから27ページをお開きください。款16県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金、節3農業振興費補助金、茶小規模条件整備事業費補助金180万円は、一番茶摘採前の降霜による被害を防ぎ、安定的な茶生産を図るため、防霜ファン設置に対する県からの補助金でございます。

続いて、歳出について申し上げます。予算説明書98ページから99ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、大事業、農業振興推進事業、中事業、農業振興推進事業546万8,000円の主なものは、特産狭山茶の生産振興を図るものでございます。同じく中事業、茶品評会出品対策事業200万円は、平成21年度に第63回全国茶品評会が入間市で開催されることから、出品団体に対し早期対応が必要な被覆資材、肥料購入などを出品対策として補助するものでございます。同じく中事業、環境保全型農業推進事業120万円につきましては、人と環境に優

しい農業を推進していくために有機100倍運動推進事業費補助金、環境配慮資材購入費補助金でございます。

続きまして、大事業、農業研修センター管理費、中事業、諸工事費564万8,000円の主なものは、全国茶品評会を初め各種品評会に向けて出品茶製造に活用している機械の老朽化及び製造能力を向上させるため、機械の一部を更新するものでございます。

続きまして、目4畜産業費、大事業、畜産振興事業、中事業、家畜環境浄化事業400万円の主なものは、畜舎周辺の環境浄化を進めるための補助金でございます。

以上で農政課所管の主な事業の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 農業研修センターの管理費で、諸工事費の中で新規の形で564万円、今ちょっと説明あったのですけれども、荒茶の製造機械等の整備、これは具体的に何台、それを1台なのか、この点をお聞きしたい。

農政課長 これにつきましては、お茶の製造ラインというのがございまして、何種類かございまして、そのうちの一部を更新または能力アップをさせるものでございます。

石田委員 1台なのか。

農政課長 1台だけではございまして、ラインのうちの何台かを更新するものです。

石田委員 何台。

農政課長 3台です。

野口委員 99ページの農業振興費の中の農業振興推進事業、ちょっと今聞いたらお茶だけというような言い方されたのだけれども、まずはそれでよかったですか。お茶だけを対象にしているということですよ。それは、どうなのですか。

農政課長 これにつきましては、大事業で農業推進事業について金額が申し上げましたように546万8,000円についてでよろしいでしょうか。

野口委員 ええ。

農政課長 これにつきましては、狭山茶の生産振興を図るものでございまして、先ほど歳入でご説明申し上げました防霜ファン設置に対する補助金ですとか、茶樹改植に対する補助金ですとか、そういったものの補助金でございます。

野口委員 それと関係のお茶以外についての何か奨励補助金みたいなものはこの予算上どこにあるのですか。

農政課長 この事業の中には、お茶以外のものは含まれてございません。

野口委員 広い意味での農業振興費、これは目3農業振興費の中にお茶以外の里芋、野菜とかの振興費は入っていないということですか。

農政課長 ただいまのご質疑は、農業振興推進事業ということですか、それとも大事業で農業……

野口委員 これがわかったので、広く。

農政課長 大事業ということであれば、いろいろ野菜も含めて入っております。

ます。広く大事業で、農業推進事業で広い枠にとられてございまして、その中で中事業として農業推進事業というのがございまして、そのうちの546万8,000円につきましては主に茶に係る事業でございまして。中にはいろいろな体験ツアーとか、そういった事業費もございましてけれども、主にはお茶を中心としたものでございまして。

野口委員 私が聞いたのは、お茶に関して手厚くやっている反面、その他の農産物について何か奨励しているような予算措置があるのかということをお聞きしているのですけれども、農業振興費の中で見えてこないもので。

農政課長 大きな枠の農業振興推進事業の中には、すべて即売会に対する補助とか、環境保全型農業とかということで野菜の関係とか、つまり農業を全般的にとらえて、畜産を除いて全般的にとられています。

野口委員 わかりました。

では、別の質疑で、同じ99ページの事業で援農ボランティア養成事業というのがありますが、これはもともと特に茶畑の関係で高齢者等で放棄されるということで、そういった市民によって耕作放棄とか、荒れることを防止しようというような目的があったと思うのですけれども、そういった目的との関係でこの養成事業は今どういう過程を経ているのですか。

農政課長 この事業につきましては、20年度からは今まで講習を受けていただいた方につきましては別の組織をおつくりいただいて、前回

までの指導者のもとで別な組織として活動していただいています。今年度につきましては、市内一の特産がお茶でございますので、お茶を中心としながらもJA等のご理解、ご協力をいただきながら、お茶以外の分野についても進めていきたいというふうに考えています。

野口委員 目的達成との関係で実際効果があるのか、機能しているのかということで、実際高齢者等で耕作できなくなった茶畑を管理しているとか、そういった機能、それからこれからそういった機能が発展していくとか、継続していくという見込みとか、そういった観点で今どういう過程を経ているのですかと。実際そういう団体がつくられて機能していると見ていいのですか。

農政課長 なかなか時間と経験とか要するものでございますから、一朝一夕にはできませんけれども、現在の段階では今まで講習を受けていただいた方が新たな組織をつくっていただいで活動を始めていただいたということでございます。

野口委員 この養成事業が10万円そこらで、養成事業だから、これでいいと思うのですけれども、実際その団体が機能するためには事務局が必要だし、道具も必要だと。含めてこういう数十万円では動かないと思うのです。将来的に団体を機能させるためには人、物が要すると思うのだけれども、どういう構想をお持ちですか。

農政課長 あくまでも援農ボランティアでございますので、市としては現在のところ物の提供、そういったものについては現在のところは考えておりません。

野口委員　そこが理解できないので、加治丘陵みたいに1区画を扱ってやる場合、狭ければ本当に月2回ボランティアでやる可能性あります、広ければ別ですけれども。そういう程度の問題ありますけれども、月に1回とか行って労働奉仕するという感覚ならわかるのですけれども、農業の場合、生きているものを相手にしている以上、責任持っていかなければいけない場合もあるし、それをだれが判断するかという問題もあるので、一応そういった管理責任者というものがないと動かないと思うのです。そういったことまでも無償でやれということになると、もうそれは動かなくなると思うのですけれども、今言った市民のボランティア、無償ボランティアに頼ってこういった茶畑の管理ができるというふうにお思いですか。

農政課長　これにつきましては、いろいろ考え方があると思うのですけれども、例えばお茶畑の地主さんとお茶畑を持っている方との話し合いの中で農作業するかわりにできた成果品を代償というか、対価としていただくとか、いろいろ考え方的にはあると思います。ただ、現在のところ市としては、そこまでいろいろ考え方は今持ち合わせてございません。

野口委員　常に目的を掲げる以上、目的に十分な制度、ものかということが必要なので、私としては今の援農ボランティアというのは目的に即した十分な機能というか、支援はしていないと思うのです。ですから、やはり実態に即して、あくまで耕作管理まで期待するのなら有償ボランティアでもいいですから事務局を置く、小屋に

ちゃんと道具を置くとか、そういったものが必要だと思うのです。  
これは、要請にとどめます。

以上です。

宮岡治郎委員 同じ目ですけれども、農業振興費、環境保全型農業推進事業120万円です。額としては、19年度に比べまして減ですけれども、もう既に補助するまでもなく、農家が自主的に推進しているようにも思うのですけれども、つまり消費者が健康志向が大分強くなってきて、有機栽培とか環境保全型の農業産品を購入したいという意識がどのくらい入間市の農業に影響していますでしょうか。

農政課長 今委員さんおっしゃいますように、農業生産者の方も大分環境保全型農業の意識が高くなってきております。現在この環境保全型農業推進事業ということで助成をさせていただいていますけれども、現在今1つにはこういった運動を進める有機100倍運動推進事業、ここで現在実施しておりますのが、ばっ気処理後の養豚の尿を茶畑に生かせないとか、そういったものの研究をしてございまして、かなり生産者の意識は高まってきているものと考えております。

金澤委員 まずは、予算書97ページなのですが、農業総務費の中で外来魚の被害対策事業ということで、外来魚被害緊急対策事業ということで39万円が上がっていますが、この事業の内容と効果について教えていただきたいと思います。

農政課長 この事業につきましては、入間川に生息する外来魚について今

生態系を乱していることから駆除したり、その特性などを調査するものでございまして、対象としましてはブラックバス、ブルーギル等ございまして、ちなみに平成19年度実績でコクチバス86匹を駆除してございます。

金澤委員 ブラックバス、ブルーギル八十何匹処理するのに39万円かかるのですか。ちょっと納得できないのですけれども、もうちょっとほかにされていると思いますので、説明していただけます。

農政課長 これにつきましては、この事業を入間漁業協同組合のほうに委託をございまして、そちらのほう個人で、1人でできませんので、委託料、人件費とか、そういったものがかなり大部分を占めている補助事業でございます。

金澤委員 おっしゃることわかるのですけれども、40万円出して80匹、90匹も外来魚をとるとというのは、ちょっと費用対効果からいっても効果的だと思われませんか。

農政課長 現在入間川の在来魚が少なくなっているということでございまして、その外来魚を駆除するためにはやはり必要な事業かというふうに考えています。

金澤委員 私は、要らないと言っているのではないのです。費用対効果からいって40万円かかって80匹、90匹の外来魚しかとれないのは効果的ですかと聞いているのです。

農政課長 今効果的かどうかと聞かれると大変お答えにくいのですけれども、やはり私どもとしては必要である。86匹をとるということは、やっぱりそれだけの効果があったというふうには考えていますけ



れども。

金澤委員 ちょっと私の感想からいくと、効果的とは言えないなと。ただ、必要な事業であるとは思いますが、もうちょっとその費用対効果という面からどうかなという点で検討をお願いしたいと思います。

次に、農業研修センターの荒茶製造機械の話なのですが、これ564万8,000円ということで3台更新されるという内容ですが、その3台の内容はどんな機械ですか。

農政課長 まず、1点が葉打機という機械でございます。それから、中揉機、それから精揉機、各1台ずつ、それで3台でございます。

金澤委員 ということは、火を入れる熱処理用のものではないのですね。

農政課長 先ほど石田委員さんのほうにもご説明しましたが、一連の流れの中で来るものでございますので、まず葉打機、これは蒸した後、葉打機につきましては余分な水分を取り除く機械でございます。次に、中揉機というのは、よくもんだ後、玉になりますので、それをほぐす機械、それから精揉機につきましてはもう最終的な部分のほうに来ますけれども、形を整える機械ということでございます。

金澤委員 これちなみに入札になるわけですか、それとも随契ですか。

農政課長 現在のところまだ決まっておりませんが、しかるべき方法を考えていきたい、検討していきたいと考えています。

金澤委員 しかるべくって説明がやっぱりちょっと私わからなかったのですが、基本的に130万円以上はこれ指名入札になりますよね。た

だ、問題はラインの中の機械ということなので、当然前後との取り合いがありますので、やっぱり多少いろんな寸法の、高さの問題とか、能力の問題とかで他社さんのものを持ってくるとなかなか仕様が合わない、かみ合わないという場合もあると思うのですけれども、その点についてはどのように理解されていますか。

農政課長 購入につきましては、今現在ある機械とそこのラインの中のものでございますので、一体的なものが来るとは思いますけれども、ただその契約の方法についてはまだご審議をいただいている最中でございますので、差し控えさせていただきたいと思います。

金澤委員 この点については、基本的には透明性を上げるという意味で随意契約ではなくて、できれば入札でお願いをしたいというふうに思います。

最後に、市民農園を含めて団塊の世代がやっぱり農業に携わるというか、いろんな意味の形でやっぱり土地と親しむということが今後やっぱり需要としてはふえていくというふうに思うのですけれども、その点についてどのような方法でお考えですか。

農政課長 今現在、市民農園につきましてもある程度年齢が入った方というか、そういった方が多く希望されております。市民農園につきましては、費用対効果を考えますと、市でやるよりも実際自分たちが体験してやる農業、そういったものについて農業者か及びJA等々、できればそちらのほうへお願いできないかなというふうには考えています。

金澤委員 ちょっと話が関連になって恐縮なのですが、入間市で今の中国

のギョーザの問題から保護者が入間市の給食に対して求める安全性の意識ってよりやっぱり高まってきていると思うのです。今現在は、冷凍食品が使われていないということで公表されまして、一安心しているわけなのですが、さらに今後地産地消を図っていくという意味で、農政課として入間市の農業に対して何か方策、方針はございますか。

農政課長 現在もそうですけれども、ふれあい朝市というふうなものを生産者の方のご努力でお願いしていますので、そういった面をできるだけ入間市の農業、農産物、そういったものを利用していただくようPRに努めていきたいというふうには考えています。

金澤委員 ふれあい朝市なのですけれども、非常に好評だというのは私も聞いているのですけれども、場所とか回数をふやすという何か計画は検討されていませんか。

農政課長 現在毎朝7時から市民会館駐車場をお借りしてやっていますけれども、時間をずらしますと市民会館の駐車場の関係が出てきます。場所的にも駐車場がある程度あって利用していただけるということで、回数的にも毎週土曜日やっていますので、これ以上生産者の方にご無理をお願いできないのかなというふうには考えます。

金澤委員 場所は。

農政課長 場所につきましても駐車場が市民会館の駐車場、結構広くありますもので、現在のところは市民会館の駐車場をお借りして続けていきたいというふうには考えています。

金澤委員 確かに市民会館は場所的にいいのでしょうかけれども、もうちょっとほかの入間市の中ではそこだけではなくて、もっと近所で、それこそ高齢者の方が歩いていけるような場所に巡回でも構わないので、場所をもうちょっとその会場をふやしていただけるように要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、みどりの課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

環境経済部参事兼みどりの課長 平成20年度のみどりの課の関係予算につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入からご説明申し上げます。予算説明書22ページから23ページ、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金、節2都市計画費補助金、都市公園事業統合補助金1,500万円は、歳出の加治丘陵対策事業とも関連いたしますが、(仮称)加治丘陵さとやま自然公園の早期開設に向けて用地取得の促進を図るための国庫補助を受けるもので、3分の1の補助率でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書112ページから113ページ、目6緑化推進費の大事業、加治丘陵対策事業2億852万9,000円は、加治丘陵内の山林を相続等の発生により平

成19年度に土地開発公社が取得した山林約2.4ヘクタールの買い戻しのための費用と、特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用により（仮称）加治丘陵さとやま自然公園内の山林約1.3ヘクタールを取得する費用及び都市公園統合補助金の活用による山林約1.2ヘクタールを取得する費用の1億8,940万4,000円が主なものでございます。この結果、平成20年度末の見込みで約76ヘクタールを保全用地として取得できる予定でございます。また、（仮称）加治丘陵さとやま自然公園の施設整備については、平成19年度に引き続きワークショップで検討をいただき、平成20年9月を目途に環境に配慮した公園整備計画の策定を予定しております。

以上がみどりの課の所管の当初予算の主なものでございます。どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員　今説明された加治丘陵対策事業、これは2億円、これはいいのですけれども、それに対して緑化推進事業、これが2,000万円。これは、2,000万円ということで前調整区域の保護樹林とか、そういったものに関してはお金がないから、まず無理よという返事だったので、これとの対比でやっぱりほかの加治丘陵以外の緑化のお金がちょっと少ないのかなという実感でありまして、質疑は実際では加治丘陵ではないところの緑はどうなっているのか。何か19年度に、これ緑被ですか、調査やられたということなので、どういう状況になっていますか、この推移は。お聞きします。

環境経済部参事兼みどりの課長 ただいまご質疑いただきました緑地の現況調査でございますが、これは平成19年度の当初予算としてご決定をいただき、実施をいたしました事業でございます。この調査をして平成20年度の中には、実はこの調査がことしになってまとまりましたので、平成20年度予算の中には直接は反映してございません。

以上です。

野口委員 緑の現況はどういう状況になっていきますかと、推移。つまりこれだけのずっと余りお金使ってきていないというか、比べたら使っていないので、大幅に減っていたらやっぱりお金の使い方の問題があるわけで、どうなっていますかと。

環境経済部参事兼みどりの課長 この調査につきましては、平成19年1月1日に撮影をいたしました航空写真の判読可能な市全区域の緑被地を計測した結果、緑被率は52.1パーセントになっております。現状では、市のおよそ半分が緑に包まれているという結果が出ております。前回の緑被率が48.5パーセントでございますので、今回と前回と比較しますと約3.6パーセント増加となっております。しかしながら、前回の調査の手法が1,000平方メートル以上のまとまりのある緑地をその対象として調査をいたしましたので、今回同一の手法である1,000平方メートル以上のまとまりのある緑地をその対象として今回と前回とを比較しますと1.7パーセントの減少ということになります。

以上でございます。

石田委員 加治丘陵の関係で、さとやま自然公園の関係で、いずれにしる具体的な計画が9月ぐらいにでき上がってくるという中で、それに伴って工事に必要な土地というのかな、これは一定数出しておかないと、これからいろんな用地を購入するにしても目的意識を持ってそういったところを購入していかないと工事そのものに入っていけないと思うのです。そういった点でどの程度の面積がそういった工事に必要な箇所という、箇所を押さえるために必要な面積になるのでしょうか。

環境経済部参事兼みどりの課長 ただいまご質疑がございました関係については、110ヘクタールが事業認可区域でございますが、そのうちの一部をまず工事に着手していきたいというふうに考えております。その場所につきましては、今回の計画で言われております山仕事の広場、旧ピクニック広場を中心に工事を始めていきたいというふうに思っております。その用地につきましては、工事予定箇所については既に用地買収済みでございます。

石田委員 全体で110.2ヘクタールのうちに30.1、今回20年度で購入すると110.2ヘクタールに対してどのぐらいまで進展するのですか。先ほど76というのは加治丘陵全体だと思っておりますけれども。

環境経済部参事兼みどりの課長 平成20年度取得する面積については、先ほどご報告申し上げたのですが、その結果、用地費110.2ヘクタールのうち約20年度が全部取得できますと35.6ヘクタールで、約32パーセント強の面積が取得できる予定になっております。

石田委員 大体状況わかりました。

いずれにしろ工事を具体的に想定しながら用地買収という方向を明確にしていくべきではないかと思いますが、それについての見解をちょっとお聞きしたいと思います。

環境経済部参事兼みどりの課長 ただいまご指摘いただきましたように、これから建築計画、主要施設計画が9月にまとまりますので、21年度以降の工事につきましてはおっしゃいましたような形で工事に支障がないような用地取得に努めてまいりたいというふうに思っております。

石田委員 もう一点お聞きしたいところは、20年度に市民の森として新たに指定する計画というのがありますか。もしあったら具体的に何カ所で、何平方メートルぐらいかお聞きしたいのですが。

環境経済部参事兼みどりの課長 平成20年度には市民の森として新たに指定をする予定の箇所はございません。現状で市民の森につきましては3カ所、合計で1万7,335平方メートルを指定しておりますので、引き続きこの面積については市民の森として指定をしていきたいというふうに思っております。

石田委員 19年度というか、ことしの2月に新たに武蔵カントリーに市民の森であったところを売却しましたよね。それによってこれは市民の森ではなくなってしまうのですか。売却したけれども、その後借りられて、そのまま市民の森として残るのでしょうか。

環境経済部参事兼みどりの課長 基本的には市民の森はまず保護樹林に指定をしまして、その保護樹林のうち市民の方が特に身近に触れ合える緑として使えるような場所については市民の森と指定をする



という形になっておりますので、私どものほうではそういうふうな形を考えています。

それと今ご指摘の点については、確かに武蔵カントリーさんに売却をいたしました。そこについては引き続いてもし市のほうで使いたいというご希望があればお貸ししますよということで実はお借りをいたしました。現在は、この4月1日からそこを保護樹林としてまず指定をして、その後の活用につきましてはよく考えてまいりたいというふうに思っております。

石田委員 今まで健康福祉センターのすぐ裏側というか、北側ですから、しかも面したところですから、当然市民の森として指定してあったわけですね。たしか4号地として指定してあるわけですね。だから、それは当然そのまんま市民の森としてもよかったのではないかと。それをなぜ保護樹林だけにおさめて抑えてしまったのですか。

環境経済部参事兼みどりの課長 私どものほうでは、実はこのところについてはほとんどが民有地でございました。市の土地というのは本当にわずかでございまして、今お話ししている健康福祉センターのところについては、市のほうにお貸しするのはやぶさかではないと。ただし、大部分のものについては、これはやっぱり管理上の問題とか、いろんな問題があるので、武蔵カントリーが直接管理をしたいということだったものですから、市民の森としても面積に足りないということで保護樹林にさせていただいたという経緯がございまして。

石田委員 それと同時に武蔵カントリーが武蔵カントリーの周辺をかなり買収して、もう既に所有権もかなり移っていますよね。向こうとしても、できたら保護していきたいという方向ですね。そういった意味では、保護樹林としての指定を広げていくということは考えているのですか。

環境経済部参事兼みどりの課長 カントリーさんのほうがぜひ市に劣らず確実に管理をしていきたいので、私どもに任せてほしいということだったものですから、私どものほうで保護樹林として指定すれば当然管理費とか、借地代とか、いろんな行政経費がかかりますが、企業さんがそのまま持っていて市に劣らず管理をしていただけるということは、企業努力によって管理していただけるということになれば、やはり市の行政経費がそれだけ軽くなるということでございますので、私どものほうとしては総合的に判断をして、企業さんが本当に責任を持ってやっていただける確証が持てたものですから、そのような形にさせていただいたということでございます。

石田委員 そうしますと、4月以降、実際に一般市民の人たちがかなり自由に出入りしても構わないような形態の利用になってもよろしいのですか。

環境経済部参事兼みどりの課長 健康福祉センターの裏側については、これから活用については考えていきたいと思っております。要するに市民の活用については考えていきたいと。ただし、そのほかのものについては、やはり例えば倒木であるとか、枯れ枝が落ちて

けがをすとかという管理責任というのがもし発生した場合にどうなるかということがございますので、なかなかカントリーさんが買収された土地を市民の方が自由に散策をするというわけにはいかないのではないかなというふうには考えております。

石田委員　そうですか。はい、わかりました。

委員長　ほかにありませんか。

金子俊雄委員　さとやま自然公園とはちょっと違うのですが、以前県の緑のトラストと言いましたっけ、あれちょうど納骨堂の裏あたりのところですよ。あの辺のところは今どういうふうにしらして手を入れているのか、あるいは土地を求めているのか、それとも県のほうへどういう働きかけをしているのか、その辺をお聞きしたいのですが。

環境経済部参事兼みどりの課長　今ご指摘いただきましたトラスト地でございますが、これは県と市で合同で買収をさせていただいて、トラスト6号地として指定をしたものでございます。最初に開設をするときには、県のほうで中を整備をしていただきました。開設後につきましては、さいたま緑のトラスト協会ボランティアスタッフ入間支部という支部が結成をされまして、ここでボランティアの方々が日常の山林管理をしていただいております。私どものほうの支援といたしましては、もし活動をする場合に資機材等が足りないというような場合には、みどりの課で、市のほうで持っている資機材をお貸ししたり、または援助申し上げたりして現在活動をしていただいております。

以上でございます。

金子俊雄委員　そうしますと、かなり状況はいいものといえますか、非常に整備されているということで理解をしているのですが、よろしいですか。よく整備をされているということで理解してよろしいのですか。

環境経済部参事兼みどりの課長　実は全部で13ヘクタールほどあるのです。1つの団体だけで、実はこの団体が構成員が12人でございます。この方たちは本当に精力的に一生懸命やっただいているのですが、何せかなり広いところなものですから、私としてはかなり努力をしていただいて管理をしていただいているなというふうには思っておりますが、全体的に言えばかなり広いものですから、やや管理が行き届かない点もあるかなというふうには思っております。

金子俊雄委員　実は加治丘陵いろいろな場所でかなり緑が多いし、水も多い場所があるのですが、あるいは唐沢川と言いましたっけ、あの場所は県で緑のトラスト地域にする前からかなり緑と水ということをよいということでやっているのでしょうかけれども、今までどんな状況でいっているか、宣伝とかそういうもの、皆さん望んでいるのはそういう場所を望んでいるのかなってあるのです。ですから、それまで管理をされているのであるならばやはり皆さんに来ていただいて、このボランティア団体ばかりではなく、もしくは入ってきてやるのであるならば、また違うボランティアもやっていただくような、やるにはある程度宣伝をして入間市民の皆さん

んに来ていただくような状況、加治丘陵の中で一番環境のよい場所かなと、環境の中の環境のよい場所かなと、これは個人的な考えが入っているのですが、こんな感じを持っていますので、ぜひ行政のほうもある程度お金をかけるのならお金をかけて、市民がすぐ行っても十分憩えるという場所にしていただくのも一つかなと感じておりますので、この辺はぜひお願いしたいなと思っています。

環境経済部参事兼みどりの課長 先ほどちょっと申し足りなかったのですが、私どものほうでは先ほどそういうふうな援助を申し上げているのですが、埼玉県のレストラン協会からもこの団体には補助金等が出て、それらの活動の援助をしているというような状況でございますので。また、今ご指摘いただいたように、これから加治丘陵かなり広い、さとやま計画424ヘクタールもございますので、広い区域でございますので、ボランティアさんに今後もやっていただくように、広く活動をお願いするような広報なり、またパンフレットなりをつくってまいりたいと、今後も努力していきたいと思っております。

委員長 ほかにありますか。

金澤委員 説明がなかったと思うのですが、公園等管理事業については、111ページなのですが、これについては維持管理費が減っていますけれども、これ何か理由があって削減されているのですか。予算上仕方なく減っているのですか。

環境経済部参事兼みどりの課長 この維持管理費につきましては減額にな

っておりますが、主に委託料でございます、例えば去年は愛宕公園の池の清掃をいたしました、ことは3年に1度ぐらいずつ行いたいということでその部分は少し減っております。そのほかに、都市公園のうち比較的大規模な公園の年間管理でございますが、入札した結果、昨年と比較しますと、昨年がかなり入札金額が少なくなりましたので、その金額に基づいて予算見積もりをさせていただいておりますので、その部分が減っているということでございます。

金澤委員 いろいろと区画整理事業、例えば藤沢の区画整理事業等も進んで、中央公園が新しくできたりとか、いろいろと維持管理という意味では予算的に必要だというふうに考えているのですけれども、その点についてはいかがですか。

環境経済部参事兼みどりの課長 確かに維持管理で公園の改修であるとかいろんなご要望をいただいておりますが、私どものほうでは直営の職員もおりますので、その職員が対応するなどして、なるべく経費をかけないで、なおかつ安全で安心な公園としてご利用いただけるように今後も努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

金澤委員 みどりの課さんには本当現場に出て、職員さんが現場に出て一生懸命されているのは本当にいつも感謝しているので、大変だと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと県営公園にある彩の森公園、これを入間市に移管するとかという計画、相談が持ち上がっていると思うのですけれど

ども、今後の見通しについて教えてください。

環境経済部参事兼みどりの課長　ご指摘のとおり、もうかなり前から入間市でこの管理をしていただけないかというお話もございます。現在は、指定管理者が管理をしております。県のほうからはそういうご要請があるのですが、何せあそこを1年間もし管理するとなると何千万円というお金、予算が必要となります。現時点では、確かに入間市民がお使いになるということで、県がそういうふうにおっしゃいますけれども、入間市民に限らず県内の県民の方がお使いになっているというのが実情でございますので、県に対してはそういうご要請がありますが、今後もぜひ県で管理をしていただきたいというふうに私はお願いをしてみたいというふうに思っておりますが。

金澤委員　それと、同じ111ページで公園等遊具設置事業で久しぶりにこの設置事業が増額されているのですけれども、素晴らしいことだなと思っているのですけれども、これは特に中央公園とか新しい公園に新規に設置するのか、それとも老朽化したものによる入れかえなのか、どちらの内容になるのでしょうか。

環境経済部参事兼みどりの課長　ご指摘の点につきましては、実は特に新光中央公園に木製遊具が設置されております。この木製遊具が公園開設時からのずっと引き続いて設置をしてございまして、かなり老朽化が進みまして、当初部分的に直して延命化を図ろうかというふうに考えもあったのですが、いろいろ調査を担当等がいたしましたら、やはり最近木製遊具でけがをする率がかなり多くな

っております。老朽化が早くて、今後の維持管理経費等を総合的に精算をいたしましたらばかなり費用がかかるということでございますので、思い切ってここでは随時撤去をしてまいりたいと。撤去した後に新たな遊具を設置してまいりたいというふうに考えて増額をさせていただいたということでございます。

金澤委員 確かに子供が遊ぶ場所ですから、安全第一という考え方わかるのですけれども、例えば木製の遊具に関しても、先ほど出ている加治丘陵の間伐材等を使ってボランティアの方たちが木製のベンチを提供していただいたりとか、そのような形で加治丘陵の手を入れる間伐材と、それを再利用という形でこの木製遊具も含めてやっぱり木の手ざわりのよさというものを大事にさせていただいて、維持費の問題もあると思うのですけれども、そのようなご検討というのはできないものでしょうか。

環境経済部参事兼みどりの課長 おっしゃるように、例えば富士見公園に複合遊具が、木製のものがございます。あれも市民の方がつくっていただいたのですけれども、あれなんかは木製ということなのですが、あれなんかもある程度時間がたちますとやっぱり傷みがかかり激しくて、特に踏み台がございしますが、その踏み台がささくれまして、子供さんが乗ると足をけがをしてしまうというようなことで、どうしても今小学校なんかは撤去しているのですが、私どもその対策として上方の表面をコンクリート塗って腐食が進まないようにというようなこともしているのですが、これも直営でやっているのですが、実はかなりそういうふうな努力をしても



なかなか木製遊具というのは劣化が激しくて、今委員がおっしゃいますように本来であればもう少し検討して延命措置をすればよろしいのですが、とてもちよっと追いつかない状況になっておりますので、どうしても撤去ということなのですが、今後については加治丘陵の中にボランティアさんなんかもいらっしゃいますので、ベンチなんかを、ベンチ等についてはそういうふうな形でお願いをできるものについてはしていきたいなというふうには思っておりますが、遊具についてはちょっとなかなか難しいのですが、よく研究をさせていただきたいなというふうに思っておりますが。

金澤委員 数日前一般紙に公園の遊具を、親子を含めて子供たちも一緒になって木製の遊具を手づくりでつくる手づくりの公園というのも、事業の話も載っていましたが、いろいろと維持費とかもうお金のことだけを考えると確かに難しいと思いますけれども、いろんな総合的な視点に立っての公園の遊具の設置を検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで環境経済部所管のものの審査は終了しましたが、建設部及び区画整理部所管のものの審査が終了するまで討論、採決を保留をいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 1時56分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、建設部所管のものについて審査に入ります。

まず、道路管理課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

道路管理課長 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち、道路管理課所管の予算についてご説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。予算説明書の18ページから19ページをお開きいただきたいと思います。款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節1道路橋りょう使用料は、電柱、地下ケーブル、ガス管及び広告看板等の道路占用料で、前年度とほぼ同じ7,071万5,000円を計上いたしました。また、武蔵藤沢駅自由通路の壁面に設置しました有料の広告板の使用料126万円を計上いたしました。

次に、20ページから21ページをお開きいただきたいと思います。項2手数料、目7土木手数料、節1土木管理手数料は、公図及び土地、家屋台帳の閲覧手数料と境界確定及び道路証明の証明手数料でございます。前年度対比8万円減の84万8,000円を計上いたしました。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。予算説明書の104ページから105ページをお開きいただきたいと思います。款8 土木費、項1 土木管理費、目1 土木総務費、大事業、職員給与費1億8,173万7,000円は、道路管理課15人、営繕課6人の合計21人の人件費であります。

目2 地籍調査費138万6,000円は、過去に実施した国土調査成果に地権者等から修正申し出が出た場合に行う測量委託料であります。

項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費のうち、大事業、道路台帳整備委託事業1,201万2,000円は、道路法第28条に基づく道路台帳の更新、市道路線図の更新、公共用地境界データの整備、システムの保守点検、また道路占用料にかかわる道路埋設物管理データの更新、システムの保守点検の費用であります。

次に、106ページから107ページをお開きいただきたいと思います。大事業、都市基準点測量委託事業315万円は、2級基準点を6点設置するための測量費用です。この事業は、測量法第5条、公共測量及び国土調査法第2条第1項第1号に基づく都市再生街区基本調査により市内全域について基準点を設け、その成果から道路等境界確定及び民家移転の分筆等の精度を高めるものであります。

次に、大事業、道路・水路境界確定事業382万7,000円は、道路、水路の官民境界を明確にするために境界確定測量等を行うための

費用であります。

続きまして、目2道路橋りょう維持費の大事業、道路等維持管理事業のうち、中事業、諸施設管理事業3,344万1,000円につきましては、入間市駅前広場、歩道橋、雨水排水ポンプ、武蔵藤沢駅自由通路等の電気代、水道料、清掃委託料及び機械類の保守点検など施設を維持管理するための維持管理費3,296万8,000円と豊岡にあります「さんかくはし」の既存の信号機をドライバーが認識しやすいようにするための諸工事費47万3,000円であります。なお、前年度当初予算に比べ2,163万4,000円と大幅な増額となった理由であります。武蔵藤沢駅自由通路が開通したことにより、主に床等の清掃代や電気代、エレベーター、エスカレーターの保守点検などが新たにふえたことによるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　18から19ページです。款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料の中の先ほどの行政財産目的外使用料、これは武蔵藤沢駅の広告塔の看板だったかと思うのですけれども、7基ありまして、今現在「広告主募集中、道路管理課」なんて書いてありますけれども、あの応募状況はいかがでしょう。

道路管理課長　武蔵藤沢駅の広告板の関係ですけれども、3月3日から募集ということできょうからなのですけれども、締め切りが3月

10日ということで、現在18社からの掲出申し出がございます。

宮岡治郎委員 7基あるのですけれども、そのときは先着順なのですか。

それともある程度公序良俗と言っはいけないかもしれないけれども、取捨選択というか、審査するのですか、入間市のほうで。

道路管理課長 抽せんということで方式を決めておりますので、よろしく  
お願いします。

以上です。

石田委員 武蔵藤沢駅の関係で、自由通路の中の清掃だとか、電気だとか、エレベーターの保守管理等もあったのですが、それと同時に駅前  
はこれには入っていないということなののでしょうか。その場合に  
自由通路関係だけで全体としてかかる費用というのは幾らなの  
でしょうか。

道路管理課長 自由通路のみの清掃委託料関係でございまして、西口の駅  
とか駅前広場は入ってございません。清掃業務につきましては、  
清掃業務は年に652万円を現在予算化してございます。

以上です。

石田委員 その自由通路関係、電気だとか、エレベーターとか、それひっ  
くるめると全体としてあそこのところで幾らかかるのかなと。そ  
れを聞きたい。

道路管理課長 全体では、2,014万320円ということで予算化してございま  
す。

以上です。

石田委員 これは前にもちょっとお話出たかと思うのですけれども、駅の

清掃管理との関連は同じところが請け負っているような形になる  
のですか。それともまるっきり別で発注なのでしょうか。

道路管理課長 当初駅のほうにお願いしようと思ったのですが、清  
掃管理につきましては駅のほうでもできないということで、これ  
は別途に自由通路の清掃管理につきましては、3社から見積もり  
でやりたいということで予定してあります。

石田委員 その清掃の関係なのですかけれども、具体的にどういう仕様とい  
うか、なっているのでしょうか。例えば汚れた状態が丸一日放置  
されているような状況になるのか、1日何回か規制があって行わ  
れているのか、時間的にも例えば何時から何時だとか、そういう  
細かい内容はどういう状況なのですか。

道路管理課長 現在、清掃の内容としましては1日1回です。

石田委員 1日1回。

道路管理課長 はい。床面積にして約625平方メートルなのですが、床面  
のエレベーター、エスカレーター等のはき掃除が1点です。2点  
目として、通路とか階段、エスカレーターの手すりのふき掃除、  
これが2点目です。あと、3点目としまして、ごみ、空き缶、空  
き瓶、その他嘔吐物とか汚された場合の収集、廃棄ということで、  
その3点が1日1回ということで日常清掃にしております。それ  
から、もう一点床洗浄ということで、1カ月に1回程度というこ  
とで約550平方メートル、水または適宜洗剤を用いまして床面と  
階段の洗浄を行うということで、当面2件ですか、毎日と月に1  
度程度の清掃を考えております。

以上です。

石田委員 わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

金澤委員 この駅前の自由通路については、私も前回大分質疑させていただいたのですけれども、この清掃に関しては入札をされるということでお伺いしているのですけれども、かなりの金額が下がるということで私前回はお話したと思うのですけれども、これ補正はいつされる予定ですか。

道路管理課長 清掃管理につきましては確かにかなり額が下がる予定なのでありますが、その補正につきましては早い時期に行いたいということで、調整をしまして補正をさせていただきたいと思います。  
以上です。

金澤委員 よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと戻りますけれども、先ほど宮岡委員もお話しされた例の自由通路の広告の件なのですけれども、これに関しては1週間のたしか応募期間で18社あったというのは大変喜ばしいことなのですけれども、これについては1年間の契約ですか。

道路管理課長 1年以内ということで要綱をつくってありまして、6カ月程度にするか、1年にするかということで、1年以内をということで契約はしていきたいと考えております。

以上です。

金澤委員 特に18社あったということに関しては、それはどのようにお考えなのですか。というのは、要するにあのいい立地条件、場所に

対して広告代の設定が安かったのか、それは西武鉄道さんの敷地内の他の広告に比較して割安だったのかどうか、そういう点について何か検討はされましたか。

道路管理課長 月額の使用料の関係だと思いますけれども、2社から情報収集しまして、逆に高いほうを選定したということで、3万1,500円ということで月使用料は決定させていただきました。

金澤委員 世知辛い話ですけれども、例えば6カ月で見直し、契約したその後、それだけ要するに需要があるということであれば、では広告料も多少もう少し、例えば4万円とか5万円とかということも可能性としてないわけではないわけですよ、これ。そのようなご検討はされる予定はありますか。

道路管理課長 確かに需要が多ければという考えもございますでしょうけれども、1年以内の1度契約ということで契約をしまして、またその後状況を見ましてまたそれは見直しを行うのか、使用料訂正するのは検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

金澤委員 よろしくお願ひしたいと思います。

そして、あわせて今度は自由通路だけではなくて、駅前広場内の広告については何かご検討されていますか。

道路管理課長 今駅前の広場につきましてはまだ施工中でございますけれども、その看板といいますか、広告塔も今のところは考えてございません、正直言ひまして。

金澤委員 近隣含めて、多分他市の例も参考に、広告収入限られた歳入で



すので、いろんな何か知恵はないかということで検討していただきたいと思いますので、何かあればどうぞ。

道路管理課長 失礼しました。駅前広場につきましては、県の広告の看板の条例の関係で禁止されているそうなので、ちょっと広告看板については駅前の関係県の条例で違反ということでもありますので、またほかの面で対応できるものにつきましては検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

金澤委員 はい、ありがとうございました。

委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、道路整備課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

道路整備課長 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち、道路整備課所管のものについてご説明申し上げます。

予算は、歳出のみであります。予算説明書の104、105ページをお開きいただきたいと思います。款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目1 道路橋りょう総務費のうち、大事業、職員給与費1億4,172万円は、道路整備課職員18人の人件費です。前年度に比べ減額予算となっているのは、維持担当の現業職員1名が定年退職となり、再任用職員の配置を予定しております。その人件費につ

いては、職員課の対応になるためであります。

次に、106、107ページをお開きください。大事業、事務費21万5,000円は、道路整備課の事務的経費であります。

続きまして、目2道路橋りょう維持費のうち、大事業、道路等維持管理事業、中事業、委託事業3,133万5,000円は、街路樹の剪定や道路側溝及び調整池の清掃、草刈りなどの業務委託費であります。次の中事業、直営事業2,820万6,000円は、道路整備課の職員が行う道路等補修の原材料費が主なものであります。

次に、大事業、道路等緊急補修事業7,000万円は、市民等の通報や要望等により道路等の補修をするための工事費であります。

続きまして、目3道路橋りょう新設改良費のうち、大事業、道路改良事業、中事業、市道整備事業、小事業、道路整備事業1億3,965万7,000円の内容につきましては、予算参考資料31ページに記載されておりますのが主なものであります。上段の表より説明いたします。委託料は、上藤沢・林・宮寺間新設道路の詳細設計及び用地測量業務委託です。次に、工事請負費は、市道幹27号線道路改良、市道D113号線道路整備、大規模団地内道路改修、バリアフリー対策工事です。土地購入費は、市道B543号線、C513号線ほかの用地取得に伴う償還金であります。以上が道路整備事業の主なものでありますが、武蔵藤沢駅自由通路等駅周辺整備が完了したため、前年度に比べ大幅な減額予算となっております。

次に、予算説明書107ページに戻っていただきまして、小事業、4メートル拡幅整備事業800万円は、小規模な拡幅整備事業に対

応するための費用であります。

次に、予算説明書の109ページをお開きください。大事業、舗装補修事業3,337万5,000円は、予算参考資料31、32ページをごらんください。市道幹39号線、幹50号線、幹56号線の舗装補修工事が主なものであります。

次に、予算説明書109ページに戻っていただきまして、大事業、排水整備事業2,294万円は、民有地にある水路所有者の要望によりルート変更する必要が生じたため、ルート変更に関する業務を委託するほか、道路、水路等の排水、改善するための小規模な工事に対応するための費用です。

次に、大事業、道路整備事業857万9,000円は、予算参考資料32ページをお開きください。万年橋の上部工補修のための工事費です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　今最後におっしゃった橋りょう整備事業の中の万年橋ですが、霞川の最も下流の部分かと思えますけれども、3つほど橋がありますね、あの地域には。ちょっと3つぐらいあるのですけれども、耐用年数というか、耐久性はどのようなのですか。別に新しく早く直せとかという意味ではなくて、今のまま風情があつていいとは思うのですけれども、耐久性はどのようなのですか。

道路整備課長　今のこの補修するのは万年橋と申しまして、これは蓮華院

の前の通りの橋なのですけれども、これは昭和29年に施工された橋なのです。それで、霞川の橋の長さ、川の幅からいいまして、本来は橋脚を必要とするところのあれではないのです。ところが、29年当時ですから、中に橋脚がありますし、相当古い橋なのです。本来私どもとすればやりかえたいのやまやまなところなのですけれども、前後に家等の関係もございまして、やりかえるとなると、工事費もそうですけれども、補償料もちょっと莫大で、かかるものですから、できるだけ現在の橋を補修して少しでも長く持たせようという意味で、何年か前にこれ橋脚を補修させていただきました。それはやっぱりちょっとえぐれていまして、いろいろ危険な状態だったので、橋脚は補修をさせていただきました、今度は上部のほうが、ちょっともう大分古いものですから、コンクリートがはがれて鉄筋が見えたり、幾らかそういうような部分もありますので、それをモルタルつけたり、いろいろ吹きつけ等で補強をして持たせていこうというふうな考えでいるところの工事でございます。

宮岡治郎委員 はい、ありがとうございました。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

石田委員 上藤沢・林・宮寺間の新設道路の関係で今回委託料で組んでいますけれども、1,009メートル、これ所沢との関係はどうなっているのですか。このうちのどのくらいの距離が所沢市分になっているのですか。

道路整備課長 所沢市分が1,645メートルです。入間市分が1,009メートルです。これは、いろんな工事とかいろんな関係、工事は別々に出すと思いますけれども、測量委託とかそういう今までの業務委託のほうの関係はこの比率で全部割ってやってございます。

以上です。

石田委員 そうしますと、入間市分が1,009メートルでこの金になると。

1億3,965万円という解釈で、所沢市は所沢市でまた別個にその分かかっているということよろしいですか。

道路整備課長 もちろんそれは所沢は所沢で発注し、これは入間市ですけども、これ1億3,965万7,000円が全部このあれということではありません。いろいろのものがまざっているということです。

以上です。

石田委員 そうしますと、この委託料の関係でこの道路の関係は幾らなのですか。

道路整備課長 1,102万5,000円が上藤沢の新設道路関係の委託料になります。

石田委員 わかりました。

あと、工事請負費の関係で大規模団地内道路というの、これはどこの団地で、どうしてこういった事業が必要になっているのでしょうか。

道路整備課長 これはどこという形ではなく、大規模団地の中を補修していこうという意味で予算しているのですけれども、今回はちょっと正直な話525万円で金額も少ないものですから、角鳳の中にち

よっとやりかけたのもありますから、それをちょっとやっ  
ていかなというふうには現在のところは考えております。

以上です。

石田委員 道路の幅員によっても違うのですけれども、525万円とい  
うほどのくらいの長さでと考えているのですか。

道路整備課長 メートルはわかりませんが、100メートルはでき  
ないと思っているのですけれども、ちょっとやるものにもよると。  
側溝直したりとか、もちろん舗装をはいたり、いろんな形で違っ  
ていきますから、多分100メートル未満ということでご勘弁いた  
だきたいと思います。

石田委員 あと、舗装の関係で幹56号上藤沢地内250メートルとい  
うことなのでも、これでどこからどこまで大体、16号まで今回  
で終わってしまうようなことになるのですか。

道路整備課長 ちょっとわかりづらいのですが、健康福祉センター  
のところから19年度で少しやっているのです。200メートルぐら  
い終わりました、それから20年度は250メートルをやる予定です。  
あともう一年度、21年度で一応補修が終わるかなという予定でご  
ざいます。

石田委員 そうすると、あと同じくらい残ってしまうということによ  
ろしいのかなと思うのですが、同時にちょっと市長もどこか  
でぼやいていたのですが、あそこに大きな運送会社が出てき  
て大きい車が入ってきたので、これもかなり今度傷みが激しくな  
ってしよっちゅう補修するようになるのかなと思ったのですけれど

も、そういった影響もある程度考えているのですか。

道路整備課長 考えているのは、それがどの程度の交通量なのか私もあれなのですけれども、一応2層打ちにしてある程度強くするというふうな形では考えております。

石田委員 ああいった特殊なものというか、特に大きい車がどんどん出入りするような場合、例えば企業から寄附金だとか、そういうのをいただくということはできないのでしょうか。

建設部長 法的にはちょっともらえないのですけれども、事前協議の段階で、今回のアウトレットのところを見ていただくとわかるのですけれども、国道から150メートルぐらいと思うのですけれども、あそこの部分は本来は別に企業が負担しなくてはいけないわけではないのですけれども、協力していただけるということで、あそこの16号から150メートルぐらいの新しい信号のところまではアウトレットのほうで対応していただくと。今回の、今度オークション会場がちょっと絡むのですけれども、オークションのほうでも事前協議の段階ではうちのほうでお願いをしているという段階で、ただ強制はできませんので、ご協力をいただきたいということで強く事前協議の段階では申し上げているというのが現状でございます。

石田委員 確かにお願いの段階でしかないと思いますけれども、あそこに少なくともアウトレットができてオークションができて、あの大きな運送業ができていますので、その間ぐらいは何とか16号から道路をきちっと整備できればいいなとは思っております。

あとは、いつも聞いていて、今回も本会議でもちょっと部長に我が会派のほうで聞いた内容なのですからけれども、生活道路の関係で現状は非常に深刻だということと、整備が必要なんだけれども、ここ数年来は大体応急的な対策になってしまっているという状況なので、いずれにしても今の状況だとだんだん老朽化してくるのに追いつかない状況です。どんどんひび割れがひどくなっていて。その辺でやっぱり抜本的な見直しを20年度ですべきではないかと思いますが、そういった検討は20年度でできないものでしょうか。

道路整備課長 これちょっと私も何回か言わせてもらっていると思うのですが、抜本的な見直しって現在はそれが全然追いついていない状態ですから、抜本的な見直しをするということになると私も職員を何倍にふやしていただいて、予算もとてつもなく、この程度の金額ではなく、とんでもない金額をいただかなければできないことだと思うのです。そういうふうな計画を立てても、私らも何年か前に幹線だけは向こう何年間で全部やり終わるような計画は立てたのですが、全然それに追いついていかないわけですから、結局その中でつく予算の金額で悪いところからやっていくという形ですから、だからどうしてもなかなか追いつかないで、抜本的な計画が立てようがないというのが私どもの立場で、ちょっと答弁にならないかもしれないですが、そういうふうな形でございます。

石田委員 いずれにしろ、でもそうやって実際に現場を一番知っている人



がそういう状況を放置していれば、それはいずれかは膨大なお金が必要になるわけです。それで、補修が必要な最初の段階で整備してしまうということを考えねば、だんだん、だんだんひどくなって、路盤まで全部直さなくてはという事態になってくるのだろうと。そういった状況の中で、やっぱりどこかでそういった方向で抜本的に現行体制そのものを考え直す必要があるのではないかと思うのです。

建設部長 ちょっと総括のときにもお答えしたのですけれども、予算がこういう状況がここ数年続いていると。私どもが総括のときはちょっとお答えしたのですけれども、道路についても福祉という考え方も含んだ道路整備だということで、ハードの福祉だという言葉を使わせていただいたのですけれども、数年前まで、10年以上前まではハードの部分が非常に投資が多かったわけです。10年以上前。ただ、現状では今この財政状況、また今度福祉のニーズというのが非常に強くなっているということで、ハードからソフトへということで、予算があれば先ほど課長が言ったように私どもは要望しているつもりなのですけれども、ハードの部分の福祉に回ってきていないというのが現状で、私どもはこれからも引き続きこの道路整備については要望はしていきます。ただ、ソフト面の福祉が非常に強く、そこのあんばいというか、その辺で今現状ではこういう状況になっております。要望は、していくつもりでございますので、よろしく願いいたします。

石田委員 いずれにしろ区画整理は扇台等がまだこれから金かかりますけ

れども、藤沢が終わり、狭山台ももう終盤になってきているので、どこかで区画整理以外のところについても抜本的に改善を図る必要があるのではないかとすることを主張しておきたいと思います。

以上です。

野口委員 道路橋りょう維持改良費ということで説明、参考資料で31ページでバリアフリー対策で入間市駅周辺、これはバリアフリー法ですか、あれに伴う、バリアフリー、特に歩道の改良ということで、もしよろしかったらこの対象はどの地域、どのぐらい終わっているのかを聞きたいのですけれども。

道路整備課長 これは、道路管理課のほうで調査しまして、委員会を設けてましてやったやつだったのですけれども、それで22年までに終わるような計画を立てているわけです。入間市駅周辺のこれは以前つくったやつです。私らが今回やろうとして、ことしたまたま今入間市駅のところ、バスの停留所のところをやらせていただいているのですけれども、それに20年度も引き続きましてその近くをやらせていただくと。基本的には、これは入間市駅周辺のバリアフリーの計画を18年から22年ですか、そのときに計画をさせてもらったのが全部あるのですけれども、その中を順次やらせていただいているというようなことでございます。

野口委員 入間市駅周辺、具体的に地名というか、大体どこからどこまでというか、本当真ん前だけではないでしょう。周辺ってどのぐらい。ロータリーだけではないでしょう。

道路整備課長 ちょっと案内図があるのですけれども、駅前広場と幹1号線ですか、それからこれが前の役所の前の通りです、これが。これが区画整理の中のまるぺ通りというのですか、その辺の間隔の、この辺一帯をバリアフリーで直そうというふうな計画だそうですね。

金澤委員 まず、建設部長にお聞きしたいのですけれども、いろいろと国会のほうでは道路特定財源について触れられているのですけれども、入間市において道路特定財源の必要性含めて建設部長のご見解をお伺いしたいと思うのですが。

建設部長 道路特定財源につきましては、影響額ということで、暫定ベースを含んで特定財源として6億2,360万8,000円ということで特定財源を充てられています。この中で、道路関係、区画整理を除いて道路関係、土木関係ですと2億8,000万円、これが特定財源でございます。この部分につきましては上乗せ分ということで、いわゆるここで切れる分の数値でございます。したがって、この2億8,000万円という大きい数字が今現在20年度予算でも数値的には自動車取得税、それから地方道路譲与税、それから自動車重量譲与税、この3つの特定財源が2億8,000万円という大きな数字になっているものですから、土木費としてもこの数字が例えば本則課税になった場合大きな影響を受けると。この部分が穴があくという格好になりますので、ぜひこの辺につきましては例えば一般財源化するにしても地方の道路特定財源として何とか残していただきたいなということが今現在の心境でございます。

以上でございます。

金澤委員 はっきりとはおっしゃらないのですけれども、例えばそれが一般財源化されたときにきちんとこの2億8,000万円が入間市に対する土木費、道路関連として入ってくるという見込みはありますか。

建設部長 今一番話題になっているのは軽油税なわけです。軽油税の部分については、この地方道路譲与税の部分の一部ということで、この部分が約4,256万円ということで、数字的にはガソリンを下げた場合の数値のその差額、ガソリンを引き下げるといって、数字的には4,250万円が充当になっておりますが、ほかの自動車重量譲与税、それから自動車取得税の部分については非常に論議されていない部分で、これは特定財源は特定財源なのですけれども、この部分が約2億3,000万円程度でございますので、この部分さえ確保されれば、この4,200万円という数字は大きいのですけれども、ガソリン税だけの部分を引き抜けば、こう言うてはなんですけれども、大きな影響はないと思います。ただし、道路特定財源として一括すると、ガソリン税を入れて一括すると先ほどの2億8,000万円という大きい数字になりますので、かなりの事業ができなくなるというのが現状でございます。

金澤委員 それを受けてさらにお尋ねしたいのですが、先ほど言った暫定税率、軽油の分の4,200万円を含めて、もしこれが入ってこないとなると入間市のそれこそ生活道路の道路整備含めて成り立たなくなるというふうに理解してよろしいですか。

建設部長 そのとおりだと思います。

金澤委員 わかりました。

では、ちょっと次に移らせていただきたいと思います。まず、予算書109ページ、順番が飛びます。109ページで橋りょう整備事業で、先ほど他の委員からも出ましたが、万年橋の整備なのですが、これは国や県の補助金についてはどうなっていますか。

道路整備課長 これは、補助金は一切ございません。

金澤委員 これ市の単独でなければいけないということで、予算はないから非常に苦しい話だと思うのですが、今後この橋りょう維持に関してどのような補修計画を立てられているのでしょうか。教えてください。

建設部長 特にアメリカの橋りょう落下事故から、非常に国のほうも橋りょう関係につきましてはチェックが厳しくなっております。そういった中で、職員のほうもことしに入りまして研修等を受けまして、目視によるチェック、これを第1段階として進めてもらうように指示がございました。そういった中で、先ほど来ちょっとお話があるのですが、もう既に30年、それから50年たっている橋が多くなってきておりまして、1度入間市では独自に、平成13年にチェックをさせていただきました。これは、入間川と霞川の水系のものでございました。その中でやはり今回出ている万年橋、それから一番ひどかったのは向橋です。その上の橋でございました。こういった橋につきましても定期的にチェックをしなければいけないことと、今度はもう少し詳細な診断をしなければ

ばならないということではございますので、計画的にこの部分についても実施計画にのるよう補修の関係も努力をしてまいりたいと思っております。

金澤委員 ちょっとご答弁の中で研修を受けたのはことしという話があったのですが、たしか去年だったと思うのですけれども、よろしいですね。去年でよろしいですね。

建設部長 失礼しました。19年です。

金澤委員 それで、やっぱり計画、これ国及び埼玉県のほうではもう18年度、19年度から点検作業には入っているわけなのですけれども、入間市は若干おくれて今橋りょう整備の再スタートを切るというご決意だとお伺いしたのですが、具体的に今後計画を立てていきたいというような話だと思っておりますが、具体的にどのように、どれぐらいの割合で進めていかれるご決意ですか。

建設部長 先ほどちょっとお答えしたのですけれども、落下事故以前に、平成13年に既に入間市は、目視によるチェックでございますけれども、業者に発注をいたしまして、その状況を見ていただきました。その中で今お話があった万年橋、向橋、これが非常にもう老朽化しておるといような診断もいただきました。そういった中で、その後アメリカの事故、それから国のほうの今度チェック項目が入ったというような段階で、非常に早い段階では入間市は橋の老朽化についてはチェックはしておったというような現状でございます。

したがって、これをどういうふうにもう一度は実施計画に生か

していくかということでございますけれども、やはり橋を1本直すにはきっと5,000万円単位から1億円以上の改修か改築が必要では必要かと思えます。そういった段階で、今回万年橋を実質的には16年に橋脚を直して、それから今回20年に予算を計上している上部の部分ということで、最低限三、四年は1つの橋を直すのかかっているというのが現状です。したがって、この実施計画をのせていくのにまとめて橋を計画をできるかというとなかなか難しいことだと思います。したがって、13年の結果、それから今度始まるチェックを踏まえまして、なるべく30年から50年たって経過をしている橋について実施計画をのせるような計画ということで、全体計画というのは現実的には無理ではないかなというふうに思っております。

金澤委員　ちょっと今の答弁の中で13年にチェックをしましたよとおっしゃられたのですが、その際にチェックをして、市内の約40本の橋を検査しました。40本のうち緊急対策が必要だと判断されたのが4本。ところが、その4本も実際には全く手つかずで来てしまって、それ以外の万年橋が急に今傷んだということで16年と今回ですか、直す形になったというのが現状だと思うのです。私がお話ししたいのは、お聞きしたいのは、確かに入間川系と霞川系はチェックは13年にされました。ところが、実際には入間市には不老川、林川という1級河川があります。これについては、過去いつチェックされていますか。

建設部長　私は、その資料を持ち合わせておりませんが、恐らく千

チェックをしていないのではないかなというふうに思っております。ただ、橋の長さ、橋長15メートル、国のほうは15メートル以上を主にチェックしていくという話なので、不老川については全体のうちで15メートル以上が2橋になっております。それから、入間川が2橋、それから霞川が29橋という非常に多い数字になっております。入間市の特徴として3本大きな川が流れているということで、いずれにいたしましても大きい川のほう、橋長が長いほうの橋から対応していったということが現状ではなかろうかなと思っております。今後職員のほうのチェックも含めて、不老川も含めてチェックをしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

金澤委員　そこで、先ほど私がお聞きしたので、部長の答弁で補修計画はなかなか立てられないのだというようなお話が、予算的なこともあってご答弁されたと思うのですが、あくまでも先ほど私がお話ししたのは、要するに全くずっともう10年、20年見ていない、チェックもしていない不老川系の橋も含めて、最初の監査的な目視によるチェック、このチェック計画はいつまで、どのように立てられるのかというふうにお聞きしたのです。

建設部長　失礼しました。チェックにつきましては、今年度から5年間の間隔ぐらいはあけて、いや、チェックはするのです。チェックはしますけれども、5年ごとに1回ぐらいのチェックが必要ではなかろうかなというふうに考えております。ただ、橋の数が入間市は、先ほどお話ししましたとおり非常に多いのです、地形の関係



から。したがって、不老川を含めて全体で182橋でございますので、どのようなチェックをしていくか。これが1年間でできるかどうか心配なのですけれども、それはやはりやらなくてはならないのかなということが今の心境でございます。

以上でございます。

金澤委員 では、確認なのですが、この182橋については大変だけれども、20年度いっぱいであくまでも目視による簡易テストは終了させていきたいというご決意でよろしいですね。

建設部長 これは、国のほうでそういう指示もあると聞いておりますので、それに合わせてやらなければならないというふうに思っております。

以上です。

金澤委員 そこで、この橋りょうに関しては国のほうでもこの長寿命化の修繕計画を策定するに当たっては事業費の補助をしますよという制度があるというふうに理解しているのですが、その活用についてはどのようにされるご予定ですか。

建設部長 詳細については、ちょっとわからない部分もあるのですけれども、改修という段階で補助がどの程度つくかというものは、ちょっと今のところ私つかんでいないのですが、改築というか、全体の橋をかえてしまうということならばつくのではないかと。ちょっとその辺まだ勉強不足で申しわけありません。

金澤委員 あくまでも私がお話した計画をチェックする、計画を策定するのに、計画策定に補助金が2分の1つく制度なのです。ですか

ら、これをしっかりと使っていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

建設部長 今のは計画というか、実施計画ではないのですけれども、実施計画的な計画のお話だと思うのですけれども、検査、チェックは今年度中にぜひやりたいと。ただ、その後の182橋をどういうふうに改修していくかという計画は財政計画とも整合しないとつくれませんので、今の段階ではちょっとはつきりはお答えできない部分がございますので、よろしく願いいたします。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、都市計画課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

都市計画課長 それでは、都市計画課所管分の主なものについて説明いたします。

歳入につきましては、特に必要とする説明はありませんので、歳出のほうからさせていただきます。一般会計予算説明書の108ペ

ージから109ページをお開きいただきたいと思います。款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費のうち、大事業、報酬、中小事業、都市計画審議会委員報酬の27万5,000円につきましては都市計画審議会の3回分の報酬でございます。同じく大事業、職員給与費、中小事業、一般職給与3億1,435万2,000円につきましては都市計画課次長を含む8名、建築指導課15名、みどりの課、参事を含む15名、合計38名分の人件費でございます。

同じく大中事業、都市計画基本図事業、小事業、都市計画情報システム修正事業の100万円につきましては、土地利用状況の変化に伴いまして、最新の情報、データに更新するものでございます。

次に、予算説明書110ページから111ページになります。参考資料につきましては32ページでございます。目2街路事業費、大事業、都市計画道路整備事業のうち安川新道線整備事業の1,117万2,000円につきましては、事業着手に向けて基準点測量、路線測量、用地測量を実施するものでございます。延長につきましては、約280メートルを計画してございます。同じく中小事業、久保稻荷線整備事業の1億7,180万2,000円につきましては、平成17年度設定の債務負担行為により取得した用地につきまして、入間市土地開発公社へ支払う償還金でございます。同じく中小事業、中神狭山台線整備事業の801万3,000円につきましては、狭山台土地区画整理事業区域界から都市計画道路の金子坂線までの約111メートルの区間につきまして、事業着手に向けて土地の評価、建物調

査、道路設計を実施するものでございます。同じく中小事業、馬頭坂線整備事業の110万3,000円につきましては、財務省から借用する予定の擁壁及び右折車線設置部分の用地を確定するため、測量及び分筆図作成等を行うものでございます。

最後に、予算説明書112ページから113ページでございます。目5下水道費、大事業、下水道事業特別会計繰出金9億7,600万円につきましては、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 都市計画道路の関係でちょっとお聞きしたいのは、都市計画道路が実態としてはもう既に完成してしまっているものがあります。三ヶ島何線とかいう道路だとか、国道463号のバイパスになってしまったり、たしか463号のほうも別の名前がついていたりとかあるのではないですか。そういったものについては、ずっと都市計画決定したら永久にいくものなのですか。一定程度完成したら、もうそれは国道なら国道に譲ってしまって都市計画決定というのはそこから解除してもいいのではないかという感じがするのですけれども。

都市計画課長 都市計画決定は、都市施設ということで道路とか公園とかいろいろ、河川なんかもそうなのですから、都市計画の施設

として将来的に決めたものでございまして、都市計画決定したもののについて、あとは都市計画事業でやる事業もございまして、463号なんかは多分道路事業のほうで、そちらのほうの補助金でやっていますから、463号のバイパスみたいなことで実際の整備はしているのですけれども、だから都市計画道路としての名前そのものは永久的に廃止しない限りは残るといふか、そういうふうな部類のものだと思います。

石田委員 もともと指定したものだから、いずれは指定そのものを解除することはできないのですか。463号なら463号のバイパスに関して。

都市計画課長 都市計画法に基づいた都市施設として計画決定ということではいわゆる土地利用の方向づけをしてあるものですから、それはその道路をなくすとか、そういうふうなことがない限りは都市計画としての道路としての決定は廃止できない。ただ、ここで長期未整備の関係で見直しをして、入間市でも3本対象になって、安川につきましてはここで3月に変更するというようなことで今進めているのですが、あと残り高倉黒須新道線と鍵山新道線、これにつきましては交通量調査等を実施しまして、現在の道でも十分都市計画道路として整備しなくても足りるというようなことで、これから地元のほうで説明会等を開いて廃止というふうなことで、その辺のところについては、そういうふうな事情があればそういうふうなおっしゃられるような結果にはなると思うのですけれども、ただ単純にでき上がってしまったから廃止ということはないと思います。

石田委員 私は、一定程度都市計画決定して、それは一定の規制を行って、どうしてもそこは将来50年、100年かかっても道路として整備していくのだと。463号バイパスみたいな形で現実的にもでき上がってきてしまえば、それはもうそれで廃止してもいいのではないですか。廃止できないということなのですか。

都市計画課長 ちょっと同じような答えになってしまうかもしれないのですが、ただ廃止するとしたらどういう意味で廃止をするのか。ただ、管理は当然都市計画事業でつくろうが何しようが道路法に基づいたことで管理なんかするわけなのですから、いわゆる都市計画法に基づいた都市施設ということの道路ということで計画決定してございますから、これはだからわざわざそこでそのものを消す必要も出てこない。都市計画法的に現実にある道路を都市計画道路として廃止しようというのは、そういうようなのはあり得るのかどうなのか、ちょっと勉強不足というかあれなのですから、そんなことしかちょっと申し上げられないですが。

石田委員 例えばその463号のバイパスのところの場合、三ヶ島何とか道路と都市計画してあったのです。それがずれたりなんかしたので、463号ができてくる段階で。それを調整してまた変更になったりして、いろいろあったのですけれども、それも変更や何かすべてあって、最終的には全部でき上がってしまったと。するともう都市計画決定そのものは全部終わってしまったと私は解釈したのですけれども、無駄に残すことはないので、都市計画道路とし

であったからと余分に国からの管理費が来るとか、そういうこと  
はないわけですよ、もちろん。国で管理しているのですから。  
それだったらそれは私は廃止したほうがいいのではないかなと。  
しかも、名前がそのまま残っていると、現場が全部463号のバ  
イパスになっているのに昔の都市計画道路の名前が出てくるわけ  
です。そういった意味では必要ないのか。いずれにしても検討し  
てみていただきたいと思うのです。

あと、もう一点お聞きしたいことは、安川道路で今回都市計画  
一部変更しました、道路。その中でケーヨーデイツーと、あれは  
日本ハムかな、あそこの道路の南側なのですけれども、歩道がな  
くて非常に危ないのですけれども、あそこいらは例えば20年度で  
もって地権者をお願いして、一部例えば歩道のような形であけて  
もらうような交渉というのはできないのでしょうか。

都市計画課長 犬猫病院ができたのですけれども、その向かい側のお茶  
畑のちょっと残っていたところがあるのですが、そこにつきまし  
てはその病院のほうで駐車場というようなことで借りたのだと、  
詳しくは調べていないですが、現地のほうでも、議会のほうでも  
一般質問出たものですから、借りるか……買うというのはなかな  
か難しいので、貸してもらうようなことはできないかなと言っ  
たら、たまたまそんなようなことで土地利用されて、道路と同じよ  
うな歩道になっていますので、通行には支障がないような。あと、  
ジャパンのところにつきましても、あそこは用地買収させていた  
だいたのですけれども、これ2月27日に看板がとれまして、障害

物がなくなって通行できるようになってございます。

以上です。

野口委員 今も出た安川新道線の見直し、これによって、現道利用することによってどのぐらい費用が削減というか、どのぐらいかかったものがどのぐらいで、見込みだけで億単位で結構ですが。

都市計画課長 軽減額でございますけれども、大ざっぱに言って9億円減額、現道を生かすというようなことで。

金澤委員 まず、石田委員から先に出てしまったので、私からもお聞きしたいのですが、先ほど言った畑のちょっとだけ残った、茶畑が残っていて歩道が確保されなかったのです。あそこは、実はプルミエールマンションの南側にあるあたりの子供たちが北小に行くのにあそこが、あのわずか10メートルちょっとが歩道がないということで、道路へ出るということで、のぐち病院の交差点のほうまでわざわざ行って、横断歩道を渡っていかなければいけないということで非常に遠回りになって、しかもあの交差点付近は危険だということで遠回りしているのですけれども、その部分を歩道整備して通学路としてきちんと使えるようにしていただけるということですか。

都市計画課長 安川通り線は結構長い距離がございまして、今までも説明させてもらっているのですけれども、1期工事としましては上藤沢の郵便局から中学校の入り口の信号まで、そこも当面、24年に工事ということで、今回も予算をお願いしまして測量等をやらせてもらうわけなのですけれども、だからそれよりちょっとまだ先



になるのです。現地のほうを確認させてもらったのですけれども、そこはたまたま、さっき申し上げたのですけれども、病院さんのほうの、民間の土地利用の関係で道路とは平らというようなことで、そんなふうなことなので、普通ただ人が通る分には支障ない程度の空間というのはあいているので、我々のほうとしてもよかったなというようなことで、今そんな段階でございまして、だからちょっとまだそこ用地買収というようなことまでは今のところは考えていないのですけれども。

金澤委員 私言ったのはきちんとそれこそガードレールつけてとか、そこまでの整備ではなくて、外側線を引いていただいて、学校が通学路として認められますねと言っていただけのレベルで結構なのですけれども、そういう処置というのはしていただけないものですか。

建設部長 1度話として出たことがあるのですけれども、単管等で、道路沿いと畑の間に単管等を打てないかなという話が出たのですけれども、やっぱり土地利用する人がその単管を打つことによって利用がちょっとしづらくなるという話がありまして、それで立ち消えになってしまっている経緯がございます。ですから、その部分について今言った単管等を打てないかどうか、これをもう一度検討してみて、道路とその歩く、歩道ではないのですけれども、その畑と間ぐらいをそういった確保はできないか、もう一度ちょっと検討させていただければと思います。

以上です。

金澤委員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、次に先ほどの概要の15、16ページで下水道事業特別会計繰出金なのですが、多少減額されているのですけれども、下水道事業自体がこれから維持管理の時代に変わってくるという方針転換がされている中で、この繰出金について今後変更、見直しというのはあるものなのですか。

建設部長 今回2,400万円ぐらい減らされているわけですが、これはまた人が減らされまして、その分相当を減額するというところで10億円を切られたわけです。今後は10億円を基準にして、20年、21年が一応10億円、それから21年以降2年ごとに5,000万円ずつ減らして行って一般会計のほうの負担軽減、それから使用料の値上げもさせていただきましたので、その中で維持補修のほうに取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、建築指導課所管のものの審査に入るわけですが、その前に建設部長より予算についての報告とお願ひをしたいという旨の申し出がありますので、これを許します。

建設部長 済みません。1点だけ報告をさせていただきます。

建築指導課長の説明の前に、今回提案予算の1件について報告を申し上げます。事項別明細書108ページから109ページをお開き

願いたいと思います。その中に計上の大事業、指定道路台帳等整備事業2,999万9,000円につきましては、建築基準法の施行規則の一部改正に伴いまして必要額を計上いたしているところがございます。これは、法定処理といたしまして台帳等の整備を位置づけるということで法定処理となっております。近隣市においても、おおむね大体20年度には当初予算を計上しているのが現状でございます。

そういった中で、未確定な情報でございますけれども、その業務処理を任意とすると、いわゆる法定としないという条文が入りましたので、2月28日に入手できました。したがって、これによれば業務内容、この中で後ほど説明申し上げますけれども、調書、台帳等の整備は必要なものの、国にあってはそれを強制しないと。また改めて建築基準法の施行規則の新たな一部改正をするという予定が、4月の中旬になされるということを知っております。したがって、これは入間市を含めた多くの特定及び限定特定行政庁の国交省の当初の改正規則に疑問が反映されたことだと思いますけれども、具体的な対応は現在未定でございますけれども、報告だけさせていただきます。

以上でございます。

委員長　それでは、改めまして建築指導課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

建築指導課長 平成20年度入間市一般会計予算案のうち、建築指導課所管のものについて予算説明書によりましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算説明書の20、21ページをごらんいただきたいと思っております。款14使用料及び手数料、項2手数料、目7土木手数料、節、都市計画手数料996万4,000円のうち建築指導課所管の主なものをご説明いたします。まず、建築確認等申請手数料216万8,000円につきましては、建築確認申請、完了検査、計画変更申請等の手数料でございます。これにつきましては、本年度実績等を踏まえまして今後申請件数の増加が見込まれないために前年度当初対比で97万3,000円の減額で計上いたしました。次に、開発行為許可等申請手数料647万9,000円につきましては、開発許可申請、建築許可申請、適合証明等の手数料で、前年度対比で14万4,000円の減額で計上いたしました。次に、道路位置指定申請手数料40万円は、前年度と同額で計上いたしました。次に、屋外広告物許可等審査手数料68万2,000円は屋外広告物許可審査、許可期間、更新審査手数料ですが、前年度対比3万9,000円の減額で計上いたしました。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出でございますが、予算説明書108、109ページをごらんください。款8土木費、項3都市計画費、目1都市計画総務費、大事業、建築確認支援システム推進事業の159万7,000円は、建築行政の迅速かつ的確な事務を行うため、業務委託料及び機械借上料でございます。

大事業、建築物耐震改修促進計画策定事業の346万5,000円は、これは新規の事業でございます、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づきまして、大地震により想定される被害の拡大を未然に防ぐため、市内にある建築物の耐震診断及び耐震改修に係る取り組みの方針、円滑な避難の支障となる建築物の把握、耐震化を促進するための施策の検討等耐震化に係る基本的な方針を策定するものでございます。

次に、大事業、市道拡幅整備事業の3,913万3,000円は、入間市道路拡幅整備要綱に基づく道路後退用地の整備に必要な物件等の補償、補てん費等に係る費用及び公共嘱託登記に係る委託料等でございます。

大事業、建築行政OA化推進事業の287万7,000円は、事務の効率化を図るべく、OA化に係る入力業務の委託と機器の借上料等が主なものでございます。

次に、大事業の指定道路台帳整備事業の2,999万9,000円は、冒頭部長のほうから説明がありましたように、建築基準法の規則の改正に伴いまして、道路情報の適正化、明確化、客観化のため、その要件を満たす道路台帳の整備に係る経費を新たに計上するものでございます。内容に関しましては、先ほど冒頭も説明がありましたように、今回規則改正等が見込まれまして、今月いっぱいぐらいパブリックコメントがかかるのですけれども、4月の中旬に順調にいけばそういう義務化がなくなるということで告示される予定でございます。

以上、建築指導課所管の予算説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員 109ページの建築物耐震改修促進計画策定事業、これは計画策定は委託ですか。まずその辺を。

建築指導課長 業務委託を予定しております。

野口委員 この耐震診断とか耐震化取り組み方針、これがはっきり言って入間市がどのぐらいお金を出せるかというような施策の内容に絡むと思うのですけれども、委託という場合何を決めてもらうのですか。それちょっとざくっとした質疑ですけれども、どういふものを決めてもらうのですか。

建築指導課長 市内にある建築物の耐震化の方針であるとか、支障のある建築物の位置を把握するであるとか、避難上支障になるような道路がどこであるとか、あるいは耐震化を促進するための補助金等も含めたそういう施策の内容を検討するものでございます。

野口委員 そういった避難に支障がある建物でしたか、もしくは道路、これ入間市をよく知っている職員の方というか、知っていると思うし、補助金絡みは当然職員が勉強しないといけないことだし、300万円も出して委託するというのが何かわからない。つまり最終的には、市長がお金幾ら出せるかによって耐震診断をどのように普及させるかとか、耐震工事をどのようにするか、市民に啓発するかという問題になるわけです。だから、300万円という意味

がわからない。今言った3つのことについては職員がよくわかっていると思うのですけれども、その委託する趣旨というか、必要性というのはどういうことなのですか。

建築指導課長 一応すべての業務内容に関しまして委託によって作成することは考えておりませんで、内部の検討等におきまして耐震化の方針や市の方向性等に関しましては庁内検討委員会等で、職員で検討していく予定でございますけれども、その他資料収集を初めといたしまして、一つの報告書を作成するために必要な情報の収集であるとかコンサルタントの能力を十分に活用する部分も含めまして、そちらのほうを委託も一緒にやるという形でございます。

野口委員 何かこれから難しいというか、何か構想をしないといけないという面では専門家の力をかりたほうがいいと思うのだけれども、その辺にたけたもち屋はもち屋というか。しかし、耐震ということに関しては、1級建築士さんもいっぱいいらっしゃるし、やることは多分ほとんど決まっていると思うし、300万円ちょっとというような気持ちするのです。繰り返してあれなのですけれども、この300万円全部使い切る予定ですか。それだけ聞いて終わりにします。

建築指導課長 全部使い切るといいますか、設計委託を出す段階では仕様書等をつくりまして、金額を定めて入札をするような形になると思いますので、その中でどこまで今回発注の中で見るかというのをまた今後検討していきたいと思っておりますけれども、そういう状況でございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

石田委員 建築確認申請の市で受け付けているのと民間との関係は、20年度、19年度もあわせてですけれども、どんな状況に変わってきているのでしょうか。

建築指導課長 昨年あたりで7割くらいが民間のほうにシフトしている状況でございます。それで、本年度も昨年当初、今回当初に比較いたしましてかなりの件数が、行政で行う件数が減少しているということもありましたので、補正で今年度についても130万円ほどの減額をしております。それと、ご存じかと思うのですが、そういうものの影響もあるのではないかと考えています。

以上です。

石田委員 実際今年度の予算というのは、これ何件を見ているのですか。

建築指導課長 単純にその予算、建築面積等によりまして、それから完了検査とか申請の量によりまして金額が違いますので、単純に件数というわけにはいかないのですが、建築ですと……建築確認で84件を見込んでございます。

以上です。

石田委員 84件というのは、では実際には市内のうちの3割ぐらいだということ、残りの7割は民間にいつているという解釈でよろしいのですか。

建築指導課長 民間動向に関してはまだ若干未定の部分もあるのですけれど



ども、今年度の実績を踏まえて件数を選定しておりますので、申請は建築主さんというか、申請者のほうの判断なので、多分でも大きな変化はないのではないかと考えております。

石田委員 それと、去年の建築基準法の改正で、今時々テレビをにぎわせている遅延化の問題、許可がおりるまで相当の期間がかかっているというのですけれども、これは市のほうの出されたものだとどのぐらいかかって、民間だとどのぐらいの状況なのでしょう。つかんでいる範囲で結構です。

建築指導課長 具体的に数字をおさめた例はないのですけれども、当初6月に法改正がなされまして、その後二、三カ月の間はかなりお互いになれていないという状況の中で申請件数が激減していることは確かです。その問題を補完するために、本来直接確認申請を出すのですけれども、事前審査制度というのを利用いたしまして、あらかじめ建築確認の概要に関して事前審査をした上で補整等がないような状態で新規に申請していただくような形をとっております。これは今後もしばらく多分続くのではないかとと思うのですけれども、そういう中で実際の申請から確認までの件数というものに関してはほとんどもう1週間以内で市で処分するものについては動いておりますけれども、その前の事前相談に関して申請者のノウハウ、能力の問題等もありまして、長い方では3週間ぐらいかかって、普通の方であれば1週間ぐらいで終わるような、そんなふうな形になっているとは思うのですけれども。

以上です。

石田委員 これは民間の場合には事前審査なんてないのではないかと思います  
のですけれども、これはどうなのでしょう。最終的に処理された  
書類が来ますよね、市のほうにも。それを見れば一定の期間わか  
るわけですね。

建築指導課長 改正当初に関しましては、申請に基づくものを事前審査を  
すると民間でそういうことをやること自体が問題になるというこ  
とで、国のほうからの通達というか、指導等もありましたので、  
多分そういう形ではなかったと思うのですけれども、今円滑化の  
動きがありまして、これ以上遅延行為してはいけないということ  
で、その事前相談等も含めて今積極的に利用しているのが現状で  
ございます。

石田委員 状況は大体わかりましたけれども、少なくとも一般の家庭で新  
築するような木造2階等についてはスムーズにおりるようになっ  
たというふうに解釈してよろしいですか。

建築指導課長 そのとおりでございます。

石田委員 では、結構です。

委員長 ほかにありませんか。

金澤委員 まず、歳入で屋外広告物の予算説明書21ページですけれども、  
これ法改正で県から移譲されたと思うのですけれども、1年たっ  
てどのような状況になっているのでしょうか。

建築指導課長 ことしちょうど1年目になるのですけれども、ふなれなも  
ので、最初の段階ではかなり相談等といいますか、窓口等で相談  
をするような形になっていたのですけれども、最近は大分なれて

きたということで円滑に事務のほうは進めさせていただいています。

金澤委員 例えば市民の間から、あれはちゃんと払っているのかいなんていう、そういうような電話等が入ったりというのはしないですか。

建築指導課長 そういうものはありません。

金澤委員 では、歳出のうち109ページなのですが、先ほど野口委員もお話しされたとおり、建築物耐震改修促進計画策定事業で、これはあくまでも基本方針の策定ですよ。ということであれば、もう先行している自治体で幾つも参考になる資料あるわけです。特別に入間市は、何か補助メニューで他市にないような目新しいのやろうなんていう計画はないわけです。ということであるならば、基本的に庁舎内で防災、防犯含め、道路と協力してきちんとしたものは十分できるのではないのですか。改めてコンサル等に出して外部にお金を払う必要ないのではないかと思うのですが、改めてちょっと答弁していただきたいのですけれども。

建築指導課長 コンサルタント委託ということに関しましては、職員でできないノウハウの部分に関して十分情報をいただいて、よりいいものをつくるように協議していきたいと思っているのですけれども、内部の職員でできないかというご指摘なのですけれども、最近いろんな企画課等が行っている中でも職員を中心としてそういう業務を行っていることも確かにあるのはわかっているのですけれども、それに要する時間であるとか経費であるとかいうものも、職員も時間を使ってつくっていくわけなので、必ずそれでよりい

いものができるばいいなのでしょうけれども、その辺のバランスを  
考えまして一部コンサルに委託していろんな情報をいただきながら  
、入間市についても今回これも初めての作成の業務でございます  
すので、そういうところも含めて検討していきたいと思っております。

ちなみに近隣市の状況も含めまして、狭山市さん等でも皆委託  
という、委託がいいのかどうかというのですけれども、一応狭山  
市も、上尾市とか、秩父市とか、そういうところも皆委託で今や  
っていますので、現在ここで耐震改修促進計画が、県が昨年つく  
りまして、ことしから市町村レベルに落ちてきているのですけれ  
ども、私のほうで把握している中では市町村の職員だけでこの市  
町村耐震改修促進計画をつくっているという事例は今のところち  
よっとまだ確認していないのですけれども。

以上です。

金澤委員 これ以上は繰り返しなので、お話ししませんけれども、やっぱ  
りもうインターネットでいろんなところの自治体の資料が手に入  
る時代ですので、無理にそれほどコンサルに頼んだからといって  
目新しい話が出てくるような内容ではないと私正直言っていると思っ  
ています。それよりも実際には、先ほど避難経路の問題、避難場所  
の問題については、よくわかっているのはこれ地元の自治会さん  
です。ですから、外部に頼むのではなくてもっと地元の自治会と  
連携をして、しっかりと今指定している避難場所に無理がないか  
とか、避難経路は本当に大丈夫かとか、そういうようなほうにも

っとちょっと予算を使っただけならなというふうに、これは要望にとどめたいというふうに思います。

続きまして、指定道路台帳等整備事業なのですが、これは私もちょっとかなり疑問に思っただけで、いろいろと話もさせていただきました。その中でどうなのかなと思ったら、先ほど部長のお話でこれは任意になるので、任意の話だったのですが、入間市において任意になったというもし方針が決まった時点で、それで入間市においてはこの指定道路台帳等整備事業についてはどのようになるというふうにお考えですか。

建設部長 事前に調査していく中でもちょっとおわかりになった部分があるろうかと思えますけれども、直接市民に対してメリットがあるのかということが非常にこの指定台帳の制度については特定行政庁、全部の行政庁が非常に疑問に思っている作業でございました。そういった中で入間市でも、これはどうなのかなと疑問を持ちながら、ただ法的に整備、法的に設置しなくてはいけないというようなしなければならない規定だったものですから、今回予算もご提案差し上げたところなのですけれども、先ほどのとおり市民のメリットが非常に少ないということなので、この金額全体については減額をしていきたいという方向で、私どもはもう既に企画のほうにはお話ししたのですけれども、先ほどの道路の整備ではないのですけれども、道路整備のほうの予算としてつけていただきたいということはもうお願いしてあるのが現状でございます。

以上です。

金澤委員 結局指定道路台帳等整備事業でこれ何するかといたら、入間市の道路すべてに私道も含めて色をつけて、業者さんが買いやすくするというだけの話なのですよね、極論からいうと。こんな意味のないことに何でそんなお金かけるのかというのは、ということとはでも裏を返すとこれが法定の事務であればもう、入間市ではかなり台帳の整備が、紙台帳での整備が進んでいるので、そこまでOA化する意味がないとわかっていてもやっぱりこのお金はかけなければいけなかったということによろしいのですか。

建設部長 成果品そのものが特定されていますので、それに合わせた作業というのが今の私どもの道路図に落とした部分だけでは済まないという作業がもう大半でございまして、現実的には今の道路図で生きるわけですけれども、それを成果品として国の指定する汎用でつくるには大変な作業があるということで今回予算計上をしているものでございます。

以上です。

金澤委員 最後になりますけれども、入間市として今回のこの指定道路台帳等整備事業については、入間市はもうきちんとできているのだから必要ないのではないかというようなことを県や国に対して意見を述べられたような場というのはあったのですか。

建設部長 これはさっき私も説明のほうでも触れましたけれども、入間市を含めた特定または限定特定行政庁のほうで説明会、それからそういう懇談会、研修会があったときには、もう非常に疑問ということのでかなりの数値が、パブリックコメントではないのですけれ

ども、おかしいということで上げた結果がこうなったのではないかなというふうに理解しております。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

次に、営繕課所管のものについて説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

営繕課長 平成20年度入間市一般会計予算のうち、営繕課所管のものについて予算説明書によりご説明いたします。

まず、18、19ページをごらん願います。款14使用料及び手数料、項1使用料、目7土木使用料、節2住宅使用料、説明欄、公営住宅使用料7,526万6,000円につきましては、市で管理しております21団地460戸の使用料でございます。同じく説明欄、市営住宅駐車場使用料327万6,000円につきましては、富士見台団地ほか3団地に設置してあります駐車場の使用料でございます。

続きまして、28、29ページをごらん願います。款16県支出金、項3県委託金、目7土木費委託金、節2住宅費委託金、説明欄、住生活総合調査委託金16万円でございますけれども、これは国が5年ごとに実施している調査でございますので、国から県が委託を受けまして、埼玉県から再委託をされるものでございます。この

調査の内容につきましては、住宅や居住世帯の状況、家賃等の負担感、または住宅の購入や増改築計画、住環境に関する評価など住宅に関する意識や意向の分析を行うことにより、住宅施策の展開を図る上で基礎資料とするために行われる調査でございます。

同じページでございます。款17財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地建物貸付収入、説明欄、土地貸付料1,214万円のうち当課所管のものにつきましては81万8,000円でございます。山崎団地674.52平方メートルの土地貸し付けに係るものでございます。

続きまして、32、33ページをごらん願います。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入、説明欄、土地転貸料（南台団地外1団地）129万6,000円は、南台団地544.4平方メートル、中原団地110.54平方メートルの土地の転貸に係るものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。114、115ページをごらんいただきたいと思います。予算参考資料33ページもあわせてごらん願います。款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費、大事業、市営住宅管理費運営事業、中小事業、維持管理費942万7,000円のうちの主なものは、市営住宅の維持管理に必要な修繕費、原材料費及び消耗品等が主なものでございます。同じく中小事業、諸工事費2,683万円は、定期改修として池ノ下団地6号棟給排水設備、ガス管改修工事、池ノ下団地及び霞台団地の消防用の避難ハッチの取りかえ工事及び老朽化木造住宅の解体工事を実



施するものでございます。同じく中小事業、事務費529万1,000円の主なものは、中層耐火の8団地に設置されております消防用設備の定期点検のための消防用設備点検業務委託を初めとする市営住宅21団地を維持管理するための委託料等でございます。

次に、大事業、土地借上料1,235万3,000円につきましては、中原団地624平方メートル、南台団地5,494平方メートルの土地の借り上げに係るものでございます。

次に、大事業、住生活総合調査事業、中小事業、一般職給与16万円は、先ほど歳入でご説明申し上げました住生活総合調査に携わる職員の時間外手当を計上したものでございます。

次に、大事業、市営住宅ストック総合活用計画策定事業300万円でございますけれども、市営住宅の建てかえ、改修、借り上げ、維持管理事業など市営住宅を総合的に活用するため、計画を策定するための委託料でございます。

以上で営繕課所管のものについて説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 　では、これより質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員 　また委託について、市営住宅ストック総合活用計画策定事業、こういう、中身はここに建てかえ、改修、借り上げ、維持管理事業、総合的に活用すると言っていますけれども、これは営繕課が積み上げてきたノウハウをもとにつくる以外ないと思うのです。つまり非常にローカル的なものだと思うのです。これを外部委託

するということがまずちょっと理解できないのだけれども、どう  
いう趣旨で外部委託するのですか。

営繕課長 もちろん方針等につきましては、営繕課並びに庁内で方向性等  
または計画等につきましては最終的には決定するものでございま  
す。しかしながら、例えば建物の改修とすれば、当然これからは  
少子高齢化の時代に入ってくると。そういう面におきまして、今  
の市営住宅がそれらの時代のニーズに合っているか否か、または  
改修するとすればどのような計画が理想なのかどうか、その分  
析並びに建物の調査、あと住民等の意識調査もあわせて行う予定  
でございます。

それから、あと先ほど建築指導課長のほうも申し上げていまし  
たけれども、コンサル等の力をかりて、民間のノウハウ等も取り  
入れてよりよい計画にしていきたいと、それが主な目的でござい  
ます。ただ、かなりコンサルタント業務、例えば図面を作成する  
であるとか、または細かいデータを全部整理するとか、またはイ  
ンターネットで調べれば結構細かく調べはつくものだとは思いま  
すけれども、先進地の事例等も参考にしながらよりよい計画をつ  
くるように目指したいと、そのようなところからコンサルタント  
を活用いたしまして、計画を策定していきたいと、そのような趣  
旨で計上させていただいたものでございます。

委員長 ほかにありませんか。

石田委員 今の意味がよくわからないのですけれども、なぜそれわざわざ  
今入間市でそれ委託してまで計画する必要があるのでしょうか。

市のほうの方針ってまだ明確になっていないですよ。全部例えば現在あるやつを前みたいにそれこそ隔年ぐらいで思い切って建てかえていくのだとか、何か方針があればそれに沿った形で現状を分析してどうやっていこうかというのわかるのですけれども、その方針があいまいなままだ単に委託して現状だけ把握して計画つくるのだと、何かぴんとこないというのが実態なのです。この委託する必要性というのはどこにある。もう少しわかりやすく説明してもらいたい。

委員長　　営繕課長、簡潔をお願いします。

営繕課長　はい。ちょっと計画の、要するに計画できる状況にあるのかという多分ご指摘だと思います。まず、必要からすれば、埼玉県営住宅入間市には1,427戸ございます。それと、あと市営住宅含めれば今の県下でも最上位に位置する水準にあると。ということで、それにつきましては市長等もはっきり申し上げていますけれども、これ以上増設する考えはないと。ただ、しかしながら今申し上げた市営住宅460戸の中に木造の市営住宅140強ございますけれども、これらも大分老朽化しております。それで、今現在は募集を停止して、また中層団地等へ積極的に移っていただきたいと、そういうことで転居対策等も行っ、老朽化木造住宅の早期廃止を促進しているところでございます。しかしながら、中層耐火の団地もなかなかあきが出ない状況がございます。そういうことで、木造団地の今現在の入居者のあるところ、そういうものにつきましては、建てかえていくのか、借り上げていくのか、それともそ

のほかの別のもっといい手法があるのか否か、そういうものも当然検討していかなくてはならないと、これは議会等でも申し上げております。また、それらの中で、入間市には単身用の住宅が1戸もないではないかと、そのようなご指摘も受けております。そのようなものもあわせて今回のそのストック総合活用計画の中で計画していきたいと。

それと、あと老朽化木造団地の跡地、これもいろんな先生方から解体した跡がほとんどかなり多く見受けられて非効率的ではないかと。そういうこともございまして、これらの当然早期廃止した後の市営住宅団地の跡地をどうするか、これらについてもあわせてこのストック総合活用計画の中で検討していきたいと。大ざっぱに申し上げれば計画をしていきたい内容についてはそんなような状況で、なおかつ維持管理であるとか、または定期改修等の、これも適切な手法等を年次的にどのようにやっていけばいいのか、これを計画していきたいと、それが計画の内容の主なものがございます。

以上です。

委員長　ほかにありますか。

金子俊雄委員　秋津団地で4棟壊すということなのですけども、先ほどの説明ですと木造の空き家はもうあと募集しないというような話で聞いたのですが、ある場所でその市営住宅をもうほかへうちをつくって出ていくというときに、今どういうふうな市営住宅の規約というか、先に聞かせていただきたいのですけれども、どうい

うふうになっているのですか。

営繕課長 退去しようとするときに今までの入居者は何をしなければなら  
ないかというご質問でよろしいですか。

金子俊雄委員 はい、いいです。

営繕課長 当然退去する場合には、市営住宅でございますから、貸したと  
きの状況に戻していただきたいと。この内容を具体的に申し上げ  
れば、貸した後に個人が設置したもの等については全部改修して  
いただきたいと。それから、ちょっと民間の住宅と異なりますの  
は、ふすまと畳、ふすまについては張りかえていただく、また畳  
については表がえをしていただく、これが特に公営住宅の独特な  
部分でございまして、これを条例で課してございます。

以上です。

金子俊雄委員 そういう条例化されているということなのですが、先ほど  
ふすまの張りかえとか畳の表がえをするということは木造だと思  
うのです。それで、木造を募集をしないということだと、何で  
そこでそういうことを、解体を4棟やるという中でどうしてそう  
いう出ていく人に、もう解体するのですから、ほかの方法をとっ  
て……

〔(解体するときでもやらなきゃなん  
で  
すか) と言う人あり〕

金子俊雄委員 いや、募集しないということはもう解体をするというこ  
と理解しておって、空き家になるわけでしょう。ですから、そう  
いう面からいきますとちょっと矛盾というか、考え直すところが

あるのかなという感じが私なりに感じているのですが、その辺はいかがですか。

営繕課長 ちょっと私今申し上げたのは、一般の中層団地も含めて条例上の内容を具体的に申し上げたわけでございますけれども、今金子委員さんがおっしゃる内容につきましては、当然もう次に入る入居者等がない団地につきましては、ふすまの張りかえ及び畳の表がえ、これについては特に指示をしていないと、それが現状でございます。

以上です。

建設部長 ちょっと今わかりにくかったのですが、木造のはもう募集しませんと。出たらもう木造は解体という方向ですから、木造は一切その改修、もちろん出てしまえばそのまま次は応募しないですから、改修はしませんということが1つ前提です。ですから、もう木造の部分については、全く空き家になった部分はもう解体の計画にのせるということだけで、次を入れるということは考えていませんので。

金子俊雄委員 そうしますと、現在木造で入っている方が出ていくにしても、もうそういうことで理解してよろしいですか。

〔(そうです) という人あり〕

金子俊雄委員 わかりました。結構です。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで建設部所管の審査は終了しましたが、区画整理部関係の審査が終了するまで討論、採決を保留いたします。

暫時休憩いたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、区画整理部所管のものについて審査に入ります。

区画整理部所管のものについての説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

区画整理課長 それでは、議案第38号 平成20年度一般会計予算のうち、区画整理課所管のものにつきましてご説明申し上げます。

まず、歳入からご説明いたします。予算説明書の35ページをごらんいただきたいと思います。款21諸収入、項5雑入、目1雑入、大事業、土地区画整理事業清算金111万1,000円につきましては、豊岡第一土地区画整理事業の換地処分公告、これによりまして確定いたしました清算金分割徴収対象者49名のうち、残りの3名の第6回及び第7回の徴収金であります。平成20年度末見込みの収納率を約96パーセント見込んでおります。

次に、歳出につきましてご説明いたします。予算説明書の110ページから113ページをごらんいただきたいと思います。款8土木費、項3都市計画費、目4土地区画整理費の主なものにつきます

てご説明いたします。まず、111ページの大事業、まちづくり研究会関係費234万3,000円につきましては、武蔵藤沢駅周辺まちづくり研究会ほか3研究会の委員報償金と補助金であります。

次に、113ページの大事業、武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業の3億7,000万円、大事業、入間市駅北口土地区画整理事業の2億5,155万円並びに大事業、扇台土地区画整理事業の3億5,400万円、それとあと大事業、狭山台土地区画整理事業の3億2,400万円は、それぞれ各事業特別会計への繰出金であります。

また、大事業、野田土地区画整理事業組合の6,000万円につきましては、組合事業に対する補助金であります。ちなみに当組合事業の平成20年度末の進捗率は、約82.5パーセントを今のところ見込んでおります。

次の大事業、水道工事負担金の5,702万6,000円につきましては、区画整理事業区域内におきます水道管先行布設工事に係る水道部への償還金であります。

以上で区画整理課所管の予算説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員　野田の土地区画整理事業というのはオーナー民間だということで、見えてこないのですよ、いつも。そういった関係で、今進捗状況はどんな状況なのか。大分もう進んでいるので、そろそろ最



終的にはいつごろを見ているのか、あわせてちょっと事業状況を聞きたい。

区画整理課長 事業費ベースの進捗率になりますけれども、18年度末で約71パーセント、19年度末見込みになりますけれども、こちらですが、78パーセントでございます。

それと、あと現在の状況でございますけれども、平成22年度までに主立ったいわゆる工事、ハード面をすべて終了させまして、24年度あたりに換地処分は行いたいと今のところ予定を組んでおります。

石田委員 今回補助金が6,000万円ということで20年度見ているのですけれども、今まで補助金はどのくらい投入してきたのかと、これは事業計画だからわかると思いますが、最終的には幾らまで補助金を投入するのでしょうか。

区画整理課長 市の補助金、総額になりますけれども、12億5,600万円でございます。19年度末現在の受入額、累計になりますけれども、9億3,229万円でございます。差し引き、平成20年度以降ということになりますけれども、3億2,371万円が20年度以降ということになります。

以上でございます。

石田委員 総額で12億5,600万円というのは、事業費の中で何パーセントぐらいになっているのですか。

区画整理課長 約68パーセントでございます。

石田委員 当然減歩やなんかやっているけれども、68パーセントで3分の

2ですね。補助金でやっているということなのですか。

区画整理課長 確かに組合事業ということでございますけれども、過去何度か事業計画の変更をしているわけなのですけれども、他の市施行と同じような形になりますけれども、やはり平成3年のバブルの崩壊ということを受けまして、当初見込んだやはり保留地処分金と、それがいわゆる半値以下になってしまったということもございまして、それで実際には組合、法的には賦課金を課して新たにまた組合員の方からというのもあるのですけれども、それともう一点はいわゆる組合と言い、今組合実際施行しているわけなのですけれども、その事業の生い立ちというか、そういうことを考えますとほとんど基本的には市施行と同じような考え方で施策の上で我々も応援しているというような位置づけでございまして、そういった意味でいわゆる目減り分を逆に市の補助金としてもそこがふやさざるを得なかったという実情がございます。

以上でございます。

石田委員 市施行と同じで3分の2は補助金でやっているということになると、せめてこうした参考資料の中でも一部事業状況を載せるとか、そういうことが必要なのではないですか。3分の2補助ということになるとほとんど市の事業と一緒にですから、その点ではどうでしょう。もう一回お願いします。

区画整理部長 確かに今石田委員からのご指摘のとおり、野田の全容が見えないような形になっておりまして、ことしで言えば5,500万円、新年度で6,000万円の市の補助金を受け入れることになっており

ますから、今後はこの新年度予算の中で進捗状況を含めて全容が明らかになるような書類を掲載していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

石田委員 あと、全体で繰出金の関係で今回12億9,955万円、これが20年度になっています。19年度が多分15億8,500万円ぐらいだったと思うのですが、だからそれから比べるとかなり減ってきてはいるのです。今後の見通しというのはどんな状況になっているのでしょうか。この繰出金、要するに区画整理全体の繰出金が。

区画整理課長 資金計画上の市費ということでお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、それともう一点、過去毎年表をつくっているわけなのですが、ここで武蔵藤沢駅周辺と扇台土地区画整理事業、この2事業の事業計画の変更というものを実施いたしましたので、その辺で若干やはり資金計画上の動きがあったということをご理解いただきたいと思います。

それで、今のご質疑でいきますと、19年度末見込み、累計でございまして、215億5,274万4,000円がいわゆる繰出金の累計額になります。それで計画残ということになりますけれども、242億5,314万7,000円が計画残ということになります。若干数字的なものはまだ見込みということもございまして、その辺についてご理解いただきたいと思います。

石田委員 19年度末で215億円というのは、これ何年から19年度末までですか。少なくともそれでまだ今後今までつぎ込んだよりもさらに多くの242億円が残っているということで解釈してよろしいです

か。

区画整理課長 藤沢が一番立ち上げ時期が早いかと記憶しておりますが、昭和63年が最初になります。

石田委員 はい、わかりました。結構です。

委員長 ほかに。

宮岡治郎委員 111ページの職員給与費ですけれども、7名ですね。他の市施行の区画整理はそれぞれ特別会計で給与費が出ているものですから、この7名の職員給与費の内訳と言ったらおかしいのですけれども、大多数の方は結果的に野田の組合施行の土地区画整理事業に専従と言っては言い過ぎかもしれませんが、専らそっちに携わっていることになるのですか。

区画整理課長 今私以下7名で構成しているわけなのですが、比率大ざっぱでいきますと6割ぐらい正直なところ組合事業のほうにつきまして市の、いわゆる部の統括事務とか、そういった比率でなっているかと思えます。

宮岡治郎委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにございますか。

野口委員 では、繰出金について、4つについて、一概に言えませんけれども、やっぱり金額の多寡、多い少ないによって繰出金、政策の優先順位が決まるというふうに普通は見られるのです。ですから、藤沢、狭山台早期完成ということで多い、当然。北口と扇台比べる。北口は、この四、五年国道16号という大きな問題を抱えている。もう金額的にちょっと違っているという中で、確かに扇台も

待っていらっしゃるし、金額を少なくする努力もして着実に進めていって地権者の理解を得るという努力が必要なだけでなく、この四、五年は北口に持てる資金を投入する必要が入間市の責任としてもあると思うのです。ですから、今回の予算の多寡についての説明をいただくのと、このことが特殊事情かもしれないのですけれども、今後四、五年の間の予算のお金のつぎ込みとの考え方についてお聞かせください。

区画整理課長 優先順位につきましては、今委員さんおっしゃられたとおりでございますけれども、北口につきましても確かにさきの総括等でもご質疑あったように、非常に16号の拡幅ということが、5年がどんどん延びてしまっているのではないかというお話、それを受けてかと思うのですけれども、流れ的にはある程度例えば事業の中に、詳細につきましては、その事業の内容はまた特別会計の中でできればお聞きしていただきたい。一般論としてということであれば、我々例えば事業を進めるには、お金があってもやはり地権者との交渉の熟度という、例えば補償を例にとった場合ですよね。区画整理ですから、再三お話出るかと思うのですけれども、平たく言えばこちらの方がどいてそのところにこの人が入ってくるというそういった工程上の話、それぞれ一つ一つには個人というものがおられて、やはり交渉の熟度もそれぞれ違うということもあります。だから、すべて同じような形で交渉が整った、また工程上也クリアした、だからこれだけ欲しいという考え方であればある程度投入することも可能かとも思います。これは、一

一般論としてお答えさせていただいたわけなのですけれども。

以上です。

野口委員 ですから、その一般論としてそこへ一つ一つ移転させて事業の遂行に時間はかかるのだけれども、1年にこれだけやるという最大限の予算をつけるとか、そういう方向性、優先度の明確化というか、そういう意識のもとにこれから四、五年やるという決意ではないけれども、方向性はおありですか。それをお聞きしますけれども。

区画整理部長 明らかな方向性というのは、ちょっと若干胸を張って堂々と言えるものではありませんとっております。先ほどの北口につきましては、16号が最も今急がれるピンポイントの箇所でございますけれども、交渉の中で非常に不確定な要素を抱えながらの交渉でございます。財政といいますか、実際に企画部門からは、補正予算で必要ならば対応するので、当初予算のスタートではこの額でまずいっていただくと。つまりそれは相当な予算が必要としますけれども、仮にそれをつけたとしてもそれで交渉がまとまるかどうかという不安定な要素がある。それを流すとか、あるいは未執行になると、結構合理的な、あるいは効果的な予算の使い方でないということが心配されるので、まとめれば補正予算で対応するので、頑張ってもらいたいという裏づけをとりながらの進め方でございます。ですから、北口が当初予算でスタートの時点で若干予算が少ないというのは、そういうことが背景にあるということでご理解いただければと思っております。いずれにしても、

北口の16号については、今ほかの事業、武蔵藤沢、狭山台の換地  
処分に向けての最後のラストスパートに比しても負けないぐらい  
の今重要性を持ちながら16号の拡幅には取り組んでいるというこ  
とで、予算との裏づけがきちっとできていないという部分は確か  
にちょっとしっかりした説明になりませんが、そういうこと  
が背景にありながらの事業展開ということをご理解いただきたい  
と思っております。

野口委員 わかりました。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

以上をもちまして各部ごとの質疑が終結をいたしましたので、  
これより討論に入ります。

では、反対の方からお願いいたします。

石田委員 議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち、所管のも  
のに反対討論を行います。

小泉、安倍内閣と続いた構造改革路線によって家計は痛めつけ  
られ、貧困と格差が広がっています。昨年9月の民間給与実態統  
計調査によると、民間給与所得者で年収200万円以下の人が2006年  
1年間で40万人以上ふえ、1,022万人に達しました。生活保護受  
給世帯も、108万人に上ります。家計の可処分所得はこの10年間  
で304.6兆円から280.8兆円へと大きく減少しています。しかも、  
最近の原油、穀物市場の高騰を受けた原材料の値上がり家計に

追い打ちをかけています。賃金は一向にふえないのに物価だけ上がっているためです。物価の上昇は、とりわけ低所得者世帯に打撃を与えています。また、多くの中小零細企業が原材料の値上がり部分を価格に転嫁できず、極めて厳しい経営を強いられています。今必要とされることは、格差と貧困を是正し、経済のゆがみを正すことなのです。こうした国の政治が行われる中で、地方自治体としての入間市の役割は、厳しい市民生活を守る立場に徹し、温かい政治をすることが求められています。こうした観点から、具体的に2点を指摘し、反対します。

第1は、市民生活に直接かかわる生活道路及び幹線道路の整備がおくれていることです。道路が亀甲状に割れ、補修すべき箇所は数え切れません。各地見られます。私たちはこの数年間にわたって指摘してきましたが、問題を回避していける具体的対策がつけられておりません。市民の安全を守るために緊急な対策が必要です。同時に、早急に抜本的対策をとらないと道路の路盤からの改良が必要となり、財政的な負担も増大することになります。道路橋りょう維持費は前年よりも2,285万9,000円増加し、1億6,298万2,000円になりましたが、道路がほかの進展に追いつけない状態です。抜本的な対策が必要であります。

道路の問題につきまして、財源問題に関して資料も配られ、部長の答弁も一部ありましたので、道路特定財源の問題について一言触れておきたいと思います。道路特定財源、一番の問題は計画先にある59兆円もの事業が行われる、こうした内容にありま



す。この間の事業の中でも、東京湾アクアライン、当初の交通量の半分くらいしか車の量がなく、永久に赤字が続くという状況であります。それにも懲りず、今後も東京湾にさらにもう一本のラインをつくり、伊勢湾、和歌山と四国を結ぶ、あるいは四国と九州を結ぶ、こうしたラインが今後も計画されております。そして、さらに日本の主な港湾を10分で結ぶための高速道路、この建設も相変わらず続いております。そうした内容があり、内容的にこれは抜本的な改善が必要であります。投資するお金と効果の観点を考えても、採算がとれないものについて投資することは大きな問題もあります。こうした中で、今回こうした一般財源化を行って行く中で、こうしたものを抜本的に見直すことができること、そしてさらに本当に必要なこの地域の道路等に関してはきちっと財源としても確保できる、こうした確信を持っております。そうした意味からも、今回のこれらの道路財源、道路特定財源は一般財源化すべきと考えております。

第2は、狭山台の土地区画整理事業への繰出金、これについて反対であります。昨年当初は3億8,562万円であり、ことしも3億2,400万円と事業費の半分以上を占めており、余りにも高額であり、認めることはできません。この事業は、バブルが崩壊し、市民生活が困難になる中、高齢者に対する福祉の削減など市民生活を犠牲にしながらかつてきた最優先課題として行われてきた開発事業です。今後一定の税収が見込まれるのは当然ですが、この間に失われ、今も続いている福祉が後退した市民生活は取り戻せません。

また、この事業は当初の計画どおりには保留地処分は見込めなくなり、4回目の見直しで市費投入額が24億9,000万円から62億8,055万円、252パーセントにふやされ、余りにも市民負担が大きくなり過ぎています。そうした中で、2004年度は1億円程度だった繰入金が2005年度には2億円にふやされ、市財政の最も厳しいこの時期に2008年度の3億2,400万円の繰入額は市民の理解を得られません。繰入額を減額し、市民生活を応援する予算に回すべきです。

以上の2点の理由で議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものに反対します。

以上です。

委員長 次に、賛成の方願います。

友山委員 未来新政会を代表して、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち、当委員会に付託された予算について賛成の討論を申し上げます。

厳しい財政状況の中、また一方で行政需要の増大、多様化が進む中で、引き続き行財政改革を進めながら市民福祉のため次に述べる主立った各種事業を推進するための予算編成に努力しており、よりの確かつ効果的な執行を行うことを要望し、賛成の討論とするものです。

まず、加治丘陵の公有地化に向けて市民との協働による管理推進と、(仮称)加治丘陵さとやま自然公園の整備計画の見直しについて推進されていること。

2番目に、環境管理について、西部4市と合同でISO14001の自己宣言で、より積極的な環境管理に配慮した事務事業を展開されること。

3つ目として、産業振興として各種振興策への助成、また中心市街地の活性化のための助成の配慮が図られていること。

4つ目として、都市計画道路の整備推進に向けて計画的な着手が図られていること。

5番目として、建築物耐震改修促進のための計画策定に対応していること。

6番目、今後の市営住宅の総合的なあり方と効果的活用のための計画づくりに着手すること。

以上、主立った事業を挙げ、賛成討論とするものでありますが、道路整備予算、特に生活道路予算の対応については、数年減少傾向であり、健全財政に配慮しつつ市民の安全に支障の出ることのないよう今後対応についてあわせて要望するものであります。

以上で賛成討論といたします。

委員長　ほかにありませんか。

金子俊雄委員　入間自民クラブを代表しまして、議案第38号　平成20年度入間市一般会計予算のうち、当委員会に付託された予算について賛成の討論を申し上げます。

一般会計予算における歳入の状況は、以前にも増して厳しい状況の中で予算編成がなされたものと認識をしているところでもあります。当委員会の所管する環境経済部、建設部及び区画整理部

の20年度予算についてもそのような中での編成であり、執行に当たってはより一層の効果を上げるべく、全職員が十分に認識し、取り組んでいただくことを最初に要望をいたします。

それでは、何点か賛成理由を申し上げます。まず、農業の振興については、入間市で開催される全国茶品評会において、その対策強化を図るとともに、環境保全型農業の推進を図っていること。

環境への取り組みについては、ごみ減量や資源化への積極的な取り組み、また加治丘陵公有地化を推進し、(仮称)加治丘陵さつやま計画の整備見直し等に着手すること。

また、産業振興として、商工会を中心とする各種振興策への助成が図られているところです。

次に、都市計画道路の整備については、安川新道線の現状道路に即した計画見直しによる整備計画のスタートとして、用地買収に伴う測量を行うこと。また、中神狭山台線についても、整備促進に向けての対応が図られています。また、より安全な建築物改修促進のための促進計画の策定など、安全、安心なまちづくりのための配慮となっております。

区画整理事業への繰出金については、厳しい財源の中ではありますが、事業推進に向けての努力が見られる予算であると認識をするものであります。

以上、主な何点かの事業により賛成の理由を申し上げましたが、総括質疑等にも触れましたが、生活道路の現状への対策について今後の予算的配慮を要望し、賛成討論といたします。

委員長　ほかにありませんか。

金澤委員　議案第38号　平成20年度入間市一般会計予算について、公明党を代表し、賛成の討論をいたします。

我が国の経済は緩やかな回復基調にあると言われるものの、昨今の原油や原材料価格の高騰、進まない価格転嫁や下請け価格の低迷など厳しさを増してきており、楽観できる状態ではありません。入間市においても、平成19年後半からの市税収入の低下は予想を超えて著しいものがあり、地方交付税不交付という状況、さらに年々増加する一方である扶助費などの固定経費とあわせて、ますます市の財政は厳しくなっております。そのような中、平成20年度一般会計予算の編成に当たっては、執行部の皆様のご苦勞が忍ばれるところであります。

平成20年度の主要事業について述べたいと思います。まず、環境課のISO14001推進事業ですが、継続審査の外部委託をやめ、自己完結になるように変更し、さらに近隣市と連携して無理や無駄を廃し、効率を上げていくその手法は、他の部局の模範となるべきものと高く評価いたします。

次に、総合クリーンセンターにおいては、リサイクル率も向上していること、またごみ中間処理事業費が前年度比で削減されている点を評価いたします。

最後に、執行部におかれては、限られた予算を最大限有効に執行していただき、市民の負託にこたえていただくよう要望し、賛成の討論といたします。

さらに、一言つけ加えさせていただきます。狭山台区画整理事業に対する繰出金についてです。共産党はさまざまな点を述べて反対をされておりますが、繰り返しになりますが、計画当初の市税収入が3,500万円から、この間の総括質疑でもあったように、案分を考えても6億円以上になっております。この収入増をどのように考えておられるのか、一切お答えいただいております。ましてや今回はこの点についても触れられておりません。認めていただいたのでしょうか。

狭山台の区画整理については道路特定財源の問題も触れられておりますが、この狭山台にお住まいの住民の方々に対しては入居する際に快適な住環境をお約束して入居していただいております。この区画整理事業についてまだまだ道路の整備が必要であるにもかかわらず、片や道路特定財源の反対を言い、片や生活道路予算の増を訴えていることは全くの矛盾であり、到底納得できるものではありませんということをつけ加えさせていただきます。

以上で終わります。

委員長　ほかにありませんか。

野口委員　議案第38号　平成20年度入間市一般会計予算の所管のものについて、賛成の討論を行います。

財政難の中、全体的に見て経費削減の努力の上でバランスのとれた施策となっております。特に土木費については、前年度対比15.1パーセント、額では7億円強の減となっており、今後もうこういう厳しい状況が続く中、重点施策についても削減の努力が見ら

れます。施政方針の中に挙げられているものの中でも、扇台での削減、扇台の資金計画というか、工事計画における削減、安川新道線での路線変更の削減、加治丘陵さとやま自然公園の設置についての整備計画の見直しと大幅な見直しを行っています。今後土木費関連等については、今まで出された生活道路の補修、整備、これについてはやはり重点的に取り組まなければいけないので、予算の配分等これからも検討していただきつつ、土木関連について施策を施行していただきたいと思います。

次に、残りの衛生費、労働費、農林水産業費、商工費の諸施策については、継続事業を含めて、新規事業を含めてバランスがとれたものとなっておりますが、やはりこれらについては時期を得た効果的な遂行が望まれますので、特に施政方針で触れられている大型施設、商業施設のオープンに対する施策の検討や一般廃棄物処理計画に基づくごみの減量、資源化等のそういった遂行等を含めて、効果的な遂行を期待して賛成の討論といたします。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第38号 平成20年度入間市一般会計予算のうち所管のものは、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 4時38分 休憩

午後 4時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 時間延長

委員長 ここでお諮りいたします。

会議時間もわずかになりましたが、本日の日程が全部終了するまで時間延長をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、会議時間を延長いたします。

暫時休憩します。

午後 4時40分 休憩

午後 4時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第43号 平成20年度入間市下水道事業特別会計予算



委員長 次に、議案第43号 平成20年度入間市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

下水道課長 それでは、ご説明をいたします。

議案第43号 平成20年度入間市下水道事業特別会計予算の概要につきまして、予算書及び予算説明書によりご説明いたします。本年度予算総額は歳入歳出それぞれ28億293万8,000円で、前年度対比2,710万4,000円、率にして0.96パーセントの減となっております。

それでは、予算説明書252ページから253ページをお開きいただきたいと思えます。初めに、歳入について申し上げます。款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料15億1,604万6,000円は、前年度対比1億2,169万1,000円、率にして8.73パーセントの増で、昨年6月施行の下水道使用料改定による増分及び処理区域の拡大等による増分を見込んだものでございます。

次に、款5 繰入金、項1 繰入金、目1 一般会計繰入金9億7,600万円は、前年度対比2,400万円の減で、特別会計に占める繰入金の割合は34.82パーセントとなります。

次に、次ページの款8 市債、項1 市債、目1 下水道債2億5,480万円のうち公共下水道整備事業債1億8,500万円は、前年度対比1

億300万円、率にして35.76パーセントの減で、起債対象である市単独事業費を見込んだものでございます。また、流域下水道整備事業債は、荒川右岸流域下水道事業に対する入間市負担分9.38パーセントに当たる6,980万円を計上したものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。256ページから257ページをお開きいただきたいと思います。初めに、款1総務費、項1総務管理費、目2下水道普及促進費、中事業、私道共同排水設備設置事業補助金4,991万7,000円は、補助対象18路線、延長642メートルに対する補助を見込んだものでございます。

次に、258ページから259ページ、目3下水道維持管理費、中事業、下水道使用料徴収等委託料8,238万8,000円は、下水道使用料の徴収事務等を水道部に委託する費用でございます。次に、中事業、補修工事費6,714万4,000円は、人孔等の緊急補修工事、マンホールふた取りかえ工事及び管渠補修工事を予定するものでございます。

次に、大事業、荒川右岸流域下水道維持管理負担金5億2,086万4,000円は、前年度対比1,377万5,000円、率にして2.72パーセントの増で、処理区域拡大に伴う有収水量の増加を見込んだもので、和光市にある終末処理場の維持管理負担金でございます。

次に、款2事業費、項1事業費、目1下水道建設費、中事業、管渠築造工事費3億5,354万1,000円の主なものは、予算参考資料の55ページにお示ししてございますが、市単独事業7工事、延長

2,558メートル、藤沢区画工事、延長337メートル、野田区画工事、延長44メートルの合計9工事、総延長2,939メートルの整備を見込んだものでございます。次に、中事業、水道管等移設補償料4,700万円は、管渠築造工事に伴う水道管切り回し等の移設補償料でございます。

次に、260ページから261ページ、目2流域下水道事業費、大事業、荒川右岸流域下水道事業費負担金6,989万6,000円は、荒川右岸流域下水道事業に係る13市町の負担金総額7億4,515万円に入間市の負担率9.38パーセントを乗じたものでございます。

次に、款3公債費、項1公債費13億8,252万8,000円は、政府資金及び公営企業金融公庫等から借り入れた市債の償還元金、償還利子で前年度対比157万1,000円、率にして0.11パーセントの増となっております。なお、平成20年度末の未償還元金は144億267万4,000円で、平成19年度末と比較して6億2,269万5,000円、率にして4.14パーセントの減となる見込みでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 今最後のところで、公債の残高で、19年度は150億円、その前が156億円で20年度が144億円になるという予定になっているのです。今後こういった流れの中で、ずっと減っていくというふうに考えてよろしいのですか。それとも新たにまたふえる可能性もあ

るのでしょうか。

下水道課長 公債費の残高の関係でございますが、今後借入額にもよるわけでございますが、約2億5,000万円程度借り入れを委託しますと、まず償還額で申し上げますと、平成20年度が13億8,252万8,000円でございます。今後少しずつ減少してまいりまして、平成29年度で申し上げますと、平成20年度が約13億8,200万で、これがピークとなりまして、平成29年度が約10億6,600万円、金額で約3億1,600万円、率で約22.9パーセントの減少となる見込みでございます。

以上でございます。

石田委員 そうしますと、平成29年の年度末というのは、幾らぐらいの残高になっているのですか、公債費の元金。

下水道課長 公債費の残高でございますが、平成20年度が元金残高が約144億円でございます。これに対しまして平成29年度の見込みとしては約82億3,500万円。したがって、平成18年度末と比較して約73億8,800万円、率で47.3パーセントの減と、そういった数字の見込みでございます。

以上でございます。

石田委員 そうした中で、昨年なのですか、19年度で補償金を免除された形での繰上返済が大きく進展したのですけれども、これは今後は何かこういった動きというのはさらに強まってくるのではないかと期待しているのですけれども、見方としてはどんな状況なのでしょう。

下水道課長 19年度の繰上償還本数で20本予定を、これ今後3月に繰上償還予定しておるわけでございますが、今回の場合は7パーセント以上のものが対象で、19から21年の3カ年という限定でございます。今のところ、それが今後率を下げるかどうかというのはちょっと未定でございます。ただ、我々担当といたしましても、やはり補償金免除の繰上償還につきましては何とかお願いしたいなということで、実は今までも日本下水道協会についても毎年国に対して要望等も行っております。それからまた、西部第1広域行政推進協議会の下水道部会というのございまして、こちらでも毎年国に対しまして繰上償還に対する要望等も行っておりますので、今後もそういった方向で考えておるところでございます。

以上でございます。

石田委員 はい、わかりました。結構です。

委員長 ほかにありませんか。

野口委員 下水道の今後の方針というか、将来に向けての方針なのですが、施政方針12ページは事業認可区域については96.5パーセント終了でほぼ終了で、今後は管理ということに書いています。ただ、計画区域、調整区域なのですが、もうやらないよという宣言をして計画変更するぐらいの調整区域等含めて、計画区域ですよ。事業認可区域ではなくて計画区域。もうやらないよというぐらいの決断というか、判断というか、そういうものはもうされているのですか、その将来的方向。

建設部長 これ第5次総合振興計画にも載せてある部分なのですがけれど

も、調整区域についてはこの10年間で維持管理の期間として、その間に再度調整区域に住んでいる人たちのアンケート、それから効果的な投資ができるかどうか、その辺を勘案して決定していきますというような状態になっております。

野口委員 わかりました。

委員長 ほかにありませんか。

金澤委員 歳出の257ページ、水洗便所改造資金預託金、これ毎年200万円計上されていますけれども、これは今後どのような形で推移していく予定ですか。

下水道課長 この水洗便所の預託金の関係でございますが、200万円というところでございますが、市街化区域が平成20年度で一応整備が終了する工事の予定でございます。この改造資金につきましては、供用開始後3年以内が基本的に対象になりますので、20年ですから23年までかな、その3年間はまだ現在のところ予定をしていくものでございます。

以上でございます。

金澤委員 続けて、次の259ページに移ります。公共下水道維持管理事業のうち調査清掃等委託料なのですが、今回906万2,000円になっていますが、平成19年度は706万5,000円で、率にするとかなりふえてはいるのですが、内容について教えていただきたいと思っております。

下水道課長 この調査清掃等委託料906万2,000円計上させていただいたわけでございますが、内容をちょっと申し上げますと、ふえた理由でございますが、久保川と不老川というのがございまして、そこ

に接続点、いわゆる県のメーターがついておるわけでございますが、県の要綱によりまして接続点の24時間調査を行うわけでございます。ふえた理由としては、それが2回から4回にふやしたためにふえたものでございます。

以上でございます。

金澤委員 2回から4回にふえて140万円にふえたということ、つまり1回当たり70万円の増というふうな理解でよろしいですか。

下水道課長 実は、そのほかに特定事業所というのがございまして、その調査費用も含んだ合計でございます。

以上でございます。

金澤委員 次に、その下の公共下水道台帳整備等委託事業なのですが、1,564万5,000円、これ平成19年度は871万5,000円、約倍増しているのですが、その内訳について教えていただきたいと思います。

下水道課長 この内訳でございますが、まず現在運用しています台帳管理システムというのがございまして、このシステムにつきましては毎年工事が完了しますと前年度分をマンホール管、スパンごとに管種、それから口径、それから延長、それから管底の高さ等をシステムに入力をいたしまして、そのシステム管理を行ってペーパーレス化を図る、こういったものが1つございます。この費用が987万円でございます。

それから、もう一点は平成20年度に汚水の整備がおおむね完了いたします。今後は、計画的な維持管理事業を実施する予定でございます。詳細な事業計画策定を今後していくためには、どうし

でも水系別、あるいは流域別、それから設置年度別ですとか、あるいは管種、口径別の集計、あるいは検索が必要となってまいりますので、維持管理上どうしても更新や修繕内容の履歴も重要なデータとなってまいりますので、そういった内容でシステムの更新を図るための委託費用でございまして、その費用がシステムの更新事業といたしまして577万5,000円ということでございます。

以上でございます。

金澤委員 今のご答弁の中で、この台帳整備等委託事業1,500万円を2つに分けて、新しいシステムにするの577万円で、旧来のシステムの整備、メンテナンスするのに987万円とお聞きしたのですが、そうするとこの歳出の987万円、これ何で去年871万円でできたのですか。

下水道課長 では、伊藤主幹のほうから答弁をさせていただきます。

下水道課主幹 毎年やっております整備委託事業は、前の年の、前年度の工事、あるいは民間開発、その辺のボリュームによって入力作業、それから検索作業が全く違いますので、年度によって高かったり低かったりというのが発生します。たまたま20年度は19年度よりも若干多くなるということでございます。

以上です。

金澤委員 システムの維持管理についてはお話は承りました。

次に、新しいシステムに更新するのに577万円ということなのですが、これはソフトとハードの内訳はどれぐらいになっていきますか。



下水道課主幹 システムの更新なのですが、更新はいたしません。今ある台帳システムがございしますが、その機能増設でございします。今システムの台帳には図面、要するにマッピング的なものが載っているのですが、それに属性を持たせていないものですから、集計とか、先ほど課長のほうが説明しましたが、データとして取り出せない、集計的な、数的なものは全く取り出せないというシステムになっています。今までは整備中心でしたので、そこまで必要はなかったのですが、維持管理をする上ではそれがないとできないので、今のシステムの中に属性を取り込むという作業の基本システムといいますか、その辺をやるだけで、ハード的なものは特に大規模なものを導入するとか、そういったものは考えておりません。

金澤委員 これについては、やっぱり随契になるのですか。

下水道課主幹 随契になるか、その辺はちょっとまだ今の段階ではわかりませんが、基本システムが平成11年に構築されまして、それから年々毎年の整備事業で中の点数はかなりふえてきますが、それをもとに今の改修といいますか、機能増設しますので、ほかの会社、例えば指名競争してもシステム上ちょっと難しいかなというのは懸念はあります。ただ、今の段階では指名にするか、あるいは見積もり合わせにするか随契にするかはちょっと確定はしておりません。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長     なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) という人あり〕

委員長     なければ討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成20年度入間市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長     ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 5時14分 休憩

午後 5時15分 再開

委員長     会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第44号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計予算

委員長     次に、議案第44号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

## 提案理由の説明

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 議案第44号 平成20年度入間都市  
計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について  
概要を説明申し上げます。

初めに、事業の進捗状況についてご説明申し上げます。事業費  
ベースの進捗率でございますが、平成19年度末で約93パーセント  
となっております。平成20年度の事業が予定どおり終了いたしま  
すと、進捗率は約96パーセントとなる予定でございます。事業費  
別での整備率につきましては、街路築造工事では約97パーセント、  
建物移転率につきましては約96パーセントとなる予定ございま  
す。

それでは、平成20年度の予算についてご説明申し上げます。歳  
入歳出それぞれ4億9,476万2,000円を計上したものでございま  
す。事業も終盤を迎え、駅西口交通広場整備工事の完成もあり、  
前年度当初予算との対比では約43パーセントの減となっております。

では、歳入からご説明申し上げます。予算説明書の277ページ  
から278ページをごらんいただきたいと存じます。款1 事業収入、  
項1 目1 保留地処分金につきましては一般保留地1 区画、つけ保  
留地3 区画の合計4 区画の処分枠といたしまして3,683万4,000円  
を見込んだものでございます。

次に、款2 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 区画整理事業国

庫補助金につきましては、通常費850万円、臨時交付金1,375万円及びまちづくり交付金2,900万円の合計額といたしまして5,125万円を計上したものでございます。

続きまして、款4項1繰入金、目1一般会計繰入金につきましては3億7,000万円を計上したものでございます。

次に、款5項1目1繰越金につきましては3,667万8,000円を計上したものでございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書の279ページから282ページをごらんいただきたいと存じます。款2項1目1事業費、大事業、調査設計等委託事業につきましては、工事測量、建物調査、積算、仮称4号公園地下調整池詳細設計、街路污水管布設工事の実施設計等の委託料として5,644万9,000円を計上したものでございます。

次に、大事業、工事費につきましてご説明を申し上げます。お手元にご配付いたしました平成20年度施工予定箇所図をごらんいただきたいと存じます。中事業、街路築造工事費につきましては、区域内、街路築造工事5路線及び歩道整備工事2路線の合計7路線の整備を行います。同じく中事業、雨水工事費につきましては、藤沢中央公園地下調整池設置工事の2期工事及び同調整池の排水施設としてポンプ施設工事、雨水管布設工事3路線等を実施いたします。同じく中事業、公園工事費につきましては、新しく移転いたしました駅前交番の北側に位置します仮称1号公園、420平方メートルを整備いたします。

続きまして、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料として9棟、同じく中事業、電柱等移設補償料として1億1,240万3,000円を計上したものでございます。以上、事業費の総額といたしまして3億8,251万8,000円を計上したものでございます。

以上で平成20年度予算の概要説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　277ページから278ページです。款1事業収入、項1保留地処分金、目1保留地処分金です。武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業保留地処分金、延べ4区画のようですけれども、この4つというのは一番最後に残って、ばらばらに残っているという感じなのですか、それとも1カ所にまとまっているような感じなのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長　場所としては、今回4区画処分ということで、ちょっと場所はずれておりますけれども、区域内の駅の大体周辺に集中してございます。今回につきましては一般保留地が1区画、それからつけ保留地3区画、以上4区画でございます。

石田委員　今回保留地処分をやって、残りはどうなっているのですか。どんな状態。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長　平成19年度末で未処分となっております保留地は19区画ございます。今年度4区画処分いたします

ので、残りは15区画ということでございます。

石田委員 15区画の特徴というか、さっきつけ保留地があったりいろいろすると思うのですけれども、その内容はどうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 19区画のうち一般保留地が6区画、それからつけ保留地は13区画でございます。今年度一般保留地は1区画処分いたしますので、5区画、それからつけ保留地が9区画ということでございます。

石田委員 今のは15区画が残で、一般が5区画のつけ保留地が9区画と言いましたね。1つ足りないね。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 15というのは20年度終わった段階の話でございまして、実際は20年度に4区画、それからあと予定としては21年8区画、それから22年6区画と、それから23年に1区画で全部で20年度含めまして19区画と。ちょっと数字が一部間違っておりましたけれども。

石田委員 そろそろ最後の段階になってきて、それぞれ保留地処分が残ってしまいそうなところというのは、大き過ぎてとか、あるいは地形が悪くてとか、残ってしまいそうな区画というのはないですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 残る区画はございません。全部処分していくと。

石田委員 大体状況はわかりました。あと事業はいずれにしろそろそろ最終段階になってきて、20年から本庁舎のほうへ事務所も移ってくるといいう中で、事業が終わる場合に最終的に地権者の中でどうしても協力が得られない人というのが残る可能性はあるのですけれど

ども、そういった状況はどうでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 事業も終盤を迎えておりまして、なかなかまだご理解いただけない地主さんも何件かございます。でも、ことし、来年ぐらいには何とかご協力いただけるようにまた事務所も頑張っていきますので、何とかおおむね21年までには大体街路築造ですとか建物の補償についても終わりにするということでございます。

石田委員 その困難な人というのは何人ぐらいなのですか、人数では。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 3名程度でございます。

石田委員 何とか解決して、どこでも最終的にちょっと残ってしまう可能性もあるのですけれども、スムーズに何とか最後は解決していただきたいというふうに要望しておきたいと思っておりますけれども、もう一つ武蔵藤沢の駅前、藤沢中央通り線、このところでせっかく区画整理やったのですけれども、民間の開発というのは少し計画が新たに出ているのでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 地権者の方で1件だけ今5階建てのビルをつくっております、その1件だけ出てきております。この後移転に伴いまして、あと民間の方で2件出る予定でございます。

石田委員 そうしますと、精算金というのは大体どのくらい、いつごろ見通しが立つというふうに考えているのでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 精算金につきましては、全部事業が終わらないとなかなかこれはできませんので、実際には平成

24年度末を予定しております。

石田委員 もう一つ出てくるのが住居表示の変更というのが審議会かけて当然決めなくてはならないと思うのですけれども、これはいつごろからこの予定組んでいくことになるのでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 いずれにしても最終的には全部町名の変更をしていきたいと思っております。議会とかいろいろまたお諮りをしながらでございますけれども、やはり換地処分前にやるということでしたので、平成23年度中にはそういった作業を進めていきたいというふうに考えています。

金子俊雄委員 この絵は、もう完成にほとんど間近い絵なのですけれども、これで道路、例えば一番上のほうのこの絵を見ますと、この辺のところ。この辺のところは、道路がなくなるうちはないでしょう。この絵でいくと、かなり移転するような感じがするようなあれがしますけれども。この真ん中の旧の道路がありますよね。これは、抹消してしまうわけでしょう。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 これにつきましては、大きな画地を持っておりまして、地主さんがかなり持っておりますので、このまんまの状態。

金子俊雄委員 うちがたくさんついていても。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 そうです。

金子俊雄委員 当然皆さん道路づけがあるということなのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 はい。

石田委員 1号公園の工事の関係なのですけれども、今度予算がついて、



これはいつごろから工事をやって完成はいつごろになるのかというのをお聞きしたいことと、それからこの武蔵藤沢の駅前に今保育園がつくられていますね。この保育園は、この1号公園を使うことが前提で、保育園ですから、実際にグラウンドは必要なのですけれども、これで間に合うというような話で来ているものですから、その辺ができるだけ早く完成させてもらわないと利用できないのではないかとこのように心配しているのですが、いつごろ工事は完成する予定ですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 保育所のほうが4月1日から開園という話を聞いております。実際にはやはり事業がございまして、実際かかるのが、まだちょっと設計もしておりませんので、実際には8月、9月以降になると思います。ですから、年度内、12月ぐらいまでには全部整備が終わるのではないかと思います。

金澤委員 今ちょっと私もお話を聞こうと思ったのですが、1号公園に関しては12月では遅い。全然遅い。秋の運動会シーズンには何が何でも間に合わせていただきたいなというふうに思っているのですけれども、1号公園は12月ということなので、できるだけ急いでいただくということで要望させていただいて、4号公園の地下調整池なのですが、これに関しては地下水のボーリング調査は念入りにしていただくということで了解してよろしいですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 念入りに進めていきたいと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第44号 平成20年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅  
周辺土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしまし  
た。

#### △ 議案上程

議案第45号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整  
理事業特別会計予算

委員長 次に、議案第45号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口  
土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 議案第45号 平成  
20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計

予算の概要についてご説明申し上げます。

平成20年度につきましては、国道16号の拡幅及び馬頭坂線関連を重点に事業を行う予定でございます。なお、北口事業の進捗率ですけれども、平成20年度末で27パーセントを見込んでおります。

最初に、歳入について申し上げます。予算説明書の297から298ページをお開きください。款1項2目1、6,500万円ですけれども、区画整理事業補助金であります。内容につきましては、通常費850万円、臨時交付金6,050万円を計上したものでございます。

次に、款2一般会計繰入金につきましては2億5,155万円を予定いたしました。

款3繰越金につきましては、前年度繰越金450万円を計上し、歳入合計を3億2,500万円といたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。299ページから300ページをお開きください。款2項1目1事業費の大事業、調査設計等委託事業774万円ですけれども、これは16号及び馬頭坂関連の建物物件調査積算12棟及び地質調査の2カ所の委託事業が主なものでございます。

次に、大事業、工事費、中事業、街路築造工事費7,050万円ですけれども、それは馬頭坂線擁壁工事、延長36.3メートルを施工するものでございます。また、汚水工事費520万円は区画道路6-6と馬頭坂線の一部に汚水管延長110メートルを布設するものでございます。その他工事といたしまして、不備な道路の補修費として530万円を計上いたしました。

次に、大事業、物件補償費ですけれども、中事業、物件等移転補償費 1 億4,556万円ですけれども、16号関連7棟、馬頭坂線関連1棟、その他4棟の合計12棟の建物移転補償でございます。

なお、各事業の施工箇所につきましては、配付いたしました工事予定箇所を参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 物件等の補償費の関係で建物移転補償、どの辺の場所になるのですか、この図面では。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 先ほど言いましたように、補償関係は16号沿線と、それから馬頭坂でございます。補償につきましては、資料を添付しておりませんので、概略は今お話しいたしましたように河原町の交差点周辺、それから馬頭坂の周辺、こういうことをご理解をいただきたいと思います。

石田委員 あそこに大きな教会がありますけれども、あそこも今回含まれているのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 教会につきましては、今回予算に計上してございません。計上いたしまして、ある程度まとまりそうなところといたしますか、こういうものを中心に予算計上しております。

宮岡治郎委員 入間市駅の北口のバリアフリーなのですけれども、階段、

エスカレーターとかエレベーター設置、これは恐らく前も北口の駅前広場に合わせてということなのでしょうけれども、それでありますとめどが立っていないというふうに思っているわけですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 まだ、今申し上げましたように国道関係、馬頭坂をしております、駅広までまだ少し先になりますので、その段階ということでご理解いただきたいと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第45号 平成20年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 5時33分 休憩

午後 5時34分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第46号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計予算

委員長 次に、議案第46号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

提案理由の説明

扇台土地区画整理事務所長 それでは、議案第46号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。予算説明書315ページ、316ページをお開きいただきたいと思います。まず、款1 事業収入、項1目1 保留地処分金1,985万円につきましては、保留地処分金、つけ保留地150平方メートル処分する予定で予算計上いたしました。

款2 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 区画整理事業国庫補助金1億6,015万円につきましては、通常費2,000万円と臨時交付金2億7,300万円の基本事業費に対しまして通常費は2分の1です

ので、1,000万円、臨時交付金については10分の5.5掛けていただきますと1億5,015万円、これの合計であります。

款4項1繰入金、目1一般会計繰入金3億5,400万円につきましては一般会計からの繰入金ですが、このうち2億200万円につきましては地方特定道路整備事業による起債であります。

款5項1目1繰越金1,200万円は、前年度の繰越金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。予算説明書の317ページから318ページ、予算参考資料の58ページ等をご参照願いたいと思います。まず、款2項1目1事業費についてご説明申し上げます。大事業、調査設計等委託事業、中事業、調査設計等委託料385万5,000円につきましては、予算参考資料に示した画地確定杭打測量、建物・物件調査積算及び事業計画変更に伴う総合設計見直し業務委託料でございます。

続きまして、事前配付させていただきました図面をお開き願いたいと思います。この凡例によりますと、赤いところが平成20年度の工事箇所でございます。黄色い部分が19年度の工事箇所でございます。

大事業、工事費、中事業、街路築造工事費6,340万円につきましては、国庫補助事業対象の区6-5、6、図面の左側ほうです。その路線と89号線、図面の一番右上の部分でございます。この3路線、幅員6メートル、延長258メートルと地方特定道路整備事業の扇台愛宕公園線、右のほうのちょっと太いところがございます。それが約75メートル、そのほかに区画街路を合わせまして合

計延長385メートルを一応工事の予定をしております。それから、中事業、汚水工事費1,980万円につきましては、この道路築造に伴います汚水管の布設工事でございます、200ミリの管を530メートル施工するものでございます。中事業、その他工事費4,240万円につきましては、これは図面の右上のほうに愛宕公園と書いてあって市民会館と書いてございますが、市民会館の補償工事が主なものでございます。これは、市が市に補償するというのは変な話ですので、直接市が施工を補償にかえてやるということでございます。道路拡幅部分にある支障物件を動かすものでございます。

次に、大事業、物件等補償費、中事業、物件等移転補償料3億840万円につきましては、国庫補助事業対象の16棟の建物移転補償が主なものでございます。代替移転箇所につきましては、郵便局の前あたりと富士見道路の開通したときの約束の地権者の物件が主なものでございます。

以上で説明を終わりますが、20年度予算執行が順調に終わりますと事業費ベースで18パーセントの執行率になる見込みでございます。それから、図面の右下に道路整備率以下建物補償までの率が書いてございますが、これは先般事業計画変更を行っておりますので、行った全体に対する比率に書きかえてございますので、19年度当初と数字が若干ずれてくるかと思っておりますので、その点を申し添えさせていただきたいと思っております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。



委員長　　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

宮岡治郎委員　款2項1目1事業費です。その他の工事費です。この資料によりますと、市民会館外構補償というのがあります。これですと、例えば粕谷義三さんの像とかその台座とか、あのあたりまで下がるとか、何かかかわってくるのですか。

扇台土地区画整理事務所長　ここにかかわる市民会館の補償工事の内容でございしますが、前にありますベニカナメの垣根から始まりまして、市民会館の入り口にモニュメントというか、アーケードがございます。それと電話ボックスを過ぎまして、粕谷義三さんの銅像を含め、最後に子育て地蔵がありますけれども、その部分までが補償工事の内容になります。

宮岡治郎委員　補償といいますと、例えば電話ボックスなどは撤去すれば済んでしまうかもしれないし、アーチは移動できるけれども。粕谷義三さんの場合は、あれはどうするのですか。削ってしまうのですか、例えば。それとも少し押し込んでしまうのですか。

扇台土地区画整理事務所長　自治文化課のほうとお話をしまして、市民会館の粕谷義三さんの後ろにスペースがございますので、そのまま1回その銅像部分を保管させていただいて、台座を全部作りかえて移設するという形でございます。

石田委員　わからないですが、今の関係はここのところをあけるわけですよ。何のためにあけるのですか。これ見ている限りわからないのですけれども。

扇台土地区画整理事務所長　ここは、会館通り線という都市計画道路で、多分石田委員さんもお存じだと思いますけれども、市役所のほうから郵便局へはカーブをしています、テニスコートのわきあたりから。そのカーブは、現況が非常にカーブがきついで、そのカーブを緩やかにするために都市計画決定は市民会館側に食い込んでいる形になります。その都市計画決定を私どものほうで変えるわけにはいきませんので、その都市計画決定に沿った形でその部分をやると。なおかつご存じのとおり郵便局側の歩道が異常に狭いと思われます。それを向こうへシフトすることによって車道を一、二メートルシフトしてこちら側の歩道を拡幅していくということでございます。ですから、このちょうど38と書いてあるところにマンションができていていると思いますが、そこの歩道並みになってくるといふふうにご理解願いたいと思います。

石田委員　市民会館道路沿いだけだったらまだそれもわかるのですが、北側に延びています、直角に。これはどういう意味なのですか。

扇台土地区画整理事務所長　市民会館の子育て地蔵から北側へ向かって擁壁ができています。その擁壁を直さないと建物が、市民会館の高さのほうが、そのわきは住宅の展示場になっているのですけれども、そちらが低いのです。ですから、そこの土どめを全部やりかていくのだという意味でございます。

石田委員　今の関係はわかりました。

もう一点ちょっとお聞きしたいのは、この扇台愛宕公園線という道路の形態、幅員だとか歩道だとか、それどんな形になるので

すか。

扇台土地区画整理事務所長 愛宕公園線、この道路につきましては道路一般部の構成が車道7メートル、歩道が2.5メートルずつで12メートルになるかと思えます。それが一般部でございます。交差点部になりますと、右折車線がつきます関係で15.5メートルになります。ですから、富士見通りとの交差点の付近とか市民会館とのクロスするあたりとか、ちょうどテニスコートのわきになるのですが、これは15.5メートルになるということでございます。

石田委員 まちづくり研究会ですか、ここでもありますよね、当然ね。それで、どんな論議になったかちょっとお聞きしたいのですけれども、いずれにしろテニスコートのところの桜が市の名勝にもなっている中で、それを切ってしまうのだろうかというのでかなり心配の声がいっぱい上がってきている。今度工事が始まってくるといよいよそれは現実になってくるということの中で、いろいろな意見が上がってくるのではないかと思いますけれども、まちづくり研究会ではこれについてはどんな論議をされたか。

扇台土地区画整理事務所長 桜については、まだ研究会での論議はされておられません。というのは、この道路を整備する順番といたしまして、この赤く書いてあるのと同時に下側のほうも整備し始めているのです。この久保稲荷側から富士見通り線まで、これがあと4軒家が残ってしまして、それを進めているところですので、そこから側を当面やっていって、今この赤いところから市民活動センターの付近まで相当の家がございます。それを動かすまでに相当の

年月かかりますので、テニスコートへ行くまでには相当時間がかかるといことです。ですから、そのころにまたご論議をいただくというふうに考えています。

石田委員 当然幅2.5メートルの歩道がつくわけですよ。歩道の中に当然植樹というのは可能ですよね。そういった意味で早目に例えばかわりの桜を植えておくとか、何か対策を考えておかないと恐らく相当の苦情が市に集中するのではないかなと。何かやっぱり具体的なそういった面での検討というのはなされないのですか。

扇台土地区画整理事務所長 2メートル50センチの歩道に今のような大木の桜を植えるということは不可能なのですけれども、植樹升という形で、要するに植樹帯という帯のようにはできませんが、植樹升というような形で飛び飛びに植樹することは可能なのですが、今の段階でこの古木をすべて切って新しいものにして理解が得られるかどうかちょっとわかりません。いずれにしてもまだまだ建物を動かす、市民活動センターまで来る時間を見ながら、まちづくり研究会へ諮りながら、なおかつテニスコート利用者とも懇談しながらその辺の準備をしていったほうがいいのではないかとこのように考えております。

石田委員 いずれにしろこの地元の人たちの了解が得られるような形というのを何とかつくってもらいたいなと思って、結構地元の付近の人たちから何とかならないのか、残せないのかという意見が強いものですから、ぜひいい知恵を出していただくように要望しておきたいと思います。

金澤委員 ちょっと根本的なことで恐縮で、お教えいただきたいのですけれども、この土地区画整理地内の固定資産税の話なのですけれども、この固定資産税というのは換地のタイミングの問題があると思うのですけれども、例えばAとBとCという土地があって、Aの人がBの土地、Bの人がCの土地へ移るとします。Bの土地がたまたまあきましたと、取り壊しましたとしたときに、このAの人がBの土地に移った場合に家を建て始めたとします。この固定資産税はどの時点で切りかわるのですか。

扇台土地区画整理事務所長 区画整理で仮換地を指定するという仮換地指定処分というのがあるのですが、行政処分ですが、その処分を受けたからといって紙の段階で課税は移行しません。それを新しい換地先へ移行する税金の切りかえということでご質疑だと思うのですけれども、1月1日現在がご存じのように課税の標準日でございますので、その1月1日に合わせて区画整理課で仮換地指定をして、街区課税に移行してほしいものについては私どものほうから資産税課にデータを上げて、先ほど言いましたAさんがBさんの土地をもう使用している、完了していると、100パーセント大丈夫だという場合はその時点で通知を申し上げて、1月1日から、次の年度から新しいその土地での課税になる。では、しからばBさんはその土地を奪われた場合どうするのだということになると、そこから収益を上げられませんので、その部分について固定資産税を減免していただくという措置をしております。

以上です。

金澤委員 その固定資産税の減免については、本人の申請に任せているの  
ですか、それともきちんと切りかえについて通知をされているの  
ですか。

扇台土地区画整理事務所長 本人から申告するのが原則になってございま  
すが、手続上は。だけれども、私どものほうでちゃんと地主さん  
のところへ行って、こうですので、出してくださいということで  
1軒1軒回って出しております。

金澤委員 これまでに手続が漏れて後々還付をしたというような事例はあ  
りませんか。

扇台土地区画整理事務所長 現在のところございません。

金澤委員 私は、還付を受けたという方から相談を受けているのですけれ  
ども、それ間違いありませんか。

扇台土地区画整理事務所長 扇台地区では還付した例はございません。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第46号 平成20年度入間都市計画事業扇台土地区  
画整理事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

#### △ 議案上程

議案第47号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地地区画整理事業  
特別会計予算

委員長　　次に、議案第47号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地地区  
画整理事業特別会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

歳入歳出一括して願います。

#### 提案理由の説明

狭山台土地地区画整理事務所長　それでは、議案第47号 平成20年度入間都  
市計画事業狭山台土地地区画整理事業特別会計予算の概要を申し上げ  
ます。

平成20年度の予算総額は、歳入歳出予算それぞれ5億8,500万  
円となっております。予算につきましては327ページから、説明  
書につきましては330ページからとなっております。

まず、説明書の333ページの歳入からご説明申し上げます。款  
1 事業収入、項1目1 保留地処分金、大事業、狭山台土地地区画整  
理事業保留地処分金1億3,000万円につきましては工業専用地域、  
工業地域の2画地の売却を予定しているものでございます。

款2 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 区画整理事業国庫補助

金 1 億 3,000 万円につきましては、通常費分として補償費の 900 万円と臨時交付金として街路築造工事の 1 億 2,100 万円、計 1 億 3,000 万円を見込み、計上したものでございます。

款 3 項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金、大事業、一般会計繰入金 3 億 2,400 万円につきましては、市からの繰入金を計上したものでございます。

続いて、歳出につきましては説明書 335 ページから 338 ページをごらんいただきたいと思えます。それでは、主な事業費からご説明をいたします。款 2 項 1 目 1 事業費、大事業、調査設計等委託事業、調査設計等委託料 1,882 万 4,000 円につきましては、参考資料の 59 ページにお示ししてございます仮換地指定変更作業及び街区・画地点等測量業務委託等の委託業務を計上したものでございます。

次に、大事業、中事業、街路築造工事 1 億 6,900 万円につきましては、街路築造工事箇所図に示してあります。お手元に街路築造工事の図面が行っておりますので、ごらんになっていただきたいと思えます。赤く塗ってあるのは平成 20 年度の街路築造工事の箇所でございます。具体的には工業専用地区内の都市計画道路、根岸二本木線の一部、延長 465 メートル、幅員 16 メートル、それから第 2 種中高層住居専用地区内の区 26 号線、延長 225.9 メートル、幅員 9 メートル、そして第 1 種低層住居専用地域内の区 35 号線の一部、延長 136.5 メートル、幅員 6 メートル、それから区 47 号線の一部、歩 1、歩 3 号線、延長 139.7 メートル、幅員 6 メートル



ルの街路築造工事を行うものでございます。次に、中事業、雨水工事費2,020万円につきましては、都市計画道路根岸二本木線の一部、延長96メートル、内径400から450ミリ、それと区35号線の一部、延長225メートル、内径300から350ミリの雨水管布設工事を行うものです。これにつきましては、道路築造工事の裏面に図面に落としてありますので、ご参照願いたいと思います。汚水も同じでございます。中事業、汚水工事費860万円につきましては区47号線、66号線の一部、延長116メートル、内径220ミリの汚水管布設工事を行う予定のものでございます。それから、中事業、その他工事費450万円につきましては、道路の維持管理のための道路補修工事及び交通安全施設設置工事等を行う予定のものでございます。

次に、大事業、物件等補償費2億8,120万円につきましては、建物等9棟と電柱移設補償等を計上するものでございます。

以上が平成20年度当初予算の概要でございます。これにより平成20年度末の進捗率は事業費ベースで77.7パーセントとなる予定でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

石田委員 保留地処分2区画ということなのですが、それぞれ面積はどのくらいかということと、残りの保留地はどのくらい残って

いるでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 平成20年度に売却するのは2区画ということで先ほどご説明したのですけれども、面積につきましては1つのほうは1,354平方メートル、もう一つが209平方メートル、合計しまして1,563平方メートルでございます。

石田委員 場所的には、これはどの辺の場所なのですか。

狭山台土地区画整理事務所長 これは、1つは工業専用地域でございます。場所につきましては、南北に都市計画道路根岸二本木線が通っていますが、その西側が1カ所、それからもう一つは東西に都市計画道路が走っているのですけれども、これが中央通り線という都市計画道路ですが、その南側に1カ所ございます。その2つでございます。

石田委員 それと、あと残っている保留地というのは何区画でどのぐらいの面積ですか。

狭山台土地区画整理事務所長 残っている面積が一応19年度末ということで、19年度末の数字でよろしいですか。それに加えますので。19年度末に残っている面積が1万4,595平方メートルです。それで、画地数なのですが、全体で91区画あるのですが、20年度除いて21区画が残っているということです。要するに20年度は2つ売れたということで、残りが21という画地数でございます。

以上です。

石田委員 20年度に2区画しか処分しないというのは、全体として見ると21区画まだその後残るわけです。1万3,032平方メートルになり

ますか、引いて言うと。それだけ残っているものだから、もうちょっと20年度で保留地処分の数をふやしてもいいのではないかなと思われるのですけれども、それについてはどのように考えていますか。

狭山台土地区画整理事務所長 保留地の処分については、処分計画というのを立てておきまして、それでやはり売るについては保留地に面した道路は街路築造工事がきちっとできて、それがやはり売れる状態になっていないと売れないものですから、例えば上に物があって、それを補償して、除いて更地の状態にして売らなければならないと、そういう諸条件があるものですから、やはり売れる状態にして売らなければならないものですから、そういうことで20年度につきましてはとりあえず2区画ということでございます。

石田委員 そうすると、残りの21区画というのは大体どの辺に、左の下のほう残っていると見ていいのですか。道路がまだ未整備というところを見ると。

狭山台土地区画整理事務所長 いろいろ全体に展開しているのですけれども、大体、大部分が住居系のほうに残りが残っております。

石田委員 あと大きな区画で工業系なんかで処分する形の中で、大きなものというのはどのくらいの面積のものが何区画ぐらいありますか。この1万3,032平方メートル残の、この内訳ということで。

狭山台土地区画整理事務所長 工業につきましては、20年度に売却をするという残りにつけ保留地だけということで、事実上一般の方に売れる

ようなものはございません。

石田委員　そうすると、現実的につけ保留地を除いてしまって、あと処分しなくてはならないというのは実際どのくらい残っているのですか。実態が見えてこないのですけれども。

委員長　　暫時休憩します。

午後　6時04分　休憩

午後　6時05分　再開

委員長　　会議を再開します。

狭山台土地区画整理事務所長　面積としましては、約ということでご理解いただきたいのですが、1万3,000平方メートルと若干というところがあります。

石田委員　まだ実態として1万3,000平方メートルぐらいはつけ保留地以外で21年から処分しなくてはならないと。かなりの事業が残っているのだなという感じがしました。

あと本会議の中で7億円から8億円の税収がここで上がっているという話の中で、ちょっと確認しておきたいのですけれども、固定資産税と都市計画税、これは間違いなくこの区域から上がっておるものだと思うのですが、それと合わせますと3億2,690万円という数字であることと、法人税と償却資産、115件あるということなのですが、これを合わせますと4億8,242万円と。実際には、これはその収入のうちの約40パーセントは間違いなく固定資産税、都市計画税として上がっていると。法人税そのものは実

際 4 億 8,242 万円で全体の 60 パーセントぐらい、ほかの狭山台以外の法人の分が含まれた数字になっているというふうに解釈したのですけれども、こういった解釈でよろしいですか。

区画整理部長 総括質疑の中でご答弁申し上げました。今確認をさせていただきたいのですが、私そのときの資料は今手持ちがあるのですが、土地につきましては 1 億 6,056 万 2,279 円、家屋が 470 棟で 1 億 1,286 万 410 円と。そして、これに都市計画税がございまして、これが 5,341 万 5,489 円と。償却資産が 115 件、それから法人市民税、これは法人税割と均等割の合計でございまして、これが合わせまして償却資産が 1 億 3,642 万 9,000 円、法人市民税が 3 億 4,597 万 4,900 円と。今石田委員がおっしゃいました何割ぐらいかというのは、これは総括でもご答弁申し上げましたが、重複している部分、重なっている部分については市民税のほうで厳密に抜き出しはできないということなので、これ重なっておりますけれども、7 億円から 8 億円あるということで、同じような答弁でありますけれども、6 割とか 4 割というふうな形でなくて、どのぐらいか全く抜き出すことはできませんので、これらを合わせて 7 億円から 8 億円ということでご理解をいただきたいと思っております。

石田委員 私もその点はわかっているのです。私が言ったのは、40 パーセントというのは要するに固定資産税、都市計画税を足すと約 3 億 2,690 万円になると。それで、法人税と償却資産を足すと 4 億 8,242 万円になって、全体では 8 億 924 万円と、大体こういう数字

になると。そのうちの40パーセントは間違いないと、この固定資産税と都市計画税は。それで、残りの60パーセントについては法人税だから、狭山台以外の工場の分も含まれていると、それが6割を占めているという数字ではないかと思ひまして、ちょっと確認させてもらったのですが。

区画整理部長 おっしゃる意味はわかりました。そのとおりでございます。ですから、6割は償却資産と法人市民税と。いわゆる7億円から8億円のうちのですね。いわゆるその償却資産と法人市民税の中には少し企業が、会社が重なっている部分がございますけれども、それは一緒になっておりますということで、その6割の中には含まれているということでご理解いただければと思います。

委員長 ほかにありませんか。ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対の方から願います。

石田委員 議案第47号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算に反対の討論を行います。

狭山台土地区画整理事業は、一般会計からの繰入金3億2,400万円が事業費全体の55パーセントを占めています。入間市は、バブルが崩壊し、市民生活が困難になる中、財政が苦しいからという理由で敬老祝金を毎年支給から節目支給にし、さらにその金額までも減額しました。また、就学援助制度を入間市独自制度で対象

者を減らし、寝たきり老人手当を廃止、重度身体障害者福祉手当に所得制限を導入するなど、市民の暮らしや福祉、教育分野の予算を削減してきました。このように市民生活を犠牲にしながら最優先課題の1つとして狭山台土地区画整理事業を行ってきました。工場や住宅ができて一定の税収が見込まれるのは当然ですが、数億円の税収が見込まれたとしても、この間に失われた市民生活は取り戻すことはできないし、ほとんどは今も後退したままであります。これらの背景は、この事業が当初の計画どおり保留地処分金が見込めなくなり、4回目の見直しで、市費投入額が24億9,000万円から62億8,055万円、252パーセントにもふやされ、余りにも市負担が大きくなり過ぎたことにあります。こうした中で、2004年度は1億円程度だった繰入金が2005年度は2億円にふやされ、市財政の最も厳しいこの時期、昨年度に続き2008年度も3億円を超える一般会計からの繰入金は市民の理解を得られません。繰入金を減額し、私たちの納める高い税金は工業団地造成よりも全市民を対象にした暮らしや福祉、教育分野へ使用し、厳しい市民生活を応援する予算に回すべきです。

以上で反対討論といたします。

委員長 次に、賛成の方、願います。

友山委員 議案第47号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算について、未来新政会を代表して賛成討論をいたします。

狭山台土地区画整理事業は、平成5年に事業認可を受けて以来

14年目が経過し、関係地権者のご理解、ご協力と市執行部の努力により着々と整備が進み、工業専用地域で100社を超える企業が事業活動をし、また住居地域では約240戸を超える住宅が建ち、今後も増加の傾向にあり、工業団地を含む新市街地へと日々発展をしています。しかし、特に区域内の幹線道路であります都市計画道路根岸二本木線と第2種中高層住居専用地域、第1種低層住居専用地域内の道路の早期整備、そして雨水対策が必要と考えます。

このたびの平成20年度予算では、街路築造工事と雨水工事を重点に事業費を計上してあります。特に幹線道路である都市計画道路根岸二本木線については、前年度に引き続き残りの延長465メートルの街路築造工事が行われることになり、全線約1,300メートルが完了となります。そして、雨水対策としては街路築造のための先行としての雨水管布設工事が行われることになります。このことは、関係者の皆様の要望にこたえるもので、大変好ましいことと思います。これからも道路の整備を優先し、土地利用や事業活動に支障がないように事業を推進すべきと思います。今後も保留地の売却による事業収入の確保と事業費の削減に一層努力され、この事業が早期に完成されますよう要望し、平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算についての賛成討論といたします。

以上です。

委員長　ほかにありませんか。



〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第47号 平成20年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計予算は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 6時15分 休憩

午後 6時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

#### △ 議案上程

議案第48号 平成20年度入間市水道事業会計予算

委員長 次に、議案第48号 平成20年度入間市水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部から説明を求めます。

収入支出一括して願います。

## 提案理由の説明

水道経営課長 議案第48号 平成20年度入間市水道事業会計予算の概要に

つきまして、予算書及び予算説明書によりご説明を申し上げます。

予算書及び予算説明書の346ページをお開きください。予算の概要からご説明をいたします。平成20年度の水道事業会計の予算規模は、前年度の当初予算より11.4パーセント少ない38億1,318万1,000円となっています。平成20年度の水道事業につきましては、第5次入間市総合振興計画前期基本計画に位置づけられた安定給水の推進を組織目標として、災害対策の充実、安全で安定した水道水の供給、節水意識の啓発及び経営の効率化の4つの施策を中心に取り組みを進めてまいります。

第2条の業務の予定量は、これまでの実績に基づきまして給水戸数は検針戸数が増加していることから、前年度当初より700戸増の6万1,700戸、年間総給水量は平成19年度の水需要の状況などを踏まえて前年度当初より4万8,000立方メートル少ない1,810万1,000立方メートルとし、1日平均給水量を4万9,592立方メートルとしています。次に、主要な建設改良事業では、配水管改良事業で、大規模団地の武蔵台団地内の配水管布設がえ工事及び八津池団地内の配水管布設がえ工事を実施いたします。第4期拡張事業につきましては、狭山台工業団地方面への配水量の増加に対応するため、藤沢配水場のポンプ増設工事を実施いたします。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、企業活動の経常

的な経営活動に伴って発生する収入とこれに対応する支出の内容でございますが、収益的収入は前年度対比、額で2,375万2,000円、率で0.76パーセント減の30億9,221万4,000円を見込んでおります。収益的支出は、前年度対比、額で4,391万6,000円、率で1.51パーセント減の28億7,385万1,000円を見込んでおります。この結果、平成20年度の損益は前年度当初より3,992万6,000円増の1億8,842万5,000円の純利益となる予定でございます。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出でございますが、資本的収入は前年度対比3,149万9,000円、率で15.64パーセント減の1億6,988万1,000円を見込み、資本的支出は前年度対比4億4,897万2,000円、率で32.34パーセント減の9億3,933万円としております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7億6,944万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんすることになります。

第5条の債務負担行為は、現在1年契約としている量水器検針等業務委託を平成21年度から平成23年度までの3年間の長期契約としたいための債務負担行為であり、限度額1億8,000万円を設定するものであります。

第6条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について、第7条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、第8条は棚卸資産購入限度額を定めるものであります。

次に、予算説明書の中から主なものについてご説明をいたします。予算説明書の348ページからとなりますので、よろしく願いいたします。

収益的収入及び支出のうち、款1事業収益のうち項1営業収益、目1給水収益の28億4,499万円は水道料金収入であります。水の需要が伸び悩んでいることから、前年度当初予算に比べ、率で0.3パーセント、額で952万5,000円の減額となりました。水道料金収入は、収益的収入の約92パーセントを占めていますが、使用水量の減少傾向は一般家庭だけでなく大口の事業所についても続くものと考えております。

目2その他の営業収益2億1,997万2,000円の主なものは、水道料金とあわせて徴収している下水道使用料の調定等受託事務手数料8,238万8,000円と水道利用加入金の60パーセントに当たる収入である9,135万円であります。

項2営業外収益は、目1受取利息が事業資金を国債などで運用することによる受取利息の増額が見込まれることから、前年度当初より256万3,000円多い1,225万1,000円を見込んでおります。

項3特別利益、目2その他特別利益1,500万円は、扇町屋配水場ポンプ関連設備のオーバーホールの財源として修繕引当金を戻し入れるものであります。

款1事業費の項1営業費用26億9,548万3,000円のうち、目1原水及び浄水費11億5,247万4,000円の主なものは、鍵山浄水場や配水施設の施設管理業務などの委託料9,173万9,000円、県水の受水

費 9 億7,300万3,000円であります。なお、平成20年度の年間総給水量1,810万1,000立方メートルのうち、県水受水予定量は1,499万9,500立方メートル、自己水は310万1,500立方メートルとなり、県水受水率は約82.9パーセント、自己水確保率は約17.1パーセントとなる見込みであります。

目 2 配水費の 3 億9,916万3,000円の主なものは、4つの配水場や配水場を補助する配水池や加圧場などの施設に係る維持管理費、漏水修理や漏水調査などに係る委託料、配水管等の修繕費であります。

項 2 営業外費用の目 1 支払利息の 1 億3,485万5,000円は、平成20年度に償還をする企業債の償還利息であります。

次に、349ページの資本的収入及び支出の状況についてご説明いたします。款 1 資本的収入の項 1 出資金5,702万5,000円は、土地区画整理事業に伴う配水管布設工事を一般会計出資金として受け入れるものであります。

項 2 負担金5,149万8,000円は、平成20年度に実施する公共下水道工事等に伴う配水管布設がえ工事の負担金4,503万8,000円と消火栓17基の新設に係る設置負担金646万円であります。

項 3 加入金6,090万円は、水道利用加入金の40パーセントに当たる額を資本的収入として計上するものであります。

款 1 資本的支出の項 1 建設改良費は 7 億1,759万5,000円となっております。前年度に比べますと、約 7 億円をかけた東金子配水場の改修工事が終了することから 4 億1,789万2,000円の減となっております。

おります。平成20年度の建設改良事業は、単独事業で武蔵台団地及び八津池団地内の配水管布設がえ工事などの4工事、工事延長で約2,000メートルを実施いたします。また、下水道事業関連では南峰や野田地区で配水管布設がえ工事を7本、工事延長で約1,000メートル、土地区画整理事業関連では扇台や武蔵藤沢を中心に17本、工事延長で約1,600メートルを予定しております。

目3配水場改良費7,350万円は、寺竹加圧場及び南峰配水池の監視盤改修などを東金子系遠方監視制御工事として行うものであります。

目4第4期拡張事業費の1億4,016万7,000円は、藤沢配水場のポンプ1台を増設し、4台体制にするための工事費が約1億1,000万円及びその管理委託料が約300万円などであります。

目5量水器費304万4,000円は、量水器828個の出庫に係る費用であります。

目6固定資産購入費3,041万8,000円のうち1,299万5,000円は、平成10年3月に購入した給水車を更新するもので、応急給水などの災害対策の充実にも努めてまいります。

項2企業債償還金の2億2,173万5,000円は、昭和53年度から平成13年度までに借り入れた企業債の償還元金であります。平成20年度末における残高は約44億2,000万円となりますが、企業債につきましては平成20年度についても借り入れをしないこととしております。

350ページからは、平成20年度の水道事業の経営状況などを地

方公営企業法施行規則に基づいて記載したものであります。

350ページは、平成20年度水道事業会計の資金計画で、現金に関係のある受入資金と支払資金の状況を示したもので、平成20年度末の現金あり高につきましては、当年度予定額の差し引き欄の20億4,400万9,000円を見込んでおります。

351ページから356ページまでは給与費明細書で、特別職の水道審議会委員15人の報酬と一般職の職員39人分の給料とパート職員の賃金等の明細であります。

351ページの損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員の内訳は、水道用水供給事業営業活動や維持管理事業に従事している職員が31人、水道施設などの建設改良事業に従事している職員が8人となります。なお、平成20年度の水道審議会につきましては予算的には4回を開催をし、内容としては平成21年度までに策定する水道事業の長期計画である入間市水道ビジョンの策定についてを審議していただくことになっております。

357ページにつきましては債務負担行為に関する調書で、鍵山浄水場等管理業務委託と水道料金の検針などの量水器検針等業務委託の2つの内容であります。鍵山浄水場等の管理委託業務につきましては、昨年12月議会で限度額8,000万円の債務負担行為を設定し、本年2月に指名競争入札を行い、株式会社関東サービス工社が6,066万9,000円で落札をしております。

358ページから360ページは、平成19年度決算に係る予定表ですが、358ページの損益計算書は企業の経営成績を明らかにする計

算書で、収益と費用、それらの差し引きによる純利益の予定額を記載しております。平成19年度の純利益につきましては、計算書のしたから3行目にありますように1億8,852万8,000円を見込んでおります。

359ページから360ページの貸借対照表は、平成19年度末における企業の財産を示す計算書ですが、平成19年度末の利益剰余金につきましては、下から4行目にございます10億1,309万1,000円を見込んでおります。

361ページから362ページにつきましては、平成20年度末における予定貸借対照表となっております。

お手元に配付いたしました別冊の予算参考資料には、60ページから水道事業会計の節レベルの内容が記載されております。その中で72ページにつきましては、事業費構成、年間総給水量等の前年度比較、決算特別委員会で指摘のあった損益勘定留保資金の内容を記載させていただきました。平成20年度末の損益勘定留保資金の残額につきましては8億2,203万6,000円を見込んでおります。ちなみに、平成20年度当初予算における給水原価は約164円となり、供給単価につきましては約161円となっております。

水道事業の経営は、水需要の低迷による水道料金の伸び悩みなどから厳しい経営環境が続くことが予想されますが、有収率の向上対策や事務事業の見直しによる組織力の強化、ホームページの活用による効果的な情報の提供などを通じまして経営の効率化に努めてまいりますので、引き続きのご指導をお願いしたいと



思います。

以上をもちまして平成20年度水道事業会計の予算案についての説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

野口委員 では、自己水比率についてお聞きしたいのですけれども、17パーセントになっているということですが、これは水利権との関係で今は年間供給水量をもとに、机上の計算でいいです。水利権いっぱいにくみ上げたら何パーセントまでいくのですか。

水道施設課長 水利権いっぱいというのは、日量1万5,000トン水利権はございますので、今やっているのが8,500トンぐらいで17パーセントということです。ですから、倍ぐらいということになろうかと思うのですが。最高にいても30パーセントぐらいになります。

野口委員 それを前提に、ことしが17パーセントで、来年は18パーセントですか、そういう予定で県との契約というか、結んでいると。23年度から新たに契約交渉するということによろしいのですよね。そうした場合に30パーセントまで上げる、つまり20パーセント以上にいくとかいった場合に何か障害があるのでしょうか。

水道施設課長 県水が今61円ぐらいなのです。県水が3年間今それを据え置きますということでやっているわけです。それが22年度までです。ですから、その22年度を過ぎた後、県水を今度運営していく上では県水の値上がりをするという考え方があるわけです。

ですから、埼玉県全体で県水を幾らにしていくか、どう運営していくかということを決めますので、入間市だけが一方的に20パーセント、30パーセントということにはいかないという話になっております。入間市のほうとしては、今の段階では20年、21年度までを17パーセント、それから22年度から18パーセント、23年度も18パーセントということで県と協議を行っているという状況でございます。

野口委員 県との交渉で現状が決まっているのはわかっているので、23年度以降について17、18、19パーセントというよりも25パーセントとか30パーセントとかいくことについて障害があるのかと。つまり私が言いたいのは、多くの自治体で契約しているのにあなたのところだけ30パーセント認めないよというふうに言われるのか、それともそれだったらあなたのところだけ値段を上げるよと言われるのか、そういうことを含めて、20パーセント以上に上げるということに対して障害というのはどういうふうな障害があるのかを聞きたいのです。

水道施設課長 障害というか、まず入間市が県水依存度が今85パーセントぐらいあるのです。下げてきて85パーセントぐらいになっているわけです。それというのは、夏の渇水時等があるわけです。それは6月ごろから10月ぐらいまでが県水を高くしているわけです。自己水を多くしているというのは、今言うように4月、5月、それから12月から3月ぐらいの間を多くしてパーセントを上げていくというのがあるわけです。というのは、入間川から取水

していますから、渇水時になれば入間川も渇水するわけです。ですから、そういう支障があるということで一概に30パーセントとかそういうふうには上げられないというのが現状だと思います。

野口委員 渇水時には少なく、春とか時には多く自己水を鍵山浄水場から取り入れられるということであれば、水利権との関係もありますけれども、もっとそういうフレキシブルであれば別に20パーセント以上、25パーセントとか自己水を上げられるはずで。というのは、これから水道ビジョンですか、上げる場合何パーセントにするかということが非常に大事で、もう一つ言いますと、前に資料請求で自己水の原価が今は69.77円か、それで県水が61.78円と、こういうふうには自己水は高いようではありますけれども、自己水の原価はランニングコスト自体も固定費なのです、人件費。ましてや残りの減価償却費、これはもう既に使ったお金で固定費なのです。だから、単純に言えば自己水が2倍になれば、これは三十……69円だから、69円というのはこの時点で。すると半分ということになるわけです。ですから、自己水をふやせばふやすほど単価は下がるわけです。鍵山が高いのは現状高いだけであって、ランニングコストも固定費なのです。固定費、実際もらったのは多くは人件費の配分だと。つまり人件費で、鍵山浄水場で働いている人がそれぞれ仕事している中で自己水の原価に振り向ける人件費だと思います。書いてありますから。ですから、自己水の量が多くなればなるほど単価は下がるのです。つまり変動費ではないですから。そういうことを踏まえて25パーセント、つまりこれが1.5倍ぐら

いになれば自己水は逆にかなり減るわけです、単価が。そういうことを踏まえた上で、やっぱり自己水というのは目いっぱい使ったほうがいいと思うのです。逆にそのことによって県水がだったら値上げするよということで残りの8割が値上がりすれば元も子もなくなりますけれども、そこら辺の交渉というのは大事であって、やっぱりここまでは……その損得の計算で自己水の単価は下がるけれども、県水は上がったということで、どのぐらいがちょうどいいのかなという交渉はやっぱりすべきであると思うのですが、その点はいかがですか。

水道施設課長 先ほど日量1万5,000トンと私申し上げたのですけれども、1万5,000トンをずっとつくるということはできないわけです。例えば9,000トンをつくるためには、1万2,000トンのときもあったり7,000トンのときもあったりという形なのです。ですから、1万5,000トンが先ほどの計算で30パーセントだとすれば、最高につくれても22パーセントぐらいが限度かなというのものもあるわけです、実際には。1万5,000トンは、毎日ではできないですから。ですから、最高が1万5,000トンということは、1万2,000トンもずっとつくるということはなかなか難しいわけです。

それと、もう一点について、コストの関係なのですけれども、今鍵山のコストを出しています。それについては、2年間はまだ保険料とかそういうものが入っていないわけです、実際には。実際に鍵山でかかってくるのは2年後ですから、ですから来年度、21年度から保険とかいろんなものがかかってくるわけです。です

から、コストはそこでどう下げていくかという研究はしていかなければならないのですけれども、今のコストよりも上がるということはわかることなのです、実際には。ランニングコストを計算していくと。ですから、今より下がるということではなく、上がっていくというふうに考えたほうがよろしいかと思うのですけれども。

野口委員 その22パーセントの限界はわかりました。ただ、コスト計算でランニングコストといわゆる減価償却とか保険料みたいなその他のコストとごっちゃになっていると思うのです。固定費を含めて自己水が1だろうと10だろうと出さなければいけないお金なのです。県水というのは、買えば買うほどお金は支払わなければいけないお金なのです。単純に考えて、自己水の単価が10倍であったとしても固定費だから、だから自己水が100の費用がかかって、それに対して10自己水をとりとうと100とりとうと同じなのです。問題は、県水を買う量を減らせば収益は上がるわけです。そういう簡単なことをなぜ言わずに、それを言わずにこのコストは高い、高いとかいうことをおっしゃっているから私はおかしいと。だから、今言ったように22パーセントが限界だといえ、それに基づいて今回のこれからのビジョンはそのぐらいでしょうとわかるでしょう。だから、この自己水についてはもっとわかりやすく、かつ限界もわかりやすくというか、お願いしたいのです。だから、かみついたのは余り説明が企業会計からいってちょっと稚拙な説明をされて、私たちがだますような説明だったから腹が立ったの

で、ごめんなさい。

以上です。

金澤委員 私が別に執行部に対して説明する必要もないと思うのですけれども、野口委員がお話したのは、結局人1人がいれば目いっぱい働いてつくっても半分しかつくらなくても人件費は変わらないから、つくればつくった分だけ鍵山浄水場の単価は下がるのではないですかと言っているわけです。だから、単価が下がるのであれば、より鍵山浄水場の自己水をふやして県水買うのを含めて購入品を下げたほうがいいのではないですかということをお願いしたいのですけれども、現実にはそうはいかないということはあるのですけれども、そういうことを言いたかったということなのです。

では、ちょっと私のほう質疑させていただいていいですか。では、私なのですけれども、参考資料の72ページで、2番の年間総給水量等と、これがあって、有収率をいつものようにお話ししたいのですが、水道部長。水道部長の話、私は前回総括質疑の中で93パーセントを将来的に95パーセントを目標に上げていくというようなお話を差し上げました。改めてお聞きしますけれども、95パーセントに上げていくために年次的にどれぐらい、21年度、22年度、23年度とどのような形で上げていくご計画でしょうか。

水道部長 今予算的には水道料金を算定する上での有収率は93パーセント使っているとお答えをいたしました。第5次総合振興計画の前期基本計画では、平成23年度の到達目標を95パーセントというふうにしております。平成19年度の半年ぐらいの状況を見ると93.49パ

一セント、93.5パーセントぐらいに今の段階ではなっていますので、そういう意味からすると毎年例えば0.5パーセントぐらいずつ伸びを見込めれば、到達目標である95パーセントというものに達し得るのかなというふうには考えております。ただ、しかしながらなかなかこの有収率は厄介でして、全体の配水量に対する料金対象の水量ということになりますので、結果としてはそういう数字が出てくるかもしれないのですが、やはりそれを予測するというのは非常に難しいと。ですから、例えば具体的には漏水調査なんかやっております。かなり成果は出ておりますけれども、また事業用水量の関係もそうなのですが、工事をしたりすることによって、いわゆる事業のためにつかってしまう水も確かに出てくるのです。そういうのをいろいろ考えていきますと、93パーセントにいくために今年度は0.5パーセント、今年度は1.0パーセントを見込めますということはなかなか言えない状況があるということをご理解をいただきたいのです。ただ、私どもとしては5カ年の計画の中でその到達目標として95パーセントを掲げたわけですから、そこに向かって努力はさせていただきたい、そう思います。

金澤委員 95パーセントまでどうやっていくのだという話になると、いつもなかなか計画が立たないからご答弁は避けられるという話なのですが、通常民間であれば95パーセントの目標が出たらきちんと毎年ごとの目標を立てていかないと、いきなり2パーセントふえるということはありません。ですから、94なら94パーセント、94.5なら94.5パーセント、次の対象に95パーセントだとい

うふうにまず目標を立てて、ではそのためにどこまで、例えば漏水調査対策の増強なり布設がえの予算の増なりを考えていくのが筋ではないのでしょうか。なぜその部分で目標が立てられないのですか。そこがわからないのですけれども。

水道部長 有収率というのは結果の数字でしかないのです。ですから、そうした意味では、今委員さんが言われたような形で計画的に、例えば上昇率を見込むということを仮にしたとしても、ではその見込んだ根拠となるものとして漏水調査で何パーセント、どのぐらいの水量を有収水量に確保していくと、そういうものを個々に積み上げていくというのはなかなか難しいのです、現実問題として。ですから、机上の計算ではできてしまうけれども、それが実態に合わないから、例えば入間市の平成16年度あたりからの水量の中を見ると平均で93パーセントなのです。ですから、漏水調査もし、それから施設の更新もし、老朽した管も計画的更新をしても現状としては93パーセント前後というのが過去の実績ですから、それをやはり飛躍的に1パーセント計画上見るとというのは、理論上はできても実態としてはなかなかそぐわないという状況がありますので、どうしても抑え目に見がちになるというのが言えると思うのです。ただ、水道ビジョンを平成21年度までにつくっていくということになりますと、当面10年間の財政計画ということになりますから、総括質疑でもご意見いただきましたけれども、人口の減少状況であるとか、いわゆる使用水量の状況であるとか、それからそうしたものを積み上げていく中での有収水量をどのぐ



らいに抑えるのか、またどのぐらいまで確保するのか、それによって有収率をどのぐらいに持っていかうとするのか、その辺のところはもう一回しっかり議論をしていく必要があるとは思っております。

以上であります。

金澤委員 あくまでも有収率、有収率と言ってしつこいかなと思うのですが、2パーセント違うと年間約5,600万円違うわけですから、10年間で5億円、6億円違うわけですから、何としてでも有収率を上げていく必要があるというふうに私は思っているのです。

そこで、総括質疑のご答弁の中で漏水量がある程度毎年決まっていると総給水量が下がってしまっているの、割合としては漏水率は上がるので、裏を返すと有収率はそれほど上がらないというようなお話をされましたよね。それで間違いない、よろしいですか。

水道部長 そのような理解で結構です。

金澤委員 先ほどの72ページに戻っていただきたいのですが、2番の年間総給水量で平成19年度が1,814万9,000トンになっています。平成20年度が1,810万1,000トンになっています。確かにここで数字を見ると4万8,000トン減っていますけれども、そういう意味からすると確かに総給水量は下がっているように見えるのですが、これ数字のマジックで、平成19年度はうるう年で366日で計算されています。平成20年度は、これ通常の年ですから、365日です。ということは、具体的に言うと年間総給水量は実際には下がって

いないのではないですか。というのは、なぜかという1日当たりの平均給水量を19年度と20年度を比べると20年度のほうがふえているのではないですか。そうすると、さっきのご説明とちょっと矛盾すると思うのですけれども、いかがですか。

水道施設課長 実際には年間総給水量は19年度のほうが多いのですけれども、補正減をして19年度は実際には総配水量は少なくなっていました。現実はですよ。ですから、その中で今金澤委員さんおっしゃったとおり、この数字だけ見ると1日分減っただけに計算上なっているわけです。これは、間違いないと思います。ただし、今言うように20年度については実際には1,810万1,000トンという形でやっていますけれども、最終的に20年度が終わったときにはそこまで伸びていかないだろうというのは考えられると思います。

金澤委員 そこまでおっしゃられるとすると、この事業計画そのものの収益の計算が成り立たなくなるのではないですか。

水道施設課長 ですから、有収率だけを考えると、有収率が上がるというのは、計算上で95パーセントになったにしても総配水量が低くなってしまうと収入は低くなっていくという現実があるわけです。ですから、有収率と収入金額というのは別物という、考えで言うとおかしいかもしれませんが。

金澤委員 ちょっと違うのですけれども、私がちょっと整理させていただくと、話ししたのは、有収率が93パーセントのままでもこれでこれ上らないのですかとお話ししたら、水道部長が答弁で総給水量が

下がっているせいですというような話をされました。私がここで、実際には見た目は下がっているけれども、うるう年の関係を差し引けば逆にふえているのではないのですかと、1日当たりの給水量でいけば。ということで話をしました。そうすると、今施設課長さんのほうで、これは20年度のこの数字は実際にはもっと下がるのだから、実際には有収率は93パーセントのままで見込むしかないよというようなお話をされたのです。ということは、1,810万1,000トンで見ているこの事業計画は成り立たないではないですか。それで収支等出しているわけでしょう。収益見込んでいるわけでしょう。おかしいではないですか。それ自体も減っているということであれば、減っている数字で収益を立て直してくださいとなるではないですか。

水道施設課長 失礼しました。私の言葉が足らなかったのかもしれないですけれども、有収率を95パーセントに上げるとということと今のこの93パーセントで計算上出しているというのは意味としては同じ意味なのです。ですから、1,810万1,000トンに93パーセントの収入を見込んで出しているということ。

金子俊雄委員 今のやりとりを聞いていますと、県水というのは予約して買っているのだと思うのです、年間のを。県水はそうでしょう。予約を、この数は多分。そうでないと県水のほうはやっていけないですから。これが例えば使い切れない場合、規定の量でいかない場合、そのときはどうするのですか。返すのですか。返すというか、返すことはできないのですけれども、流してお金は向こう

へ払うということなのでしょう。そうではないの。

〔(そうです) と言う人あり〕

金子俊雄委員 それだから有収率がなかなかそれが絡んでくると上がって  
いかないということで理解していいのではないの。そうではない  
ですか。

〔(県との契約の話) と言う人あり〕

金子俊雄委員 県の契約をしたものだけは使おうが使うまいがお金は払う  
と。そうでしょう。それで、余った場合はもう捨ててしまうと。  
ですから、有収水量というのですか、それは変わらないというこ  
とでしょう、その九十何パーセントというのは。余ればこぼして  
しまうし、足りなければ追加はきかないでしょうから、自己水を  
あてがうとかということが多分。それと節水の宣伝をしてやる  
ということだと思うのです。ですから、もっと単純なことではない  
ですか、答弁は。そういうことだと思うのです。聞いているやり  
とりの中だと。

水道部長 まず、県水の場合は今後必要とする予定量という3年間の協議  
を、要するに実施計画と同じようにローリングしながら協議をし  
ます。そのうちの例えば今であれば平成20年度はいつにするのか  
というのを最終的に決めます、県との協議の中で。それを契約す  
るのです。ですから、もう一つは県との関係で、県としては全体  
の県水の調整が必要になってきますから、それをいわゆる事業者、  
県内65あるのですが、99パーセントは必ず確保してくださいねと  
いう、県からすればそういう形の約束をとりつけてしまうのです。

今までもそうなのですけれども。ということは、例えば当初の予定が1,814万9,000トンです、19年度。それが水が余り売れなくて、例えばそこまでなかなかいかないという状況が起きます。起きた場合に、県は違約金を支払う範囲というのは1パーセントの範囲なのです。ということは、例えば97パーセントぐらいになってしまったとしたら、その差の部分は、これは自己水を減らして、それで全体を調整するということなのです。だから、全体の配水量を最初は県水と自己水という率なんか決めますけれども、これは実績に基づいて最終的には調整をしているということなのです。ですから、有収率とは全く違うのです。それをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 いやいや答えていただきたい。繰り返しますか。

水道部長 先ほどの続きになるのですけれども、1,810万1,000トンというのがございます。これは、私ども実施計画の中で平成20年度からの実施計画、20、21、22年度のところで使っている数字でございます。確かにこの年間の総給水量というのは、結果としては水が売れたときと売れないときがありますから、それは多少ずれます。ずれるのですけれども、この1,810万1,000トンというのが埼玉県企業局と入間市が契約をした水量なのです。まず、そういうことなのです。それで、今金澤委員さんが言っているのは、去年の1,814万9,000トンからすれば減ってはいるけれども、ここに書い

である4万8,000トン減ってはいるけれども、日量1日当たり平均で換算をするとふえているのではないですかということなのです。これは、先ほど言った365日と366日のいわゆるうるう年との関係の数字なのです。私どもとしては、1,810万1,000トンは今までの状況の平成19年度の当初の1,814万9,000トンというものを見たときにそこまで伸びないということを前提にして県と協議をした数字なのです。当初予算の段階ではその数字を使っております。しかしながら、これが当然のことながら水量の推移といいますか、水が売れるか売れないかという量によって、決算をベースにしたときに1,810万1,000トンを確認できるかどうかは微妙なときもあるし、上回るときもあると思うのです、平成20年度。それは、もうそれぞれのときの、今回もお願いしましたけれども、3月の補正で水量の減少をしたわけです。これは、当初で完璧に見込むということは、県との協議の数字がありますから、それを無視した数字は使えませんので、これはご理解いただきたいと思うのです。よろしく申し上げます。

金澤委員 今の県との協議の難しさという点では理解いたしました。ということは、とりもなおさず先ほどおっしゃったように特に夏の渇水等がなければ、猛暑にならなければ補正減になるのもやむを得ないのかなと。わかっているけれどもできないという、そういうお立場というのはよく理解できました。

あと2点目に先ほど野口委員も確かに触れていたのですが、鍵山浄水場のランニングコストの低減の検討についてなのですけれ

ども、先ほど確かに施設課長さんがおっしゃられたように、契約の切れる22年度以降はいろいろな意味で市に対していろいろプラスの要因がふえてくるわけです。当然二、三年たつといろんな部分で修繕、維持、交換費も出てきますし、それに対して以前のご答弁でその22年度以降に今から備えていろいろと対策を検討してくださいとお願いしたら、マニュアルも含めて、外部委託も含めていろいろな検討していきますというようなご答弁いただいたと思いますが、1年間たちましてどのような対策が進んでいるでしょうか。

水道施設課長 先ほどもちょっと触れたと思うのですが、委託契約をここで結んで報告をさせてもらったと思うのですが、8,000万円の債務負担行為を起こして。それで、今までは見積もり合わせ、それから随意契約等で行っておりました。それが指名競争入札という形で契約の方法を変えましたので、それによって仕様書等も多少見直したのですけれども、それで今回の6,000万円ちょっとという、そういう金額に抑えられたという、これが1点あるのです。鍵山だけを考えてみると、まだ1年間たっていないので、ちょっとそれ以上にはないのですが、扇町屋配水場のポンプについて契約を結ばせていただいたのですけれども、19年度に。それが実際にはそのポンプ4台あるうち2台を19年度やったわけです。それが2台分の契約について2,500万円予算上とっておいたのですけれども、それを会社へ持って行って修理をするという見方をしていたのです。それが実際にはいろいろ検討していった結果、現

場で、そこでできるというような形になって1,500万円で契約を  
させていただいたわけです。ですから、今後鍵山についてもそう  
いう何かいろいろな方法で検討していった改善が図れるようなも  
のがあればやっていきたいと、そんなふうに思っています。

石田委員 1つは、高度処理を始めたわけですね。これの成果というの  
は、市民にどういうふうに知らせていっているのですか。

水道施設課長 まず1つには市報等で鍵山浄水場をPRさせていただいて  
おります。それから……

〔(「水道トピックス」ね)という人あり〕

水道施設課長 「水道トピックス」等で配布をしております。それから、  
もう一つにはインターネット等でもそういうものが見られるよう  
にということでPRをさせていただいています。それから、鍵山  
浄水場施設見学というのがございまして、その施設見学に来てい  
ただいたのが大体1年間で1,150人ぐらいですか、そのくらい  
の方に、団体、小学生、個人等で来ていただいて、その方について  
実際に水を飲んでいただいたりしているという、そういうPRの  
仕方を今とっております。

石田委員 まるっきりこの水の供給の場所が違っていればすぐにわかるの  
だと思えるのですけれども、実際には混合されているのです。そう  
いった意味で利用者の声というのは何か入ってきていますか。例  
えば前よりもおいしくなったとか、そういった話というのは来て  
いますか。

水道施設課長 それについては、やはり鍵山へ行って飲んでいただいた方



はおいしいということなのですけれども、確かに石田委員おっしゃいますとおり、東金子で一緒になってしまうわけです。ですから、それについては実際には声を聞いておりません。

石田委員 かなり実際そういう形で混合してきているからおいしくなっているはずなので、何か一工夫必要なのかなと。これだけの事業をやっているわけですから。そんな感じがしているのですけれども。

それともう一つ聞きたいのは、収益的収支が1億8,852万8,000円の純利益を見込んでいると。予想外にこの間ずっと純利益ですばらしいことなのですけれども、今後の見通しはどうなっているのか。しばらくまだ純利益を上げていくような状況でしょうか。

水道経営課長 先ほどから県水のお話が出ているのですが、県水のほうの値上げ等がないような状況であれば、当分の間は現状ぐらいの利益が計上できるのではないかというふうに考えております。

石田委員 近隣の自治体も同じような状況でしょうか。割に純利益が上がるような状況に、要するに水を使う量が減ってきたなんて心配したのだけれども、大体同じような状況で進んでいるのですか。

水道経営課長 ちょっと具体的な数字は今手元にはないのですけれども、聞いた限りでは同じような状況で、やはり今石田委員さんのおっしゃられたように水道使用量がどの企業体も減っているような状況の中で、それぞれが経営努力している中で赤字にならないでそれなりの黒字というのでしょうか、そんな状況ということは聞いてはおりますけれども。

石田委員 県水の関係で、向こうの運営そのものはどう考えているかという問題があるけれども、値上げする可能性というのは強いですか、それとも現状維持でいきそうな感じですか。

水道経営課長 現段階では、平成22年度までは現行の単価でということでは承っているのですけれども、それ以降につきましてはまだ県のほうとしてもはっきり出しておりませんので、現段階では何とも申し上げられません。

石田委員 県のほうの水道の企業局のほうの経営が厳しくなった場合、当然これを値上げしたいという話は出てくると思うのです。そういった点からの見通しというのはつかめないのですか。

水道経営課長 ちょっと現段階では23年度以降の見通しというのは何とも申し上げられないというのが現状でございます。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第48号 平成20年度入間市水道事業会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしましたし

た。

暫時休憩します。

午後 7時11分 休憩

午後 7時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 協議事項〔閉会中の継続調査について〕

委員長 次に、閉会中の継続調査について協議いたします。

行政視察につきましては、お手元にご配付した資料のとおり、  
閉会中の継続調査として行うことにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、閉会中の継続調査については決定いたしました。

△ 閉会の宣告（午後 7時13分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって都市経済常任委員会を閉会といたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

都市経済常任委員会委員長 平 山 五 郎